

第3部

風水害対策編

(水防計画)

目次

第3部 風水害対策編（水防計画）	1
第1章 総則	1
第1節 計画作成の主旨等	1
第1 計画の目的	1
第2 計画の構成	1
第3 他の計画及び他の法令に基づく計画との関係	1
第4 計画の取扱い	1
第2節 自助共助公助の基本	3
第1 自助・共助の基本	3
第2 公助の基本	4
第3節 風水害・土砂災害等被害想定	5
第4節 安全配慮	6
第5節 浸水想定区域等における円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止のための措置	7
第1 洪水浸水想定区域の指定状況	7
第2 浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止のための措置	7
第3 洪水等ハザードマップ	8
第4 地下街等の利用者の避難の確保及び浸水の防止のための措置に関する計画の作成等 ..	8
第5 要配慮者利用施設の利用者の避難の確保のための措置に関する計画の作成等 ..	8
第6 大規模工場等における浸水の防止のための措置に関する計画の作成等 ..	8
第6節 水防協力団体	9
第1 水防協力団体の指定	9
第2 水防協力団体の業務	9
第3 水防協力団体と水防団等の連携	9
第4 水防協力団体の申請・指定及び運用	9
第7節 風水害対策の目標	10
第2章 災害予防	11
第1節 防災組織の整備・充実	11
第1 防災組織の整備方針	11
第2 防災関係機関相互の連携体制	11
第3 水防体制	12
第4 水防組織の主な役割	12
第2節 防災拠点施設の指定・整備	14
第1 防災拠点施設の指定	14
第2 防災拠点施設の整備	15
第3節 防災情報通信網の整備	16
第1 災害時通信手段の整備・確保	16

第2 情報流出防止対策	19
第4節 気象等観測体制	20
第5節 気象特別警報・警報・注意報等について	21
第1 気象特別警報・警報・注意報等の定義	21
第2 気象情報	21
第3 特別警報・警報・注意報等の概要と発表基準	23
第6節 ダム・水門等の操作	30
第1 ダム・水門等	30
第2 操作の連絡	30
第3 連絡系統	30
第7節 水防施設及び輸送	31
第1 水防倉庫及び水防資機材	31
第2 輸送の確保	31
第8節 都市の防災対策	32
第1 風水害予防対策	32
第2 土砂災害予防対策	33
第3 被災建築物の応急危険度判定制度の活用と充実	33
第4 住民に対する防災対策	33
第9節 緊急輸送路等の整備	35
第1 陸上輸送路の環境整備	35
第2 航空輸送路の環境整備	35
第10節 避難対策	36
第1 避難所・避難場所及び避難路の指定	36
第2 避難場所・避難所の環境整備	38
第3 避難誘導体制の整備	40
第4 帰宅困難者への対応	40
第5 広域避難対策（本市以外への避難）	41
第6 広域避難対策（本市への受入れ）	41
第7 避難所運営体制の整備	41
第11節 医療救護・防疫体制の整備	42
第1 医療救護活動体制の確立	42
第2 災害時医薬品等備蓄供給体制の確立	42
第3 防疫対策	42
第12節 食料等の調達・確保及び防災資機材等の整備	43
第1 備蓄品の確保	43
第2 備蓄施設の確保	44
第3 民間事業所の協力による物資調達体制の整備	45
第4 市民に対する備蓄の啓発	45
第13節 災害廃棄物処理計画及び広域処理体制の整備	46
第1 災害廃棄物処理計画の策定	46

第2 広域処理体制の確立	46
第14節 防災教育・広報	47
第1 市職員に対する防災教育	47
第2 住民等に対する防災教育、知識の普及	47
第3 事業所に対する教育	48
第15節 防災訓練	49
第1 水防訓練	49
第2 事業所等防災訓練	49
第16節 自主防災組織の整備	50
第1 自主防災組織の育成指導と編成基準	50
第2 日常の自主防災組織の活動	50
第17節 要配慮者対策	52
第1 市の全体方針	52
第2 社会福祉施設等における対策	52
第3 在宅の要配慮者への対応	53
第4 学校、病院等の対策	56
第5 外国人等への対策	56
第18節 ボランティアとの連携	57
第1 受入れ体制の整備	57
第2 マニュアルの作成	57
第19節 災害時相互応援協定の締結	58
第1 他自治体との相互応援協定締結	58
第2 民間事業者・団体との災害時応援協定締結	58
第3 災害時応援協定の公表	58
第4 連絡体制の整備、情報伝達訓練の実施	58
第20節 公的機関等の業務継続性の確保	59
第1 業務継続対策の方針	59
第2 事業所における業務継続計画の策定	61
第21節 受援計画	62
第1 受援対象業務	62
第2 情報連絡体制	62
第3 応援受入体制	62
第4 受入れ環境の整備	62
第3章 災害応急対策	63
第1節 応急活動体制	63
第1 初動体制	63
第2 警戒待機体制	64
第3 災害対策本部の設置	64
第4 水防活動	66

第2節 職員の動員配備	67
第3節 重要水防区域	68
第4節 通信の確保	69
第1 災害時の通信手段の確保	69
第2 有線通信網等の有効活用	69
第3 通常の通信手段が途絶した場合の体制	70
第4 情報伝達における配慮事項	70
第5節 災害情報の収集伝達	71
第1 被害情報の収集・整理	71
第2 被害状況等の報告	72
第6節 相互応援協力	75
第1 地方自治体、自衛隊、防災関係団体等に対する要請	75
第2 ボランティア活動支援	76
第3 公共的団体等との協力	77
第7節 災害広報	78
第1 防災関係機関との相互連絡体制の構築	78
第2 災害対策本部が行う広報及び実施手順	78
第3 報道機関等への発表・協力要請	79
第4 市のサーバが被災した場合の広報協力	80
第8節 水防活動	81
第1 水防配備	81
第2 出水時の警戒	82
第3 水防作業	83
第4 緊急通行	83
第5 警戒区域の指定	83
第6 避難のための立退き	83
第7 決壊・漏水等の通報及びその後の措置	84
第8 水防配備の解除	84
第9節 水防信号	85
第1 水防信号	85
第2 水防標識	86
第10節 協力及び応援	88
第1 河川管理者の協力及び援助	88
第2 上下水道事業管理者の協力	89
第3 水防管理団体相互の応援及び相互協定	89
第4 警察官の救助要求	89
第5 自衛隊の派遣要請	89
第6 国（河川管理者、地方気象台等）及び県との連携	90
第7 企業（地元建設業等）との連携	90
第8 住民、自主防災組織等との連携	90

第1 1節 救急・救助	91
第1 救急救助活動	91
第1 2節 自衛隊災害派遣	93
第1 災害派遣要請基準	93
第2 災害派遣要請の範囲	93
第3 災害派遣要請の要領	93
第4 市長不在時の対応	94
第5 災害派遣部隊の受入れ体制	94
第6 災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官の権限	95
第7 派遣部隊の撤収	95
第8 経費の負担区分	96
第1 3節 避難対策	97
第1 避難指示等の実施責任者及び基準	97
第2 避難指示等の発令	98
第3 避難指示等の伝達	106
第4 避難誘導	106
第5 避難所の開設・運営	108
第6 安否情報の提供	112
第7 広域避難対策	113
第8 他地域からの避難者の受け入れ	114
第1 4節 医療（助産）救護	115
第1 応急医療体制	115
第2 医療救護及び助産対策	116
第3 医療資機材の調達	116
第1 5節 緊急輸送対策	117
第1 道路開通作業	117
第2 緊急輸送の範囲	117
第3 緊急輸送体制の整備	118
第4 緊急輸送路の確保	119
第1 6節 防疫及び保健衛生	120
第1 防疫	120
第2 保健衛生	120
第3 防疫及び保健衛生機材の備蓄及び調達	122
第1 7節 廃棄物処理対策	123
第1 ごみ処理	123
第2 がれき処理	126
第3 し尿処理	126
第4 廃棄物処理施設の確保	126
第5 応援体制の確保	127

第6 住居障害物（※）の除去	127
第18節 救援体制	128
第1 給水対策	128
第2 食料供給対策	129
第3 生活必需品供給対策	130
第4 調達、支援物資の集積場所と配給	131
第5 支援物資の受入れ	131
第19節 被災地の応急対策	132
第1 交通・秩序維持対策	132
第2 障害物の除去	133
第3 生活救援対策	134
第20節 死者の搜索、遺体の処理等	139
第1 行方不明者の搜索及び遺体の取り扱い	139
第2 遺体の取扱い	139
第3 埋葬等	140
第21節 生活関連施設の応急対策	141
第1 上水道施設災害応急対策	141
第2 下水道施設災害応急対策	141
第3 電気施設災害応急対策	141
第4 建築物等の応急対策	144
第5 土木施設の応急対策	144
第22節 文教対策	145
第1 教育施設等の応急復旧対策	145
第2 応急教育実施場所及び教育実施者の確保措置	145
第3 教科書、教材等学用品の調達及び配給の方法	146
第4 給食等の措置	146
第5 災害時の学校等の対応	146
第6 幼稚園・保育所、こどもクラブ等の災害時の応急保育体制	147
第7 その他関連教育対策	147
第8 文化財等の応急対策	148
第23節 要配慮者対策	149
第1 災害時における要配慮者対策	149
第2 社会福祉施設等に係る対策	150
第3 障がい者及び高齢者に係る対策	150
第4 妊産婦及び乳幼児に係る対策	151
第5 児童に係る対策	151
第6 外国人に係る対策	152
第24節 ボランティアとの連携	153
第1 災害ボランティアセンターの設置	153
第2 災害ボランティアセンターの設置場所	153

第3 災害ボランティアセンターの運営体制	153
第4 災害ボランティアセンターの役割	153
第5 ボランティアに協力要請する内容	153
第6 ボランティア保険の加入促進	154
第25節 災害救助法の適用等	155
第1 災害救助法の概要	155
第2 災害救助法における留意点	155
第3 災害救助法の適用基準	155
第4 住家滅失世帯の算定等	157
第5 災害救助法の適用手続き	157
第6 救助の実施状況の記録及び報告	157
第7 災害救助法による救助の種類及び職権の委任等	157
第8 激甚災害の指定	158
第26節 被災者生活再建支援法に基づく支援	159
第1 被災者生活再建支援法の適用	159
第2 罹災証明書の交付	160
第3 被災者台帳の作成	161
第4 被災者の生活再建支援	162
第4章 災害復旧・復興	163
第1節 費用負担と公用負担	163
第1 費用負担	163
第2 公用負担	163
第2節 水防報告等	165
第1 水防記録	165
第2 水防報告	165
第3節 施設の復旧対策	166
第1 災害復旧事業計画の作成	166
第2 災害復旧事業に伴う財政援助及び助成計画の作成	167
第3 災害復旧事業の実施	168
第4節 被災地の復旧対策	169
第1 義援金の配分	169
第2 被災者の生活確保	169
第3 災害弔慰金の支給	170
第4 被災者への融資	171
第5節 積雪・寒冷対策	172

第1章 総則

第1節 計画作成の主旨等

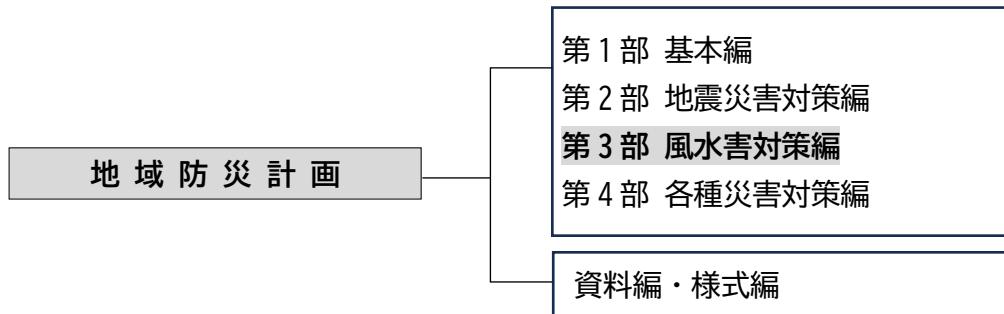
本節では、地域防災計画の目的や構成、他計画との関係性、さらには計画の取扱いについて記載する。

第1 計画の目的

本計画は、市民生活の各分野にわたり重大な影響を及ぼすおそれのある風水害・土砂災害等に対処するため、本市や指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関等の防災機関がその有する機能を有効に発揮して、市域における災害予防、応急対策及び災害復旧、復興を実施することにより、災害から市民の生命、身体及び財産を保護するとともに、災害による被害を軽減し、もって社会秩序の維持と公共の福祉の確保に資することを目的とする。

第2 計画の構成

本計画は、国の防災基本計画や、県地域防災計画と整合性を有し、本市の地域性を加味した計画とし、過去の被災状況を踏まえた内容とともに「会津若松市総合計画」をはじめとする本市の他の分野別計画等と整合性を図るものとする。



第3 他の計画及び他の法令に基づく計画との関係

(1) 県地域防災計画等との関係

県地域防災計画（一般災害対策編）及び県水防計画と整合を有する。

(2) 他法令等に基づく計画との関係

本計画は、本市の地域に係る風水害対策の基本としての性格を有するものであり、他の法令の規定に基づく計画の防災に関する部分については、この計画との整合性を図るものとする。

第4 計画の取扱い

市は、毎年、県の水防計画に応じて、出水期前までに本計画の風水害対策編（市水防計画）に検討を加え、必要があると認めるときは変更を行う。風水害対策編を変更するときは、あらかじめ、市防災会議に諮るとともに、知事に届け出るものとする（水防法第33条）。

第1章 総則 第1節 計画作成の主旨等

また、市は、風水害対策編を変更したときは、その要旨を公表するものとする。

なお、市及び防災関係機関等は、この計画に基づき、各々処理すべき防災業務について必要な事項を細部要領やマニュアル等で定め、より具体的な災害の予防対策、応急対策及び復旧・復興対策の推進体制を整えるものとする。

第2節 自助共助公助の基本

本節では、市民（自助）、地域（共助）、市や県、防災関係機関等（公助）の役割について記載する。

第1 自助・共助の基本

1 市民の役割（自助）

- (1) 「自らの命は自分達で守る（自助）」という意識を持つ。
- (2) 防災に関する知識の習得に努め、訓練に参加する。
- (3) 災害の教訓を次世代に伝承する。
- (4) 災害に対する知識の向上を図り、家庭内において十分話し合いを行う。
- (5) 災害時の避難場所、避難所を確認する。
- (6) 少なくとも3日分（できれば1週間）の食料、水（3日で9L）、生活必需品の備蓄を行う。
- (7) 災害時に対策に役立つ情報を災害対策本部へ提供する。
- (8) 「自分たちのまちは自分たちで守る（共助）」という意識を持つ。
- (9) 地域において相互に助け合い、平時からの防災体制の構築に努める。
- (10) 飼い主による家庭動物との同行避難や避難所等での飼育についての準備に努める。
- (11) 自宅や勤務場所等の被害想定をハザードマップ等で事前に確認する。

2 地域の役割（共助）

- (1) 地域内の危険箇所、避難経路の把握や防災活動用資機材の整備、点検に努める。
- (2) 地域での防災訓練の実施など、防災意識の普及・啓発に努める。
- (3) 災害時に住民からの情報収集、住民への伝達（二次情報、地域情報）に協力する。
- (4) 災害時に地域の避難行動要支援者の避難誘導・安否確認に協力する。
- (5) 災害時に支援物資の配布に協力する。
- (6) 災害時に避難所運営に協力する。
- (7) 地域の自主防災組織を結成し、防災活動に努める。
- (8) 自主防災組織にあっては、地域内の災害初動期の応急対策に協力する。

3 民間事業所等の役割

- (1) 施設の安全確保を図り、また防災意識の普及・啓発に努める。
- (2) 事業継続計画を策定する。
- (3) 災害時に従業員や顧客の安全確保を図り、安否確認を行う。
- (4) 施設の確保や備蓄品の保管等、従業員や顧客等が滞在可能な環境整備に努める。
- (5) 災害時に施設や人材等を災害対策本部や地域住民に提供するよう努める。
- (6) 災害時に協力できることについて、市と災害時応援協定を締結する等努める。

第2 公助の基本

1 市の役割

市は、市民の生命、身体及び財産を保護し、その安全を確保するとともに、本市を災害被害から復旧し、市民生活の再建及び安定を図る。さらには本市の未来に向けて、市民とともに計画的に本市の復興を図っていく。

2 県

県は、市町村を包括する広域的地方公共団体として、地域住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び他の地方公共団体の協力を得て、防災活動を実施するとともに、市町村及び指定地方公共機関が処理する防災に関する事務又は業務の実施を支援し、かつ、その総合調整を行う。

3 指定地方行政機関

指定地方行政機関は、地域住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、指定行政機関及び他の指定地方行政機関と相互に協力し、防災活動を実施するとともに、県及び市町村の活動が円滑に行われるようその業務に協力する。

4 指定公共機関及び指定地方公共機関

指定公共機関及び指定地方公共機関は、その業務の公共性又は公益性にかんがみ、自ら防災活動を実施するとともに、県及び市町村の活動が円滑に行われるようその業務に協力する。

5 公共団体及び防災上重要な施設の管理者

公共団体及び防災上重要な施設の管理者は、平素から災害予防体制の整備を図るとともに、災害時には災害応急措置を実施する。また、市町村その他の防災関係機関の防災活動に協力する。

(※) 基本編 第2章 防災関係機関等の役割 (P.10)

第3節 風水害・土砂災害等被害想定

本節では、風水害・土砂災害として想定される洪水被害や土砂災害警戒区域、内水氾濫について記載する。

1 洪水被害

市及び県は、水防法（昭和24年法律第193号）第7条及び第33条の規定により、洪水・内水を警戒・防ぎよし、被害を極力軽減することを目的に「水防計画」を策定している。同計画では、特に水防上警戒又は防ぎよの重要性を有する箇所として重要水防区域を指定し、溢水・堤防決壊等が発生した場合の氾濫規模等を想定している。

(※) 資料2-1 重要水防区域 (P.14)

(※) 会津若松市ホームページ
「家庭用防災カルテ・ハザードマップ」



2 土砂災害警戒区域

県は、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条の規定により、急傾斜地の崩壊・土石流・地すべり等の土砂災害から住民の生命身体を守るため、急傾斜地の崩壊等が発生した場合に住民等の生命又は身体に危害が生ずるおそれがあると認められる土地の区域で、当該区域における土砂災害を防止するために警戒避難体制を特に整備すべき土地の区域を指定している。

(※) 資料2-2 土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域 (P.20)

3 内水氾濫

内水による浸水被害は、短時間型の集中豪雨（いわゆるゲリラ豪雨）によって、下水道雨水幹線や水路が排水能力を超えた場合に発生するため、予測が難しいとされている。

本市では、実績による浸水シミュレーションを基に浸水想定区域を定め、ハザードマップを作成・公表している。

(※) 会津若松市ホームページ
「内水ハザードマップを公表します」



第4節 安全配慮

消防団員や樋門操作員、樋門パトロール職員はそれぞれ自身の安全確保に留意して水防活動を実施するものとする。

本節では、消防団員は避難誘導や水防作業に確保すべき安全を対策について記載する。

1 消防団員等の安全配慮

-
- (1) 水防活動時にはライフジャケットを着用する。
 - (2) 水防活動時の安否確認を可能にするため、通常のものが不通の場合でも利用可能な通信機器を携行する。
 - (3) 水防活動は、ラジオを携行する等、最新の気象情報を入手可能な状態で実施する。
 - (4) 指揮者は、水防活動が長時間にわたるときは、疲労に起因する事故を防止するため団員を随時交替させる。
 - (5) 水防活動は原則として複数人で行う。
 - (6) 水防活動を行う範囲に応じて監視員を適宜配置する。
 - (7) 指揮者又は監視員は、現場状況の把握に努め、水防団員の安全を確保するため、必要に応じ、速やかに退避を含む具体的な指示や注意を行う。
 - (8) 指揮者は水防団員等の安全確保のため、予め活動可能な時間等を水防団員等へ周知し、共有しなければならない。
 - (9) 指揮者は、活動中の不測の事態に備え、退避方法、退避場所、退避を指示する合図等を事前に徹底する。
 - (10) 出水期前に、洪水時の堤防決壊の事例等の資料を水防団員全員に配付し、安全確保のための情報共有を図る。

第5節 浸水想定区域等における円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止のための措置

本節では、洪水浸水想定区域の指定状況や浸水想定区域における対策等について記載する。

第1 洪水浸水想定区域の指定状況

国土交通大臣及び知事は、河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域を浸水想定区域として指定し、指定の区域及び浸水した場合に想定される水深を公表する。

現在、本市に関する洪水浸水想定区域図は次のとおりである。

(1) 阿賀野川水系阿賀川浸水想定区域図

(平成28年5月公表：国土交通省北陸地方整備局阿賀川河川事務所)

(2) 阿賀野川水系日橋川浸水想定区域図

(平成28年5月公表：国土交通省北陸地方整備局阿賀川河川事務所)

(3) 阿賀野川水系湯川浸水想定区域図

(平成29年6月公表：国土交通省北陸地方整備局阿賀川河川事務所)

(4) 阿賀野川水系旧湯川、溷川、大工川、金山川、不動川、大土川、沢川及び闇川浸水想定区域図

(令和6年12月4日公表：福島県河川整備課)

第2 浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止のための措置

会津若松市防災会議は、浸水想定区域の指定があったときは、会津若松市地域防災計画において、少なくとも当該浸水想定区域ごとに、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 洪水予報、水位到達情報、その他人的災害を生ずるおそれがある洪水に関する情報の伝達方法

(2) 避難場所その他の避難場所及び避難路その他避難経路に関する事項

(3) 災害対策基本法第48条第1項の防災訓練として市長が行う洪水に係る避難訓練の実施に関する事項

(4) 浸水想定区域内に次に掲げる施設がある場合にあっては、これらの施設の名称及び所在地

① 地下街等（地下街その他地下に設けられた不特定かつ多数の者が利用する施設（地下に建設が予定されている施設又は地下に建設中の施設であって、不特定かつ多数の者が利用すると見込まれるものも含む。））でその利用者の洪水等時の円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止を図る必要があると認められるもの

② 要配慮者利用施設（社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設）でその利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるもの

③ 大規模な工場その他

(5) その他洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項

本市の地域防災計画で定められている要配慮者利用施設は、地域防災計画資料編資料2-13（河川洪水時浸水想定区域内の要配慮者利用施設一覧）のとおりであり、洪水時にはこれらの資料を活用し市民の円滑かつ迅速な避難の確保を図る。

第3 洪水等ハザードマップ

本市では、洪水等浸水想定区域の指定に基づき、洪水予報等の伝達方法、避難場所等円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、洪水等ハザードマップを作成し、印刷物を各世帯に配布するものとする。

また、洪水等ハザードマップに記載した事項を、市のホームページに掲載し、住民、滞在者その他の者が提供を受けることができる状態とすることと心がける。

この洪水等ハザードマップを有効活用して、平常時からの防災意識の向上と自主的な避難の心構えを養い、水災時には市民の円滑かつ迅速な避難の確保を図る。

第4 地下街等の利用者の避難の確保及び浸水の防止のための措置に関する計画の作成等

水防法第15条第1項の規定により名称及び所在地を定められた地下街等の所有者又は管理者は、単独で又は共同して、国土交通省令で定めるところにより、当該地下街等の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保及び洪水時等の浸水の防止を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成し、これを市長に報告するとともに、公表するものとする。

また、地下街等の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保及び洪水時等の浸水の防止のための訓練を行うものとする。

さらに、自衛水防組織を置き、当該自衛水防組織の構成員その他の国土交通省令で定める事項を市長に報告するものとする。

第5 要配慮者利用施設の利用者の避難の確保のための措置に関する計画の作成等

水防法第15条第1項の規定により名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、国土交通省令で定めるところにより、当該要配慮者利用施設の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成し、これを市長に報告するとともに、当該要配慮者利用施設の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保のための訓練を行い、この結果を市長に報告するものとする。

市は、避難確保計画の作成を促進するために支援するとともに、計画や避難訓練の実施状況等について、定期的に確認するよう努める。

第6 大規模工場等における浸水の防止のための措置に関する計画の作成等

水防法第15条第1項の規定により名称及び所在地を定められた大規模工場等の所有者又は管理者は、国土交通省令で定めるところにより、当該大規模工場等の洪水時等の浸水の防止を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成するとともに、当該大規模工場等の洪水時等の浸水の防止のための訓練を実施するほか、自衛水防組織を置くよう努めるものとする。

第6節 水防協力団体

本節では、水防協力団体の指定や業務等について記載する。

第1 水防協力団体の指定

水防管理団体は、下記に規定する業務を適正かつ確実に行うことができると認められる法人その他これに準ずるものとして国土交通省令で定める団体を、その申請により、水防協力団体として指定することができる。

第2 水防協力団体の業務

- (1) 水防上必要な監視、警戒その他の水防活動の協力
- (2) 水防に必要な器具、資材又は設備の保管、提供
- (3) 水防に関する情報又は資料の収集、提供
- (4) 水防に関する調査研究
- (5) 水防に関する知識の普及、啓発
- (6) 前各号に附帯する業務

第3 水防協力団体と水防団等の連携

水防協力団体は、水防団との密接な連携の下に前項の業務を行わなければならない。また、水防協力団体は、毎年水防団及び消防機関が行う水防訓練に参加するものとする。

第4 水防協力団体の申請・指定及び運用

市は、水防協力団体の申請があった場合は、様式編11-2（水防協力団体指定要領（例））を基に指定することとする。また指定の際は、合わせて水防協力団体の名称、住所及び事務所の所在地を公示するものとする。

水防協力団体の業務の運用にあたっては、業務が適正かつ確実に行われるよう、様式編11-3（水防協力団体との水防協働活動実施要領（例））によるものとする。

第7節 風水害対策の目標

風水害対策における目標は以下のとおりである。

項目	内容
避難判断基準の明確化	防災気象情報や内閣府「避難情報に関するガイドライン」の見直し等を踏まえ、洪水、土砂災害発生時における避難指示等の発令基準を明確に定める
情報収集・伝達手段の多重化	災害情報を市民に伝達するため、伝達手段の多重化・多様化を図るとともに、通信輻輳時の双方向通信手段の確立など、情報収集・伝達機能を強化する
避難対策の充実・強化	洪水・土砂災害等の避難体制を強化するため、避難所の見直しや避難所施設の通信・備蓄等の充実を図る
要配慮者の避難支援対策の強化	要配慮者の避難誘導を迅速かつ的確に実施するため、共助を含めた取組みを強化する
多様な団体との協力体制の強化	ボランティアセンターの運営、ライフライン復旧や輸送手段の確保など、民間事業者の専門性を取り入れた災害応援体制を構築する
地域防災力の向上	地域の防災対応力向上のため、行政と地域の適切な連携のもと、自助・共助を基本とした災害に対する知識の普及と防災リーダー等を育成することにより、地域の防災対応力の強化を図る

第2章 災害予防

第1節 防災組織の整備・充実

本節では、災害時の迅速な対応を図り、被害軽減・早期の復旧・復興のため、平常時に実施する防災組織の整備や防災関係機関との関係の構築に関する対策について記載する。

第1 防災組織の整備方針

(1) 自主防災組織の育成・強化

市は、地域住民等による自主防災組織の設立促進や防災活動の支援に努める。

また、災害時における情報伝達や支援物資の給付、避難所運営等の役割の一端を担うことができるよう支援を行う。

(2) 事業所内の自主防災組織

各事業所は、可能な限り事業所内で自主防災組織の育成・強化を図り、防災意識の高揚や災害時に備えた予防防災活動、災害時の応急対策活動を行う。

(3) 消防団の充実

災害時において、消防団は地域活動の核を担うものであり、その「地域密着性」「要員動員力」「即時対応力」は災害対策に欠かせないものであることから、市は関係機関・関係団体の協力のもと消防団員の確保や施設、装備等の充実に努める。

(4) NPO・ボランティア等

市は、防災士やNPO・ボランティア団体及び専門的な知識、技能を持つNPO・ボランティア等の把握に努め、その活用を支援し、また育成に努める。

あわせて、災害時の支援が期待される、NPO・ボランティア等の活動を受け入れる体制づくりを進める。

第2 防災関係機関相互の連携体制

(1) 市は、都道府県への応援要請が迅速に行えるよう、あらかじめ県と要請の手順、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど、実効性の確保に努め、必要な準備を整えておく。

また、訓練等を通じて、国が所管する応急対策職員派遣制度を活用した応援職員の受入について、活用方法の習熟、発生時における円滑な活用の促進に努めるものとする。

(2) 市は、避難指示等を発令する際に、国又は県に必要な助言を求めることができるよう、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど、必要な準備を整えておく。

(3) 市は、災害時に自らのみでは迅速かつ十分な対応が困難な場合に、他の地方公共団体からの物資の提供、人員の派遣、災害廃棄物処理等、相互に連携・協力し速やかに災害対応を実施できるよう、相互応援協定の締結に努める。その際、相互応援協定の締結に当たっては、

近隣の地方公共団体に加えて、大規模な災害等による同時被災を避ける観点から、遠方に所在する地方公共団体との間の協定締結も考慮する。

- (4) 市は、必要に応じて、被災時に周辺市町村が後方支援を担える体制となるよう、あらかじめ相互に協定を結び、それぞれにおいて、後方支援基地として位置付けるなど、必要な準備を整える。
- (5) 市は、災害の規模や被災地のニーズに応じて円滑に他の地方公共団体及び防災関係機関から応援を受けることができるよう、地域防災計画等に応援計画や受援計画をそれぞれ位置付けるよう努めるものとし、応援先・受援先の指定、応援・受援に関する連絡・要請の手順、災害対策本部との役割分担・連絡調整体制、応援機関の活動拠点、応援要員の集合・配置体制や資機材等の集積・輸送体制等について必要な準備を整える。
- (6) 市は、食料、飲料水、生活必需品、医薬品、血液製剤、燃料及び所要の資機材等の調達並びに広域的な避難に必要となる施設等の相互利用等に関する応援体制の充実に努める。
- (7) 市並びに防災関係機関は、機関相互の応援が円滑に行えるよう、警察・消防・自衛隊等の部隊の展開及び宿営の拠点、ヘリポート、物資搬送設備等の救援活動拠点、緊急輸送ルート等の確保及びこれらの拠点等に係る関係機関との情報の共有に努める。
- (8) 市は、派遣する応援職員が円滑に活動できるよう、資機材や装備品等の整備に努める。

第3 水防体制

水防に關係のある警報・注意報の発表等により、洪水又は土砂災害（以下「水害等」）のおそれがあると認められるときから水害等のおそれがなくなったと認められるときまで、市は市役所内に水防体制をとる。

【災害対策本部会議の構成員及び業務】

構成員		業務
本部長	市長	① 情報の収集、伝達に関すること
副本部長	副市長	② 職員の配備体制に関すること
本部員	教育長、上下水道局上下 水道事業管理者、部局長	③ 災害応急対策の協議・決定に関すること ④ 県及び防災関係機関との連絡調整に関すること ⑤ 関係機関に対する応援又は要請に関すること ⑥ 現地災害対策本部の設置に関すること ⑦ その他災害対策に関する重要事項の決定に関すること
【事務局：情報収集・統括班】		

第4 水防組織の主な役割

(1) 会津若松市（水防管理団体）

- ① 地方水防本部との密接な連携のもとに、水防団等への出動指令（水防法第17条）
- ② 他の水防管理者等の応援要請（同法第23条）
- ③ 決壊の通報（同法第25条）
- ④ 避難立退の指示（同法第29条）

(2) 会津若松市消防団（水防団）

- ① 河川の巡視
- ② 水防作業
- ③ 活動状況の報告

(3) 福島県 土木部（水防本部）

- ① 気象、被害、水防活動等に関する情報の収集、連絡、広報等

(4) 福島県 会津若松建設事務所（地方水防本部）

- ① 水防管理団体（市）及び水防本部との連絡
- ② 被害・水防活動状況等の把握
- ③ 水防作業の応援指導等
- ④ 水防管理団体が行う水防作業の円滑な推進に資する業務

第2節 防災拠点施設の指定・整備

本節では、発災時に迅速に災害対策本部の設置（代替含む）や指定避難所の開設を行えるよう、防災拠点施設の種類やその機能の整理、また、防災拠点施設における設備等の整備について記載する。

第1 防災拠点施設の指定

市の公共施設は、基本的にそれぞれの施設機能や利用目的を踏まえながら、その利用者に配慮した上で、市内各地が被災した場合における救援活動の拠点として、あるいは、被災地域が限定された場合における現地救援活動の拠点として位置づけるものとする。

なお、災害の状況により、以下の指定施設以外にも対策本部長の判断により、指定することがある。

【防災拠点施設の種類と機能】

区分	機能	対象施設
防災拠点施設	災害対策本部	<ul style="list-style-type: none"> ・本庁舎 ※代替施設 <ul style="list-style-type: none"> ・生涯学習総合センター（會津稽古堂） ・北会津支所 ・河東支所
地域防災拠点施設	現地対策本部 災害時の地域拠点	<ul style="list-style-type: none"> ・支所 ・公民館、コミュニティセンター 等
消防拠点施設	—	<ul style="list-style-type: none"> ・消防本部、消防署等
情報交流施設	災害時における情報提供 市民交流スペース	<ul style="list-style-type: none"> ・公民館 ・コミュニティセンター ・會津風雅堂 ・本庁舎1階 市政・観光情報コーナー
食料供給施設	避難所へ食料を供給する	<ul style="list-style-type: none"> ・学校給食センター 等
物流拠点施設	支援物資等を集積 一時保管する施設	<ul style="list-style-type: none"> ・アピオスペース ・会津総合運動公園 ・河東総合体育館 ・公設地方卸売市場 ・会津大学 ・下水浄化工場
避難場所	市民等が一時的に避難する施設	<ul style="list-style-type: none"> ・学校の校庭、公園 等
避難所	市民が一時的に避難生活をする施設	<ul style="list-style-type: none"> ・学校の体育館、公民館、 コミュニティセンター 等
福祉避難所	避難所での避難生活が難しい要配慮者等が利用する施設	<ul style="list-style-type: none"> ・保健センター、デイサービスセンター及び市が協定を締結している社会福祉施設等 <p>※福祉避難所は災害救助法で定めるものほか、高齢者や障がい者、妊婦等、避難生活に配慮が必要な者のための避難施設</p>

区分	機能	対象施設
二次避難所	避難が長期化する場合に避難生活をする施設	・市が協定を締結している東山温泉・芦ノ牧温泉旅館 等
長期避難者施設	市外避難者等が長期的に避難生活をする施設	・あいづ総合体育館、河東総合体育館、ふれあい体育館 等
災害ボランティアセンター	ボランティア活動の拠点となる施設	・会津大学、文化センター 等
自衛隊等野営場所	自衛隊が野営を行う場所	・市が協定を締結している会津大学グラウンド

第2 防災拠点施設の整備

防災拠点施設の整備については、施設本来のあり方や施設規模、建設年度等に配慮した上で、既存の公共施設に防災機能を追加・整備する。また、新たな施設整備にあたっては、防災機能の付加に努めるものとする。

主な内容は次のとおりである。

- ① 耐震化工事
- ② 情報通信機器整備
- ③ 備蓄場所や非常用電源の確保、省電力等のほか太陽光発電設備や蓄電池
- ④ 電気自動車（EV車）等の導入
- ⑤ 省電力対策として照明のLED化推進など多様性と環境配慮に努めるとともに、耐震性があり、かつ、浸水する危険性が低いなど堅固な場所への設置等

第3節 防災情報通信網の整備

本節では、発災時に迅速に被害情報の収集・共有、応援の要請等が実施できるよう、防災関係機関や市民との情報連絡体制の整備方針について記載する。

第1 災害時通信手段の整備・確保

市は、災害時に多様な情報伝達手段が確保されるよう、複数メディアによる情報連絡体制や情報伝達ルートの多重化など多様な通信手段を確保するとともに、日頃から情報伝達訓練等を通して、有効に活用できる体制を構築するものとする。

また、ICT^(※)の積極的な活用を図るとともに、ICTの利用が難しい市民に配慮した通信手段も確保するものとする。

加えて、停電時の電源確保のための非常用電源設備の促進に向けた検討を進めるものとする。

※Information and Communication Technology：情報通信技術

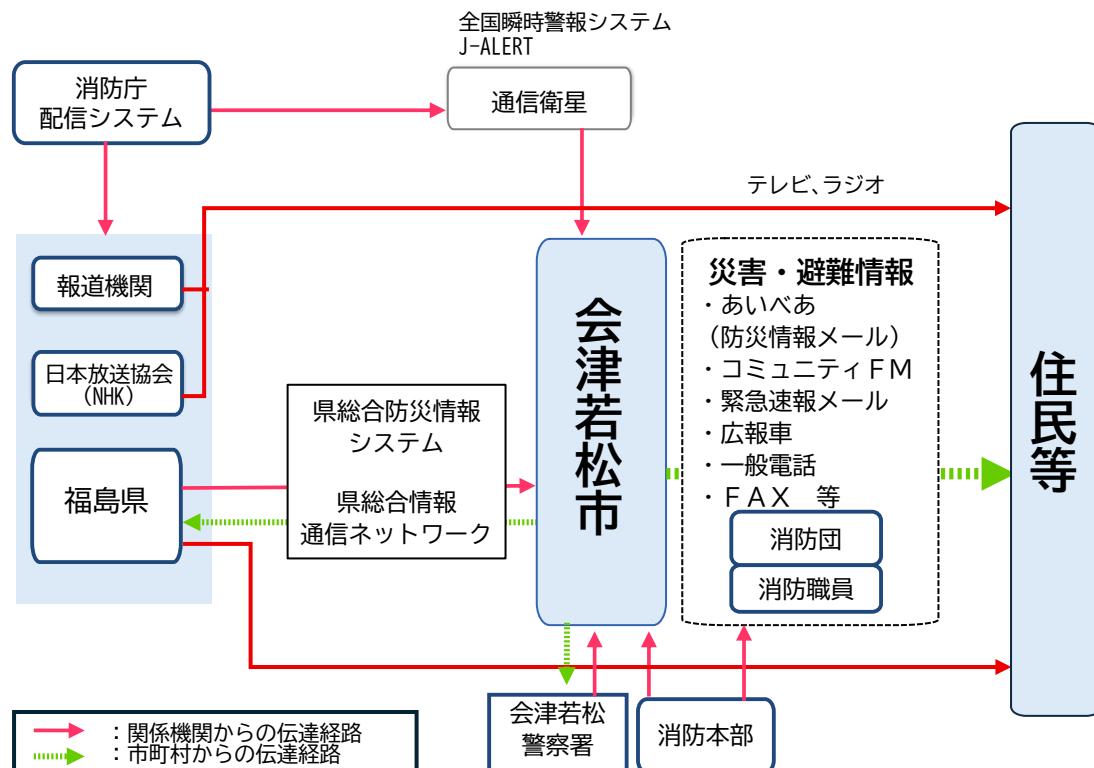
1 災害対策本部（関係機関）の情報収集体制の整備

国、県、市民及び職員からの情報収集を含め、災害直後の迅速な情報収集体制の構築を図るとともに、災害対策本部と防災関係機関との情報連絡体制の確立を図る。

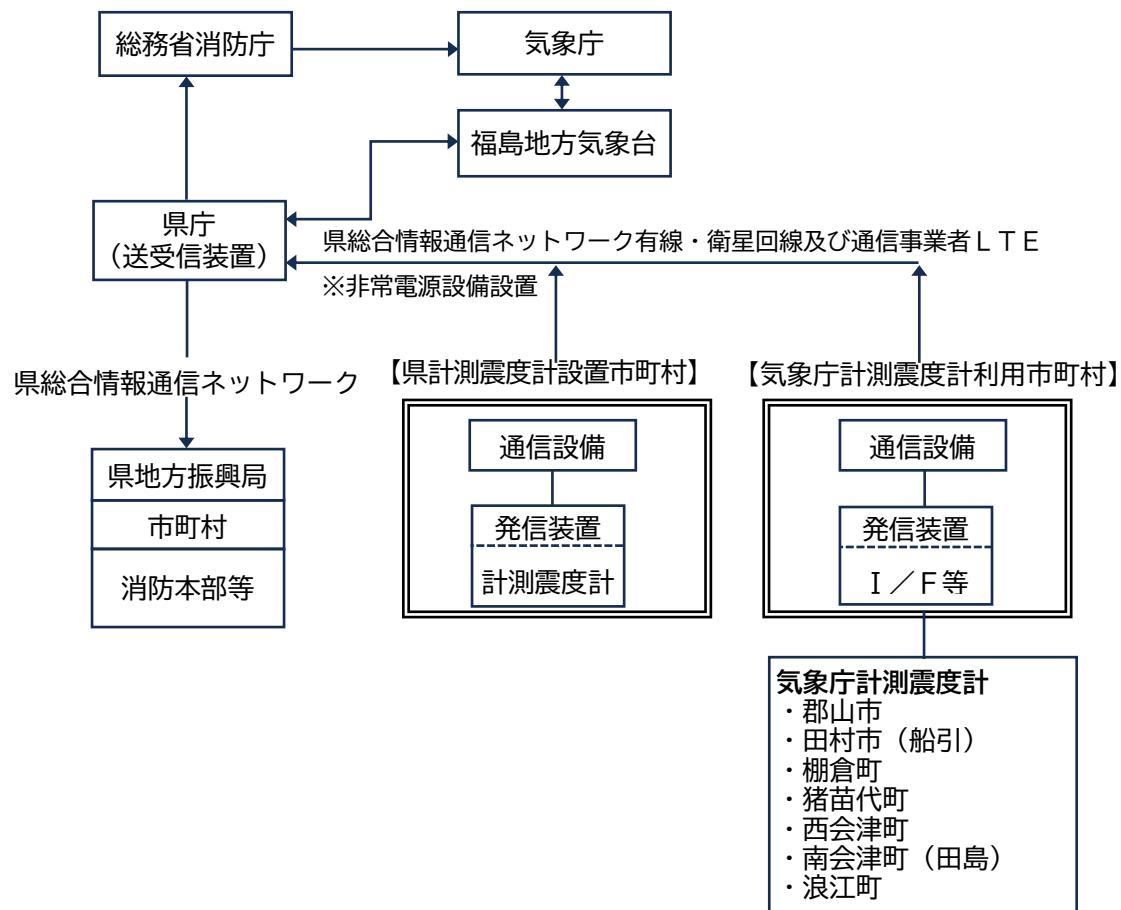
項目	概要
県総合防災情報システム ^(※)	災害による被害情報をはじめ、気象警報や雨量、河川の水位情報、避難情報や避難所情報などの防災情報を一元化し、県、市町村、防災関係機関（消防、警察、自衛隊等）がリアルタイムで情報共有を行うことで、災害対策本部での意思決定を支援し、迅速な災害対応につなげることを目的として整備した福島県独自の地図情報システム（G I S）
県震度情報ネットワークシステム	県内の84箇所に計測震度計を整備し、気象庁の計測震度計利用の7箇所と合わせて、県内の全市町村の震度情報を収集する。得られた震度情報は、県総合情報通信ネットワークを通して各地方振興局、各市町村、各消防本部等に配信され、速やかな初動体制の確立、市町村別の被害状況の推定、各種の応急対策の検討などに活用される。
県総合情報通信ネットワーク	災害から県民の生命、財産を守り、被害を最小限に抑えるため、国、県、市町村、消防、防災関係機関等に整備された通信網
Jアラート	対処に時間的余裕のない事態に関する情報を携帯電話等に配信される緊急速報メール、市町村防災行政無線等により、国から住民まで瞬時に伝達するシステム

※県は、一元化した各種情報のうち、気象警報や避難情報、避難所情報に加え、道路や河川の状況を交えた情報を地図上に分かりやすく表示し、県民の避難行動につながる情報を提供するために、ポータルサイト「福島県防災ポータル」での情報発信を行っている。

【全体イメージ図】



【県震度情報ネットワークシステムの概要図】



2 各種通信施設の利用

市は、加入電話が使用不能等になった時などの非常時に備え、各種通信施設の利用について、平時から体制を構築する。

(1) 非常無線通信

県、市及び防災関係機関等は、加入電話が使用不能になったときは、東北地方非常通信ルートに基づく東北地方整備局・警察本部・東北電力ネットワーク（株）福島支社・（一社）日本アマチュア無線連盟福島県支部及びアマチュア無線赤十字奉仕団等の協力を得て、その無線通信施設の利用を図る。

(2) 災害対策用移動通信機器及び災害対策用移動電源車

県、市は、災害応急対策に必要な通信機器及び災害発生による通信設備の電源供給停止時の応急電源（移動電源車）について、必要に応じて東北総合通信局に貸与を要請する。

3 市民等への情報提供体制の整備

市民等への災害情報提供にあたっては、ＩＣＴの積極的な活用を図り、あわせて、市民からの多様な大量の災害情報を収集・選別できる体制の構築を目指す。

特に、災害時における人的支援の柱となる消防団員との連絡や、孤立集落との連絡手段として消防無線は有効なことから、消防本部と一体的なシステムを構築することを目指す。

また、非常時の通信確保ができるよう、災害時優先電話の有効活用を図るとともに、テレビ難視聴地域においては、国からの補助等を活用し、共聴施設の設備更新等の支援に努める。

項目	概要
S N S ^(※1)	<ul style="list-style-type: none"> ・防災メール登録者に対する災害情報の送信 ・市民等からの情報収集
G I S ^(※2) の活用	<ul style="list-style-type: none"> ・平時に地図上に防災拠点施設情報や災害危険箇所情報の提供 ・災害時に最新の被害情報、二次的な情報（避難所開設、支援物資配給等）の公表
携帯端末 (携帯電話、スマートフォン等)	<ul style="list-style-type: none"> ・防災メール登録者に対する防災情報の提供 ・緊急速報メール（エリアメール等）の配信
消防無線	<ul style="list-style-type: none"> ・消防団への災害情報や防災対策情報の提供 ・ポンプ車等を活用した地域への広報 ・孤立化するおそれのある地域への消防無線の配備
コミュニティ放送 (エフエム会津)	<ul style="list-style-type: none"> ・Jアラート情報の自動転送システムによる割り込み放送の実施 ・災害時に市が臨時災害放送局を設置する場合における運営協力
特設公衆電話	<ul style="list-style-type: none"> ・災害時における避難所の通信確保手段である特設公衆電話の有効活用
デジタルサイネージ	<ul style="list-style-type: none"> ・情報交流施設等のデジタルサイネージの活用
町内会放送設備の活用	<ul style="list-style-type: none"> ・町内会放送設備利用による地域住民への迅速な情報提供
市広報車・放送設備	<ul style="list-style-type: none"> ・市広報車や本庁及び支所放送設備を活用した情報提供
Lアラート (災害情報共有システム)	<ul style="list-style-type: none"> ・Lアラート（災害情報共有システム）による被害情報や避難指示等の発令、避難所開設などの災害情報等の発信

項目	概要
災害時電話発信サービス	・浸高齢者や障がい者等の要支援者への災害時における避難情報の提供
防災アプリ	・平時、発災時における防災情報の提供
防災行政無線等	・専用の屋外放送設備及び戸別受信機を利用した地域住民への迅速な情報提供

※1 Social Networking Service：市は、社会的ネットワークをインターネット上で構築するサービスを平成24年度に整備した。名称は「あいべあ」である。

※2 Geographic Information System：位置や空間に関する様々な情報を、コンピュータを用いて重ね合わせ、情報を視覚的に表示させる地理情報システム

第2 情報流出防止対策

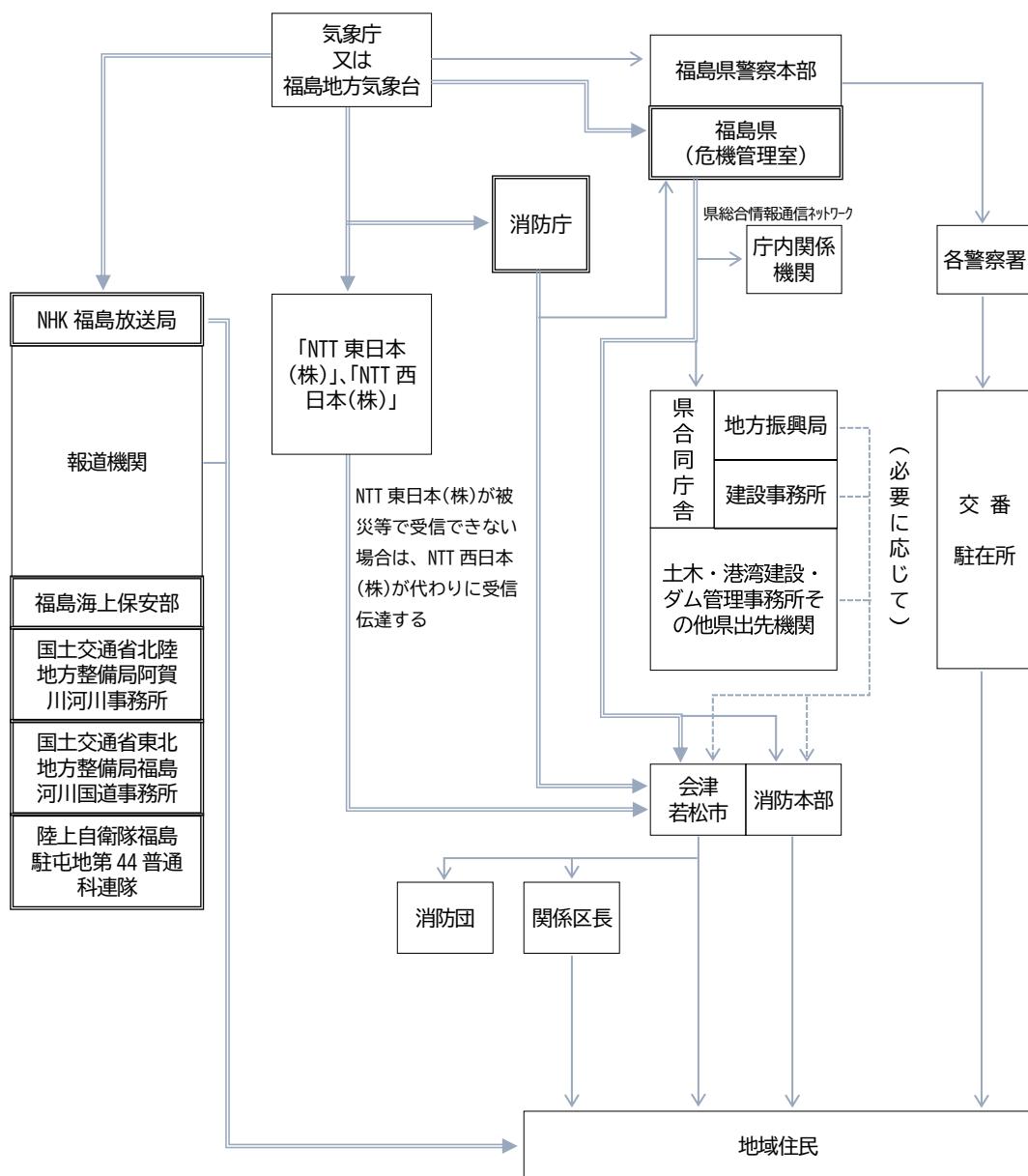
災害発生時における、情報の流出・喪失を阻止するため、データの退避対策として、サーバのクラウド化を進める。

第4節 気象等観測体制

市は、気象等に関する自然災害による被害を軽減するため、気象情報の受伝達体制の整備を図るとともに、防災関係機関相互の連絡通報体制の整備を推進する。

本節では、市の気象情報の伝達系統図について記載する。

【防災気象情報の伝達系統図】



※二重線は、特別警報発表時の伝達義務あり。（放送機関はNHK福島放送局のみ）気象業務法第15条の

2

※二重枠は、気象業務法施行令第8条第1号及び第3号の規定に基づく法定伝達先

※気象台から福島県危機管理室への経路は二重化（防災情報提供システム、アデスオンライン）

第5節 気象特別警報・警報・注意報等について

本節では、気象特別警報や注意報等の定義や発表される際の状況等について記載する。

第1 気象特別警報・警報・注意報等の定義

気象特別警報・警報・注意報等の定義は、次のとおり。

種類	概要
予報	観測の成果に基づく現象の予想の発表をいう
特別警報	大雨、大雪、暴風、暴風雪が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれがある場合、その旨を警告して行う予報
警報	大雨、洪水、大雪、暴風、暴風雪によって重大な災害が発生するおそれがある場合、その旨を警告して行う予報
注意報	大雨、洪水、大雪、強風、風雪により災害が発生するおそれがある場合に、その旨を注意して行う予報

第2 気象情報

(1) 福島県気象情報

気象の予報等について、特別警報・警報・注意報に先立って注意・警戒を呼びかける場合や、特別警報・警報・注意報が発表された後の経過や予想、防災上の留意点を解説する場合等に発表される。

大雨・洪水警報や土砂災害警戒情報等で警戒を呼びかける中で、重大な災害が差し迫っている場合に一層の警戒を呼びかけるなど、気象台が持つ危機感を端的に伝えるため、本文を記述せず、見出しのみの福島県気象情報が発表される場合がある。

なお、大雨特別警報が発表された場合には、その内容を補足する「記録的な大雨に関する福島県気象情報」という表題の気象情報が速やかに発表される。

会津で大雪による大規模な交通障害の発生するおそれが高まり、一層の警戒が必要となるような短時間の大雪となることが見込まれる場合、「顕著な大雪に関する福島県気象情報」という表題の気象情報が発表される。

(2) 土砂災害警戒情報

大雨警報（土砂災害）の発表後、命に危険を及ぼす土砂災害がいつ発生してもおかしくない状況となった場合、市町村長の避難指示の発令判断や住民の自主避難の判断を支援するため、対象となる市町村（湯川村を除く）を特定して警戒が呼びかけられる情報で、福島県（河川港湾総室）と福島地方気象台から共同で発表される。市町村内で危険度が高まっている詳細な領域は土砂キックル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）や土砂アラート（福島県土砂災害情報システム）等で確認することができる。危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル4に相当する。

(3) 顕著な大雨に関する気象情報

大雨による災害発生の危険度が急激に高まっている中で、線状降水帯により非常に激しい雨が同じ場所で降り続いている場合、「線状降水帯」というキーワードを使って解説する

「顕著な大雨に関する福島県気象情報」という表題の気象情報が発表される。この情報は警戒レベル相当情報を補足する情報で、警戒レベル4相当以上の状況で発表される。

崖や川の近くなど、危険な場所（土砂災害警戒区域や浸水想定区域など、災害が想定される区域）にいる住民は、市町村から発令されている避難情報に従い、直ちに適切な避難行動をとる必要がある。

(4) 記録的短時間大雨情報

大雨警報発表中に数年に一度程度しか発生しないような猛烈な雨（1時間降水量）が観測（地上の雨量計による観測）又は解析（気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析）され、かつ、キキクル（危険度分布）の「危険」（紫）が出現している場合に、気象庁から発表される。

この情報が発表されたときは、土砂災害及び、低地の浸水や中小河川の増水・氾濫による災害発生につながるような猛烈な雨が降っている状況であり、実際に災害発生の危険度が高まっている場所をキキクル（危険度分布）で確認する必要がある。

(5) 龍巻注意情報

積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意が呼びかけられる情報で、竜巻等の激しい突風の発生しやすい気象状況になっている場合に、天気予報の対象地域と同じ発表単位（会津、中通り、浜通り）で気象庁から発表される。この情報の有効期間は、発表から約1時間である。

なお、実際に危険度が高まっている場所は竜巻発生確度ナウキャストで確認することができる。また、竜巻の目撃情報が得られた場合には、目撃情報があった地域を示し、その周辺で更なる竜巻等の激しい突風が発生するおそれが非常に高まっている旨を付加した情報が天気予報の対象地域と同じ発表単位（会津、中通り、浜通り）で発表される。

(6) 早期注意情報（警報級の可能性）

5日先までの警報級の現象の可能性が「高」、「中」の2段階で発表される。当日から翌日にかけては時間帯を区切って天気予報の対象地域と同じ発表単位（会津、中通り、浜通り）で、2日先から5日先にかけては日単位で週間天気予報の対象地域と同じ発表単位（会津、中通り、浜通り）で発表される。大雨に関して、「高」又は「中」が予想されている場合は災害への心構えを高める必要があることを示す警戒レベル1である。

(7) キキクル（危険度分布）

大雨による土砂災害・浸水害・洪水災害発生の危険度の高まりを、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。常時10分毎に更新され、警報や土砂災害警戒情報、記録的短時間大雨情報等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）・浸水キキクル（大雨警報（浸水害）の危険度分布）・洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）がある。

(8) 流域雨量指数の予測値

各河川の、上流域での降雨による、下流の対象地点の洪水危険度（大河川においては、その支川や下水道の氾濫などの「湛水型内水氾濫」の危険度）の高まりの予測を、洪水警報等の基準への到達状況に応じて色分けした時系列で示す情報。流域内における雨量分布の実況と6時間先までの予測（解析雨量及び降水短時間予報等）を用いて常時10分ごとに更新している。

(9) その他（火災気象通報）

気象の状況が火災の予防上危険と認められる場合、「乾燥注意報」及び「強風注意報」の発表基準と同一の基準により、気象概況通報の一部として福島地方気象台が福島県知事に対して通報し、県を通じて市町村や消防本部に伝達される。

第3 特別警報・警報・注意報等の概要と発表基準

(1) 気象等に関する特別警報の発表基準

現象の種類	基準
大雨	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想される場合
暴風	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により暴風が吹くと予想される場合
暴風雪	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合
大雪	数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合

※過去の災害事例に照らして、指標（土壤雨量指標、表面雨量指標、流域雨量指標）、積雪量、台風の中心気圧、最大風速などに関する客観的な指標を設け、これらの実況および予想に基づいて発表が判断される。

(2) 警報・注意報発表基準一覧表

令和7年5月29日現在
発表官署 福島地方気象台

警報	大雨（浸水害）	表面雨量指基準	10
	大雨（土砂災害）	土壤雨量指基準	92
	洪水	流域雨量指基準	宮川流域=25.1, 湯川流域=14.1, 原川流域=11.9, 氷玉川流域=11.1
		複合基準	—
	指定河川洪水予報による基準	阿賀川 [馬越・宮古]	
	暴風	平均風速	18m/s
	暴風雪	平均風速	18m/s 雪を伴う
	大雪	降雪の深さ	平地 12時間降雪の深さ40cm
			山沿い 12時間降雪の深さ50cm
注意報	大雨	表面雨量指基準	7
		土壤雨量指基準	61
	洪水	流域雨量指基準	宮川流域=20, 湯川流域=11.2, 原川流域=9.5, 氷玉川流域=8.8
		複合基準	宮川流域= (6, 16), 氷玉川流域= (6, 7)
	指定河川洪水予報による基準	阿賀川 [馬越・宮古]	
	強風	平均風速	12m/s
	風雪	平均風速	12m/s 雪を伴う
	大雪	降雪の深さ	平地 12時間降雪の深さ20cm
			山沿い 12時間降雪の深さ30cm
	雷	落雷等により被害が予想される場合	
	融雪	融雪により被害が予想される場合	
	濃霧	視程	100m
	乾燥	① 最小湿度40%、実効湿度60%で風速8m/s以上 ② 最小湿度30%、実効湿度60%	
	なだれ	① 24時間降雪の深さが40cm以上 ② 積雪50cm以上で日平均気温3℃以上の日が継続	
	低温	夏期：最高・最低・平均気温のいずれかが平年より4～5℃以上低い日が数日以上続くとき 冬期：会津の平地：最低気温が-12℃以下、又は-9℃以下の日が数日続くとき	
	霜	早霜、晩霜期に概ね最低気温2℃以下（早霜期は農作物の生育を考慮し実施する）	
	着氷・着雪	大雪注意報の条件下で気温が-2℃より高い場合	
記録的短時間大雨情報		1時間雨量	100mm

※複合基準とは、（表面雨量指数、流域雨量指数）の組み合わせによる基準値を表している。

※表面雨量指数は短時間の局地的大雨による浸水危険度の高まりを把握するための指標で、降った雨が地表面にどの程度溜まっているかを指数化したもの。各地の気象台が発表する大雨警報（浸水害）・大雨注意報の判断基準に使用している。

※土壤雨量指数とは、降った雨が土壤中に水分量としてどれだけ溜まっているかを、これまでに降った雨（解析雨量）と今後数時間に降ると予想される雨（降水短時間予報）等の雨量データから「タンクモデル」という手法を用いて指数化したものである。

土砂災害の危険性を示す指標として、各地の気象台が発表する土砂災害警戒情報及び大雨警報・注意報の判断基準に使用している。

(詳細は気象庁ホームページ <https://www.jma.go.jp/jma/kishou/know/bosai/dojoshisu.html>)

※流域雨量指数とは、河川の流域に降った雨水が、どれだけ下流の対象地点の洪水危険度が高まるかを、これまでに降った雨（解析雨量）と今後数時間に降ると予想される雨（降水短時間予報）から、流出過程と流下過程の計算によって指数化したものである。

流域雨量指数は、これらを踏まえた指標として、各地の気象台が発表する洪水警報・注意報の判断基準に使用している。

(詳細は気象庁ホームページ <https://www.jma.go.jp/jma/kishou/know/bosai/ryuikishisu.html>)

[参考] 【土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）】

土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）は、大雨による土砂災害発生の危険度の高まりを、地図上で1km四方の領域（メッシュ）ごとに5段階に色分けして示す情報です。

常時10分毎に更新しており、大雨警報（土砂災害）や土砂災害警戒情報等が発表されたときには、土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）により、どこで危険度が高まっているかを把握することができます。

色が持つ意味	状況	住民等の行動の例※1	内閣府のガイドラインで発令の目安となる避難情報	相当する警戒レベル
災害切迫 大雨特別警報（土砂災害）の指標に用いる基準に実況で到達	命に危険が及ぶ土砂災害が切迫。土砂災害がすでに発生している可能性が高い状況。	(立退き避難がかえって危険な場合) 命の危険 直ちに身の安全を確保！	緊急安全確保※2	5相当
<警戒レベル4までに必ず避難！>				
危険 2時間先までに土砂災害警戒情報の基準に到達すると予想	命に危険が及ぶ土砂災害がいつ発生してもおかしくない状況。	土砂災害警戒区域等の外へ避難する。	避難指示	4相当
警戒 2時間先までに警報基準に到達すると予想	土砂災害への警戒が必要な状況。	高齢者等は土砂災害警戒区域等の外へ避難する。 高齢者等以外の方も、普段の行動を見合せ始めたり、避難の準備をしたり、自ら避難の判断をする。	高齢者等避難	3相当
注意 2時間先までに注意報基準に到達すると予想	土砂災害への注意が必要な状況。	ハザードマップ等により避難行動を確認する。今後の情報や周囲の状況、雨の降り方に留意する。	—	2相当
今後の情報等に留意	—	今後の情報や周囲の状況、雨の降り方に留意する。	—	—

※1 土砂キキクルに関わらず、自治体から避難情報が発令された場合には速やかに避難行動をとること

※2 災害が発生・切迫している状況を市町村ができる限り把握することができるとは限らないこと等から、緊急安

全確保は必ず発令される情報ではない。また、警戒レベル5相当情報が出たからといって、必ず緊急安全確保が発令されるわけではない。

第2章 災害予防 第5節 気象特別警報・警報・注意報等について

[参考] 【浸水キックル（大雨警報（浸水害）の危険度分布）】

浸水キックル（大雨警報（浸水害）の危険度分布）は、短時間強雨による浸水害発生の危険度の高まりを、地図上で1km四方の領域ごとに5段階で色分けして示す情報です。

常時10分毎に更新しており、雨が強まってきたときや大雨警報（浸水害）等が発表されたときに、どこで危険度が高まっているのかを把握することができます。

色が持つ意味	住民等の行動の例※	想定される周囲の状況例
災害切迫 大雨特別警報（浸水害）の指標に用いる基準に実況で到達	（立退き避難がかえって危険な場合） 命の危険 直ちに身の安全を確保！ 【警戒レベル5相当】	重大な浸水害が切迫。浸水害がすでに発生している可能性が高い状況。
<警戒レベル4までに必ず避難！>		
危険 1時間先までに警報基準を大きく超過した基準に到達すると予想	周囲の状況を確認し、 各自の判断で、屋内の浸水が及ぼない階に移動する。	道路が一面冠水し、側溝やマンホールの場所が分からなくなるおそれがある。道路冠水等のために鉄道やバスなどの交通機関の運行に影響が出るおそれがある。周囲より低い場所にある多くの家屋が、床上まで水に浸かるおそれがある。
警戒 1時間先までに警報基準に到達すると予想	安全確保行動をとる準備 が整い次第、早めの行動をとる。高齢者等は速やかに安全確保行動をとる。	側溝や下水が溢れ、道路がいつ冠水してもおかしくない。周囲より低い場所にある家屋が、床上まで水に浸かるおそれがある。
注意 1時間先までに注意報基準に到達すると予想	今後の情報や周囲の状況、雨の降り方に注意。ただし、 各自の判断で、住宅の地下室からは地上に移動し、道路のアンダーパスには近づかないようにする。	周囲より低い場所で側溝や下水が溢れ、道路が冠水するおそれがある。住宅の地下室や道路のアンダーパスに水が流れ込むおそれがある。周囲より低い場所にある家屋が、床下まで水に浸かるおそれがある。
今後の情報等に留意	今後の情報や周囲の状況、雨の降り方に留意。	普段と同じ状況。雨のときは、雨水が周囲より低い場所に集まる。

※ 浸水キックルに関わらず、自治体から避難勧告が発令された場合や下水道管理者から氾濫危険情報等が発表された場合は速やかに避難行動をとること。

[参考] 【洪水キックル（洪水警報の危険度分布）】

洪水キックル（洪水警報の危険度分布）は、大雨による中小河川（水位周知河川及びその他河川）の洪水災害発生の危険度の高まりを5段階に色分けして地図上に示したものです。

危険度の判定には3時間先までの流域雨量指数の予測値を用いており、中小河川の特徴である急激な増水による危険度の高まりを事前に確認することができます。また、大河川で洪水のおそれがあるときに発表される指定河川洪水予報や国管理河川の洪水の危険度分布（水害リスクライン）について表示しており、中小河川の洪水危険度とあわせて確認することができます。

色が持つ意味	状況	住民等の行動の例※ ^{1・2}	内閣府のガイドラインで発令の目安となる避難情報	相当する警戒レベル
災害切迫 大雨特別警報（浸水害）の指標に用いる基準に実況で到達	重大な洪水災害が切迫。洪水災害がすでに発生している可能性が高い状況。	（立退き避難がかえって危険な場合） 命の危険 直ちに身の安全を確保！	緊急安全確保 ^{※5}	5相当
<警戒レベル4までに必ず避難！>				
危険 3時間先までに警報基準を大きく超過した基準に到達すると予想	水位周知河川・その他河川がさらに増水し、今後氾濫し、重大な洪水災害が発生する可能性が高い状況。	水位が一定の水位を超えている場合には、安全な場所へ避難する。 ^{※3}	避難指示	4相当
警戒 3時間先までに警報基準に到達すると予想	洪水災害への警戒が必要な状況。	水位が一定の水位を超えている場合には、高齢者等は安全な場所へ避難する。 ^{※4}	高齢者等避難	3相当
注意 3時間先までに注意報基準に到達すると予想	洪水災害への注意が必要な状況。	ハザードマップ等により避難行動を確認する。 今後の情報や周囲の状況、雨の降り方に留意する。	—	2相当
今後の情報等に留意	—	今後の情報や周囲の状況、雨の降り方に留意する。	—	—

※1 洪水キックルに関わらず、自治体から避難勧告が発令された場合や河川管理者から氾濫危険情報等が発表された場合は速やかに避難行動をとること。

※2 洪水予報河川以外の水位監視については、洪水キックルではなく、河川管理者と気象台が共同で発表している指定河川洪水予報等を踏まえて避難情報が発令されるため、それらに留意し、適切な避難行動を心がけること。

※3 洪水予報河川・水位周知河川以外で水位を観測していない河川においては、現地看板を活用した上で、洪水キックル（紫）を参考に安全な場所へ避難する。

※4 洪水予報河川・水位周知河川以外で水位を観測している河川においては、洪水キックル（赤）を参考に高齢者等は安全な場所へ避難する。

※5 災害が発生・切迫している状況で市町村が必ず把握ができるとは限らないこと等から、緊急安全確保および発令される情報ではない。また、警戒レベル5相当情報が出たからといって、必ず緊急安全確保が発令されるわけはない。

〔参考〕雨の強さと降り方

(平成29年9月一部改正 気象庁資料)

1時間 雨量(mm)	予報 用語	人の受ける イメージ	人への影響	屋内 (木造住宅を 想定)	屋外の様子	車に乗っていて
10以上～ 20未満	やや強 い雨	ザーザーと 降る	地面からの跳 ね返りで足元 がぬれる	雨の音で話し 声が良く聞き 取れない	地面一面に水た まりができる	—
20以上～ 30未満	強い雨	どしゃ降り				ワイパーを速くしても見づ らい
30以上～ 50未満	激しい 雨	バケツをひつ くり返したよ うに降る	傘をさしてい てもぬれる	寝ている人の 半数くらいが 雨に気がつく	道路が川のよう になる	高速走行時、車輪と路面の間 に水膜が生じブレーキが効 かなくなる(ハイドロプレー ニング現象)
50以上～ 80未満	非常に 激しい 雨	滝のように降 る(ゴーゴー と降り続く)	傘は全く役に 立たなくなる		水しぶきであた り一面が白っぽ くなり、視界が悪 くなる	車の運転は危険
80以上～	猛烈な 雨	息苦しくなる ような圧迫感 がある。恐怖 を感じる				

※大雨によって災害が起こるおそれのあるときは大雨注意報や洪水注意報を、重大な災害が起こるおそれの

あるときは大雨警報や洪水警報を、さらに重大な災害が起こるおそれが著しく大きいときは大雨特別警報
を発表して警戒や注意を呼びかける。なお、警報や注意報の基準は地域によって異なる。※数年に一度程度しか発生しないような短時間の大雨を観測・解析したときには記録的短時間大雨情報を発
表する。この情報が発表されたときは、土砂災害や浸水害、中小河川の洪水害の発生につながるような猛
烈な雨が降っていることを意味している。なお、情報の基準は地域によって異なる。

第2章 災害予防 第5節 気象特別警報・警報・注意報等について

〔参考〕風の強さと吹き方

(平成29年9月一部改正 気象庁資料)

風の強さ (予報用語)	平均 風速 (m/s)	おおよその時速	速さの目安	人への影響	屋外・樹木の様子	走行中の車	建造物	おおよその瞬間風速 (m/s)
やや強い風	10以上 15未満	~50km	一般道路 の自動車	風に向かって歩きにくくなる。 傘がさせない。	樹木全体が揺れ始める。 電線が揺れ始める。	道路の吹流しの角度が水平になり、高速運転中では横風に流される感覚を受ける。	樋(とい)が揺れ始める。	20
強い風	15以上 20未満	~70km		風に向かって歩けなくなり、転倒する人も出る。高所での作業はきわめて危険。	電線が鳴り始める。 看板やトタン板が外れ始める。	高速運転中では、横風に流される感覚が大きくなる。	屋根瓦・屋根葺材がはがれるものがある。 雨戸やシャッターが揺れる。	
非常に強い風	20以上 25未満	~90km	高速道路 の自動車	何かにつかまっていないと立っていられない。 飛来物によって負傷するおそれがある。	細い木の幹が折れたり、根の張っていない木が倒れ始める。 看板が落下・飛散する。 道路標識が傾く。	通常の速度で運転するのが困難になる。	屋根瓦・屋根葺材がはがれるものがある。 雨戸やシャッターが揺れる。 ビニールハウスのフィルム(被覆材)が広範囲に破れる。	30
	25以上 30未満	~110km					固定の不十分な金属屋根の葺材がめくれる。 養生の不十分な仮設足場が崩落する。	
猛烈な風	30以上 35未満	~125km	特急電車	屋外での行動は極めて危険。	多くの樹木が倒れる。 電柱や街灯で倒れるものがある。 ブロック壁で倒壊するものがある。	走行中のトラックが横転する。	外装材が広範囲にわたって飛散し、下地材が露出するものがある。	40
	35以上 40未満	~140km					住家で倒壊するものがある。 鉄骨構造物で変形するものがある。	
	40以上	140km~						50
								60

※強風によって災害が起こるおそれのあるときは強風注意報を、暴風によって重大な災害が発生するおそれのあるときは暴風警報を、さらに重大な災害が起こるおそれが著しく大きいときは暴風特別警報を発表して警戒や注意を呼びかける。なお、警報や注意報の基準は地域によって異なる。

※平均風速は10分間の平均、瞬間風速は3秒間の平均である。風の吹き方は絶えず強弱の変動があり、瞬間風速は平均風速の1.5倍程度になることが多いが、大気の状態が不安定な場合等は3倍以上になることがある。

※この表を使用する際は、以下の点に注意する。

1. 風速は地形や周りの建物などに影響されるため、その場所での風速は近くにある観測所の値と大きく異なることがある。
2. 風速が同じであっても、対象となる建物、構造物の状態や風の吹き方によって被害が異なる場合がある。この表では、ある風速が観測された際に、通常発生する現象や被害を記述しているため、これより大きな被害が発生したり、逆に小さな被害にとどまる場合もある。
3. 人や物への影響は日本風工学会の「瞬間風速と人や街の様子との関係」を参考に作成している。今後、表現など実状と合わなくなつた場合には内容を変更することがある。

〔参考〕防災情報入手サイト

提供先	サイト名	内容・特徴	URL
気象庁	気象庁 防災情報	<ul style="list-style-type: none"> ・各種気象情報 ・過去の気象データ ・キキクル（危険度分布） ・地震情報 ・指定河川洪水予報 等 	https://www.jma.go.jp/jma/menu/menuflash.html 
ウェザーニュース	ウェザーニュース	<ul style="list-style-type: none"> ・各種気象情報 ・ピンポイント天気予報 (1時間ごとの天気予報及び降水量予測) ・雨雲レーダー ・地震情報 等 	https://weathernews.jp/ 
日本気象協会	tenki.jp	<ul style="list-style-type: none"> ・過去の雨雲衛星図、天気図、アメダズ ・過去10日間の気象警報等の発表履歴 等 	https://tenki.jp 
国土交通省	川の防災情報 (XRAIN等)	<ul style="list-style-type: none"> ・XバンドMPレーダー雨量情報(1分間隔で250m メッシュの雨量情報) ・Cバンドレーダ雨量情報 ・河川水位、雨量情報 ・ダム貯水、放流情報 等 	https://www.river.go.jp/index 
北陸地方整備局阿賀川河川事務所	阿賀川流域 ライブ映像	<ul style="list-style-type: none"> ・阿賀川流域の現在の様子等 	https://www.hrr.mlit.go.jp/agagawa/index.html 
国土交通省東北地方整備局郡山国道事務所	郡山・白河・会津道路情報ライブカメラ	<ul style="list-style-type: none"> ・道路状況ライブカメラ ・通行規制情報 ・緊急災害情報(国道4号、国道49号)等 	https://www.thr.mlit.go.jp/koriyama/ 
NEXCO東日本	ドラぷら	<ul style="list-style-type: none"> ・高速道路通行規制情報 	https://www.driveplaza.com 
福島県	ふくしま ぼうさい ウェブ	<ul style="list-style-type: none"> ・河川流域総合情報システム ・土砂アラート(福島県土砂災害情報システム) ・通行規制情報 ・道路ライブカメラ 等 	https://www.pref.fukushima.lg.jp/site/bousai/ 

第6節 ダム・水門等の操作

本節では、ダム・水門等の操作と操作に関する情報伝達等について記載する。

第1 ダム・水門等

1 河川区間のダム（洪水）

ダムの管理者は、気象警報・注意報等及び洪水予報・水防警報等が発表されたとき、又は雨量、水位、流量等の気象状況を考慮し、洪水時又は洪水のおそれがあると認めたときは、各施設の操作規則等に基づき、的確な操作を行うものとする。

2 河川区間の樋門（洪水）

樋門の管理者は、気象警報・注意報等及び洪水予報・水防警報等が発表されたとき、又は雨量、水位、流量等の気象状況を考慮し、洪水時又は洪水のおそれがあると認めたときは、各施設の操作規則等に基づき、的確な操作を行うものとする。

なお、河川水位が高く、危険な状況が迫っていると判断された場合には、樋門操作員を速やかに避難させるなど、その安全確保を図るものとする。

第2 操作の連絡

ダムの管理者は、各施設の操作規則等に基づき、放流等の情報を直ちに下流地域等の水防管理団体等に迅速に連絡するものとする。

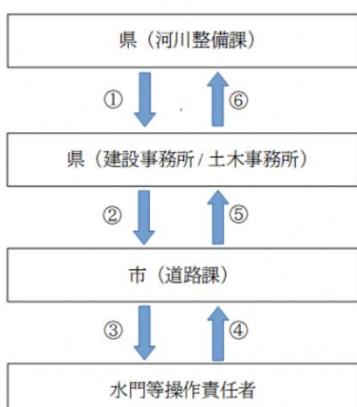
第3 連絡系統

連絡系統図に従って連絡し、やむを得ない理由により、この系統によりがたい場合はあらゆる手段を尽くして迅速確実に連絡する。

通報内容は下記のとおりとする。

- ① 県庁河川整備管理課の判断による必要事項の問い合わせ
- ② 警戒体制の指示及び操作状況の問い合わせ、その他必要な指示
- ③ ②に同じ
- ④ ゲートの開閉の報告、事故その他必要な事項の報告及び問い合わせに対する回答
- ⑤ ④に同じ
- ⑥ 問い合わせに対する報告及び事故等の報告

【連絡系統図】



第7節 水防施設及び輸送

本節では、水防資材を保管している水防施設の一覧や使用する際の輸送に関する対策等について記載する。

第1 水防倉庫及び水防資機材

水防管理者は、資材確保のため災害協定を締結している業者等とあらかじめ協議しておき、緊急時調達しうる数量を確認して、その補給に備えなければならない。また備蓄機材が使用又は損傷により不足を生じた場合は、直ちに補充しておくものとする。

水防管理者は、備蓄資機材では不足するような緊急事態に際して、国の応急復旧用資機材又は県の備蓄資機材を使用する場合には、国土交通省阿賀川河川事務所長又は会津若松建設事務所長に電話にて承認を受けるものとする。

市内の水防倉庫及び備蓄資機材は、下記のとおりである。

【水防倉庫の位置】

名称	水防管理団体名	管理者	位置
一ノ堰	会津若松市	会津若松市	会津若松市門田町一ノ堰村東442-1
東神指	会津若松市	会津若松市	会津若松市神指町大字北四合字宮ノ後1527-1
北会津	会津若松市	会津若松市	会津若松市北会津町中荒井字馬場前31-1
高田	会津美里町	福島県	会津美里町字外川原
南四合	会津若松市	国土交通省	会津若松市神指町南四合

(※) 資料3-11 水防資機材一覧 (P.94)

第2 輸送の確保

非常の際、水防資機材、作業員その他の輸送を確保するため、市内的重要水防区域においてあらゆる状況を推定して輸送経路図を作成して会津若松建設事務所長に提出しておくものとする。

- ①付近略図に道路幅員その他通路のわかる輸送網図
- ②万一に備えた多角的輸送路の選定図

(※) 資料3-6 会津若松市内の緊急輸送路線 (P.66)

第8節 都市の防災対策

災害被害があっても早期に回復できる「住み続けられるまち」にするため、都市構造の防災性を高める対策を進める。

第1 風水害予防対策

1 河川施設の予防対策

近年の気候変動等の影響により甚大な水害が全国で頻発しており、こうした水害リスクの増大に備えるため、河川管理者等が主体となって行う治水対策（河川、ダム、下水道等）に加え、河川のあらゆる関係者が協働し、流域全体で水害を軽減させる「流域治水」の考えを踏まえ、国、県の河川改良事業との整合を図りながら、危険箇所の改修を促進することにより、安定した流水の維持と河川や主要水路の水害防止に努める。

- ① 水害リスクの高い水路の改修工事を推進する。
- ② 防災関係機関との連絡を密にし、危険箇所に関する情報の共有化を図るとともに、パトロール等を通して隨時状況を把握し、市民に予防情報の広報を行う。
- ③ その他の補修（橋りょうの維持補修等）。

2 ため池施設の予防対策

ため池が決壊した場合、下流に甚大な被害を与えるおそれのあるため池を「防災重点農業用ため池」として位置付け、堤体補修等のハード対策を実施するとともに、緊急連絡体制等の整備やハザードマップ作成などのソフト対策も実施し、市民への周知による被害の軽減を図る。

3 雨水幹線や側溝の予防対策

市街地における水害対策として、下水道の雨水幹線整備を推進する。また、都市化の進展に伴う地下浸透能力の低下により雨水流出量が増加しているため、公共施設等への雨水貯留・浸透施設の設置を進める。

4 市管理の道路及び橋りょう予防対策

市管理の道路のうち、大雨等で崩落等の危険が見込まれる箇所について、法面保護工の設置、落石防護工の設置を進める。

また、老朽橋、耐震設計を満足しない橋梁については、架替、補強を推進し、落橋防止対策を行う。事業の実施順序は災害時における重要度を考慮して実施する。

5 農道・林道及び橋りょう予防対策

農山村地域の生活道路として、また、避難路としての機能を確保するため、土砂崩落及び落石の危険箇所に対する法面保護工等の措置、また、老朽橋については架換補強等を推進して、震災時の通行及び輸送の確保を図る。

6 道路付帯施設災害予防計画

軟弱地盤箇所施設及び老朽施設については、更新、補強等を推進する。

主要交差点については、交通信号機電源付加装置の整備を推進する。

第2 土砂災害予防対策

1 土砂災害警戒区域における対策

市は、警戒区域ごとに情報伝達、予警報の発表・伝達に関する事項、避難場所及び避難経路に関する事項、土砂災害に係る避難訓練に関する事項、避難、救助その他必要な警戒避難体制の確立を図る。

また、土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設については、当該施設の所有者又は管理者に対する土砂災害に関する情報等の伝達について定めるものとする。

加えて、区域ごとの特色を踏まえた土砂災害に関する情報の伝達方法、土砂災害のおそれがある場合の避難地に関する事項及び円滑な警戒避難に必要な情報を住民に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物（ハザードマップ等）を配布する。基礎調査の結果、土砂災害警戒区域に相当することが判明した区域についても、土砂災害警戒区域の指定作業と並行して、上記と同様の措置を講じるよう努める。

2 がけ崩れ災害対策

崖等の危険傾斜地については、災害の発生を未然に防止するため、危険のないよう整備し、また平時からパトロール等を行う。

また、河川沿いの平坦部においても一定の規制を設け、十分な指導を行う。

3 宅地造成地災害対策

丘陵地や急傾斜地における宅地の造成については、必要に応じて、宅地造成及び特定盛土等規制法により規制区域を設けるとともに、がけ崩れ又は土砂の流出による災害を防止するための十分な行政指導を行う。

4 治山対策

山地の荒廃、地すべり等を予防し、森林の機能をより高めるため、関係機関の協力により、森林の保全、山地災害の復旧を推進するほか、予防治山を通じて、森林荒廃の防止に努める。

第3 被災建築物の応急危険度判定制度の活用と充実

市は、水害により被災した建築物（一般住宅を含む）が、地震等による二次災害に対して安全であるかどうかの判定活動を民間の建築士等の協力を得て行うため、県の「危険度判定士制度」を活用し、判定活動体制の構築を図るものとする。

第4 住民に対する防災対策

1 ハザードマップの作成

市は、浸水想定区域が指定・公表された場合、洪水ハザードマップや内水ハザードマップを作成し、洪水予報等や避難情報等の伝達経路、避難所等の避難措置、災害時の行動について、地域住民への周知徹底を図るものとする（水防法第14条及び第15条）。

洪水予報河川等に指定されていない中小河川について、河川管理者から必要な情報提供、助言等を受けつつ、過去の浸水実績等を把握したときは、これを水害リスク情報として住民、滞在者等へ周知する。

また、区域ごとの特色を踏まえた土砂災害に関する情報の伝達方法、土砂災害のおそれがある場合の避難地に関する事項及び円滑な警戒避難に必要な情報を住民に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物（ハザードマップ等）を配布する。基礎調査の結果、土砂災害警戒区域に相当することが判明した区域についても、土砂災害警戒区域の指定作業と並行して、上記と同様の措置を講じるよう努める。

2 緊急時連絡体制の構築や必要な機材・装備の充実

あらかじめ関係機関での緊急時連絡体制を構築するとともに、サイレン等の確認や河川が決壊した場合に備えて、消防機関等のポンプ車による排水装備、さらには土嚢など対応に必要な資材・機材・装備の充実に努める。

3 危険箇所のパトロール

河川を管理する関係機関は、地域住民と協力し、危険が見込まれる箇所等を定期的にパトロールし、必要な情報を市民や関係機関に連絡する。

4 強風に関する注意喚起

風害は、飛来物による被害、建物・施設の損壊、樹林の倒壊、フェーン現象による火災延焼などの危険性が高まることから、住民に対し、風害予防の広報を実施するなど、警戒の注意喚起をする。

第9節 緊急輸送路等の整備

本節では、災害時に迅速に物資輸送を行い、避難所への物資の供給、災害対応における必要資源の供給のため、緊急輸送路等に関する整備について記載する。

第1 陸上輸送路の環境整備

1 市緊急輸送道路^(※)

国道、県道及び市道等の主要幹線道路を緊急輸送道路として指定し、交通ネットワークの多重性・代替性についても配慮し、車両及び緊急物資のスムーズな移動を確保する。

2 物流拠点の指定

災害時の全国からの支援物資の受入れ、一時保管及び市内各地区の避難所への配布を効率的に行う体制を構築するため、物流拠点施設を指定する。

また、輸送をスムーズに行うため宅配業者との災害時協定の締結を推進する。

3 緊急通行車両確認申出制度の周知

災害対策には、行政機関のみならず、民間事業者の車両が多数利用されることから、発災後緊急通行車両の標章や証明書をスムーズに発行できるよう、警察署が実施する緊急通行車両確認申出制度の周知を図る。

4 緊急通行車両等の優先給油

災害応急対策に必要な車両に対し優先的な給油ができるよう、対象車両を把握し、また災害時協定により燃料の確保を図る。

5 特殊車両や資機材の確保

障害物除去、応急復旧のために必要な特殊車両や資機材についても、オペレーターの確保を含め、災害時協定により確保を図る。

(※) 資料3-5 消消防災ヘリコプター緊急場外離着陸場 (P.64)

(※) 資料3-6 会津若松市内の緊急輸送路線 (P.66)

第2 航空輸送路の環境整備

市街地の状況に応じて、空輸による緊急輸送が可能となるよう、順次臨時ヘリポートを指定する。

設置予定地は、主に小中学校の校庭を優先するが、施設管理者の協力が得られた場合には、それ以外の施設にも緊急時の開設に備え指定を進める。

第10節 避難対策

風水害・土砂災害等は、災害発生時までに避難可能な時間（リードタイム）があり、事前の避難対策が被害軽減につながる。そのため、災害リスクの少ない避難所の指定や避難路の確保、施設管理者との協議等の避難対策を事前に実行する。

本節では、安全かつ迅速な避難を実施できるよう、避難所や避難場所、避難路に関する整備や環境整備、さらには帰宅困難者や広域避難に関する対策について記載する。

第1 避難所・避難場所及び避難路の指定

市は、避難所及び避難場所について、災害対策基本法第49条の7の規定及び災害対策基本法第49条の4の規定に基づきあらかじめ指定等の手続きをしておくものとする。

種類	機能
避難場所	災害から命を守るために緊急的に避難する施設又は場所
避難所	避難した方が災害の危険がなくなるまで一定期間滞在し、又は災害により自宅へ戻られなくなった方が一時的に滞在する場所として市が提供する施設
福祉避難所	避難所内的一般避難スペースでの生活が困難な者（要配慮者）の一時的な滞在の場

1 避難場所と避難所の指定

市は、あらかじめ災害の種別（地震、洪水、土砂災害等）や地域の状況に応じて、避難場所、避難所を指定し、その旨を知事（危機管理総室）に通知するとともに、名称及び所在地等を公表する。また、平時から、避難所の場所、収容人数、家庭動物の受入方法等について、市民へ周知徹底を図るものとする。

種類	指定基準
指定緊急避難場所	<p>ア 災害が発生し又は発生するおそれがある場合において、居住者等に開放され、救助者等の受入に供するべき屋上その他の部分について、物品の設置又は地震による落下、転倒若しくは移動その他の事由により避難上の支障を生じさせないものであること</p> <p>イ 洪水、がけ崩れ、土石流及び地すべり、大規模な火災、大量の降雨により雨水を排水できないことによる浸水、噴火に伴い発生する火山現象が発生した場合において生命又は身体に危険が及ぶおそれがないと認められる土地の区域内にあるものであること</p> <p>ただし次に掲げる基準に適合する施設についてはこの限りではない</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当該異常な現象により生ずる水圧、震動、衝撃その他の予想される事由により当該施設に作用する力によって損壊、転倒、滑動又は沈下その他構造耐力上支障のある事態を生じない構造のものであること ・洪水、浸水等が発生し、又は発生するおそれがある場合に使用する施設にあっては、想定される洪水等の水位以上の高さに居住者等の受入れの用に供すべき屋上その他の部分が配置され、かつ避難上有効な階段その他の経路があること

種類	指定基準
	<p>ウ 災害発生時に迅速に避難場所の開放を行うことが可能な管理体制を有すること</p> <p>エ 上記以外においても、下記の条件を満たすよう努める</p> <ul style="list-style-type: none"> ・延焼火災の発生するおそれがある地域にあっては、避難場所と避難路の選定を合わせて確実に避難が可能となるように選定を行う ・学校のグランド等を選定する場合、臨時ヘリポート、応急仮設住宅建設予定箇所等と重複しないように調整する ・誘導標識を設置する場合、日本産業規格に基づく災害種別一般図記号を使用し、どの災害の種別に対応した避難場所であるかを明示する ・災害種別一般図記号を用いた標識の見方について周知する
指定避難所	<p>ア 避難者を滞在させるために必要十分かつ適切な規模のものであること</p> <p>イ 速やかに避難者を受入、又は生活関連物資を避難者に配布することが可能な構造又は設備を有するものであること</p> <p>ウ 想定される災害による影響が比較的少ない場所にあるものであること</p> <p>エ 車両その他の運搬手段による輸送が比較的容易な場所にあるものであること</p> <p>オ 主として高齢者、障がい者、乳幼児その他の特に配慮を要する者を滞在させることが想定されるものにあっては、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられており、また、災害が発生した場合において要配慮者が相談し、又は助言その他の支援を受けることができる体制が整備され主として要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保されること</p> <p>カ 上記以外においても、下記の条件を満たすよう努める</p> <ul style="list-style-type: none"> ・指定避難所における避難者1人当たりの必要面積は、4 m²以上とする ・指定避難所は、要避難地区のすべての住民を収容できるよう配置する ・指定避難所の立地場所については、浸水想定区域、土砂災害警戒区域など、災害が発生するおそれがある区域内に立地している施設を極力避けて指定する。やむを得ず指定する場合には、必要な水害・土砂災害対策を行うこととする ・原則として耐震構造（昭和56年以前に建築されたものは耐震診断を行い、安全が確認されたもの）の耐火・準耐火建築物とし、高齢者、障がい者、女性等の生活面での障害が除去され、ユニバーサルデザインへの配慮がされた施設とする ・感染症対策として、避難場所の3つの密（密閉・密集・密接）を避ける配慮がされた施設とする

※長期避難者施設：広域災害による市外避難者等を受け入れる場合、期間が長期になり、駐車場等の確保も必要となることから、会津総合運動公園・あいづ総合体育館等を指定する。

※自主避難施設：避難所が開設される前、災害発生のおそれがあると考え自主的に避難を希望する自主避難者を一時的に受け入れる施設として、公民館やコミュニティセンター等を位置づける。

(※) 資料3-10 避難所・避難場所一覧表 (P.74)

2 災害時協定による福祉避難所・二次避難所の確保

必要に応じて福祉避難所を開設するため、市の福祉施設や民間福祉施設との災害時応援協定により、福祉避難所を指定し、名称及び所在地等を公表する。

また、避難所スペースに不足が見込まれる事態や、避難が長期化する場合を想定し、災害時応援協定等を締結し、旅館、ホテル等を二次避難所として開設する。

3 施設管理者との事前協議

災害時に円滑な避難所の運営ができるよう、避難所として指定されている教育施設の管理者である教育委員会及び学校等と施設の整備、災害時体制について協議するものとする。

基本的には、教育施設であることに留意し、使用施設の優先順位、教職員等の役割を含む避難所運営方法等を定めるものとする。

また、指定管理施設を避難所とする場合には、指定管理者との間で事前に避難所運営に関する役割分担等を定めるものとする。

4 管理者の届出義務

指定緊急避難場所や指定避難所管理者は、当該指定緊急避難場所や指定避難所を廃止し、又は改築その他の事由により現状に重要な変更を加えようとするときは、市長に届けるものとする。

(災害救助法第49条5)

5 指定の取消

市長は、指定緊急避難場所や指定避難所が廃止され、又は基準に適合しなくなったと認めるとときは、指定を取り消し、その旨を知事（危機管理総室）に通知するとともに、公示する。

第2 避難場所・避難所の環境整備

1 避難場所の安全化

避難場所や避難所の安全を確保するため、避難場所周辺地域の不燃化や避難所の耐震化を進めるとともに、施設の非常用電源の確保に努め、あわせて、多様なエネルギー源の確保や省エネルギー化を図る。

2 ユニバーサルデザインへの配慮

「避難場所」・「避難所」は多様な市民等が利用することから、年齢、性別、障がいの有無、国籍などの多様性に配慮する視点に立ってユニバーサルデザイン化を進める。

3 情報通信手段の整備

「避難場所」・「避難所」における、情報の収集や提供に必要な設備として衛星通信を活用したインターネット機器等のインターネット環境やデジタルサイネージ等の設置を推進する。

また、避難所においては、避難者が通信手段を確保できるよう、災害時公衆電話の整備や携帯電話等の充電器を配備する。

4 良好的な環境の整備

市は、

国がスフィア基準を踏まえ、自治体に示している避難所に関する取組指針、ガイドラインに基づき、以下の点に配慮しながら、避難所の良好な環境の整備を図る。

- ①あらかじめ避難所内の空間配置図、レイアウト図などの施設の利用計画を作成するよう努めるものとする。また、必要に応じ、換気、照明等の施設の整備に努めるものとする。
- ②感染症の予防及び感染症患者に対する医療に関する法律により、自宅療養等が求められている者が指定避難所に避難する可能性を考慮し、関係部局間の連携体制を整備する。
- ③市及び各避難所の運営者は、避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、平時より専門家、NPO・ボランティア等との定期的な情報交換や避難生活支援に関する知見やノウハウを有する地域の人材の確保・育成に努めるものとする。

5 猛暑対策の推進

(1) 避難所対策

避難施設における対策として、市は電力を効率的に利用できる冷房機器や扇風機の配備や必要に応じて日除け用のテントやシェードの設置に努める。

また、停電時における冷房設備の電源確保のため、非常用電源やバックアップ設備の整備を行うとともに、避難所内には十分な量の飲料水を確保し、避難者が容易に水分補給できるよう努める。

(2) 被災者及び避難者対策

市は、被災者および避難者に対する冷却グッズや冷感タオル、うちわなどの暑さ対策用品の整備・備蓄に努める。さらに、避難生活が長期化することが予想される場合には、被災者・避難者の健康を守るための長期的な対策を検討し、熱中症予防のための情報提供や健康管理の支援体制を整備する。

6 寒冷対策の推進

(1) 避難所対策

避難施設における暖房等の需要増大が予想されるため、市はストーブ等電源を要しない暖房機具、燃料のほか、積雪寒冷期を想定した資機材（長靴、防寒具、スノーダンプ、スコップ、救出用スノーボート等）の備蓄に努める。

また、停電時における暖房設備の電源確保のため、非常用電源等バックアップ設備の整備に努める。

(2) 被災者及び避難者対策

市は、被災者及び避難者に対する防寒用品の整備・備蓄に努めるとともに、応急仮設住宅は、積雪のため早期着工が困難となることや避難生活が長期化することが予想されることから、被災者・避難者の生活確保のための長期対策を検討するものとする。

7 多様なニーズへの配慮、女性や子ども等に係る安全性の配慮

指定避難所における女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違いなど、男女双方の観点等に配慮し、女性や子育て家庭のニーズに配慮した指定避難所の管理運営に努める。また、指定避難所等における女性や子ども等に対する性暴力・DV、ハラスメントの発生を防止し、安全に配慮するよう努める。また、警察、病院、女性支援団体等との連携のもと、被害者への相談窓口情報の提供を行うよう努める。

第3 避難誘導体制の整備

市と防災機関は、以下の対策に取り組み、円滑な避難誘導ができる環境を整備する。

(1) 避難情報提供の判断基準策定

避難指示等を適切に発令するため、「避難情報に関するガイドライン」（内閣府防災担当）の設定例を参考踏まえ、早期に避難できる体制の整備に努める。

(2) 避難道路の安全化

地域と協議し、避難場所や避難所等周辺の危険箇所把握に努め、避難誘導を行う際には、災害の状況に応じた避難経路を明らかにするとともに、広域避難が必要な場合に備えて、そのルートの確認を行う。

また、避難道路の火災や閉塞を防ぐため、道路に面する建物等の不燃化・耐震化を促進する。

(3) 避難場所等の指定及び周知徹底

市は、避難所、避難場所をあらかじめ指定し、市ホームページに掲載するほか、ハザードマップ、家庭用防災カルテ、市政だより等で随時周知を図る。

また、避難場所を指定して誘導標識を設置する場合は、日本産業規格に基づく災害種別一般図記号（ピクトグラム（絵文字））を使用して、どの災害の種別に対応した避難場所であるかを明示することに努める。

(4) 避難誘導体制の整備

大規模災害発生時に避難場所への円滑な誘導を行うため、地域の危険箇所等を踏まえた避難誘導体制・方法を検討し、災害時に備える。

(5) 広報活動の推進

大規模災害発生時に避難者の避難行動の円滑な実施と緊急車両の通行を確保するため、日頃から適切な広報活動を行うものとする。また、特定の指定避難所に避難者が集中し、収容人数を超えることを防ぐため、ホームページやSNS等の手段を活用して避難所の混雑状況を周知するなど、避難の円滑化につなげる。

(6) 避難行動要支援者の避難支援

災害時において、自主避難が困難な高齢者や障がい者等の「避難行動要支援者」については、避難行動準備情報の提供や地域による対応など、早期に避難できる体制の整備に努める。

第4 帰宅困難者への対応

観光客等の帰宅困難者といった一時的な滞在者は、本市の地理に精通しておらず、必要な情報を得ることが困難な場合が想定されるところから、以下の取組を進めるものとする。

- (1) 大規模災害時には、緊急速報メールやFM放送等も活用し、市内全域に情報を発信する。
- (2) 観光マップに防災施設等の情報を盛り込み、観光客等へ周知していく。
- (3) 災害時に観光客等に公共交通機関運行情報や避難場所・避難所情報等を、ホームページを活用して周知するとともに、スマートフォン等からの情報アクセスを整備・充実していくなど、観光事業者と連携した避難誘導の体制づくりを進める。
- (4) 観光客等に対して、災害情報や交通情報の提供を行うなど、速やかに居住地へ帰宅できるよう促す。また、帰還が困難な場合は、避難所を紹介する。

第5 広域避難対策（本市以外への避難）

本市の大規模災害時には、市民が災害時相互応援協定締結自治体等、他の市町村に一時的に避難することも想定される。こうした場合に、円滑な対応が取れるよう関係自治体や県と協議し、広域避難が可能となるよう具体的な避難先や移動方法の想定を行い、必要に応じ新たな災害時相互応援協定の締結や輸送事業者（バス事業者）等との協定締結を推進し、避難手法の確保を図る。

なお、市は、受入先の市町村との間で、被災住民に関する情報の共有を確実に行うものとする。また、受入先の市町村は、受入れた被災住民に対し、必要な支援情報を提供するものとする。

（※）資料3-1 災害時応援協定締結先一覧（P.50）

第6 広域避難対策（本市への受入れ）

磐梯山の噴火や原子力発電所事故のような大規模災害時においては、県内他市町村や災害時応援協定締結自治体等をはじめとした広域的な避難が予想される。

こうした場合に、本市は可能な限り避難者等の受け入れに協力するため、他の市町村からの避難者を受け入れができる施設等をあらかじめ決定するとともに、円滑な対応が取れるよう関係自治体や県と協議し、本市への広域避難受け入れ体制の構築を図る。

第7 避難所運営体制の整備

避難所開設時は、「避難所運営マニュアル」を踏まえ、市と市民とが協働して運営するものとする。

福祉避難所は、避難所の一般避難スペースでの滞在が困難な方が滞在する場となり、中でも「介護を必要とする高齢者」や「障がい者」への支援が中心となることが考えられることから、「福祉避難所等の設置運営マニュアル」を活用し、災害時応援協定を締結した民間福祉施設と協力しながら、その運営にあたることとする。

第11節 医療救護・防疫体制の整備

災害時には、広域的あるいは局地的に、救助や医療救護を必要とする傷病者が発生することも予想され、また、医療機関においても一時的な混乱により、その機能が停止することも十分予測されるところである。

本節では、医療救護活動を迅速に実施し、人命の安全を確保し、被害の軽減を図るために必要な医療救護・防疫体制の整備充実について記載する。

第1 医療救護活動体制の確立

市は、災害時における迅速な医療救護を実施するため、自主防災組織をはじめとした医療救護体制の確立を図るとともに、災害時応援協定を締結している公益社団法人会津若松医師会との連携協力体制を構築する。

第2 災害時医薬品等備蓄供給体制の確立

市は、災害時の医療救護活動に必要な医薬品・衛生材料等について「福島県災害時医薬品等備蓄事業実施要綱」・「福島県災害時衛生材料等備蓄事業実施要綱」・「福島県災害時医薬品等供給マニュアル」に基づき調達計画を策定するとともに、災害時応援協定を締結している一般社団法人会津薬剤師会との連携協力体制を構築する。

第3 防疫対策

市は、防疫用薬剤及び資機材の備蓄を行うとともに関係機関に調達要請を行う。

(※) 資料3-2 会津若松市所在医療取扱代表機関及び救急告示医療機関名等 (P.60)

第12節 食料等の調達・確保及び防災資機材等の整備

本節では、災害時に迅速に避難所等へ食料や飲料水、毛布等の備品を供給し、避難所等の環境整備を実施し、二次被害軽減を図るための備蓄場所や備蓄数に関する対策について記載する。

第1 備蓄品の確保

食料や生活物資については、国が策定した災害備蓄の品目や数量に関する自治体向けのガイドライン（指針）に基づき、整備するとともに、民間事業所との災害時応援協定の締結を進め、流通備蓄の確保を行う。

また、市、事業所、市民がそれぞれの役割分担を明確にし、備蓄を進める。なお、市は、市民が避難する際に家庭の備蓄品を避難所に持参することや、薬・食物アレルギー等への配慮は多様で対応が困難であるため、これらは基本的に家庭で準備することを啓発する。

機関	分担内容
市	<ul style="list-style-type: none"> ・公共性が高い分野の備蓄 <p>【備蓄の例】</p> <p>施設の通信設備や非常用電源、燃料、トイレ、毛布、簡易ベッド、パーティション、更衣室など個人で確保することが困難な物資や感染症対策に必要な物資等</p>
事業所	<ul style="list-style-type: none"> ・従業員が施設内に避難した場合に備えた食料や生活物資
市民	<ul style="list-style-type: none"> ・食料や水、身近な生活物資、常備薬等、個人が「生きる」ために必要な物資

1 避難所等における備蓄

避難所における被災者の最低限の食料、生活必需品等や、自然災害対応に必要な資材等については、備蓄水準や配置水準を定め、計画的に整備する。避難生活に必要な物資の備蓄については、想定し得る最大規模の災害における想定避難者数と、それに対して必要となる備蓄量（最低3日分、推奨1週間）を推計し、推計した必要備蓄量の確保を目指すよう努めるものとする。

また、調達に際しては、乳幼児、食物アレルギーを有する者等にも配慮した食料の確保に努めるものとする。

なお、食物アレルギーは、食品への表示が義務となっている特定原材料8品目（えび、かに、くるみ、小麦、蕎麦、卵、乳、落花生）に加え、表示が推奨されている特定原材料に準ずるもの20品目（アーモンド等）についても配慮することが望ましい。

市は、新物資システム（B-P L o）を活用し、施設（備蓄倉庫・物資拠点・避難所）ごとの備蓄物資の品目・数量や施設概要等の情報を定期的に更新するなど、最新の状況を把握するものとする。物資の備蓄状況については、年に1回、広く市民に公表するものとする。

（※）資料3-3 防災用備蓄品一覧（P.61）

2 避難生活に必要となる備蓄品例

【食料】		
レトルト米、パン	エマージェンシーフーズ	サバイバルフーズ
ミネラルウォーター	液体ミルク	離乳食
哺乳ビン	高齢者向け食料（介護食）	缶詰
【生活物資】		
毛布	カセットコンロ	カセットガス
食器	紙おむつ	生理用品
簡易トイレ	トイレットペーパー	マスク
車いす	懐中電灯	乾電池
救急箱	消毒液	パーティション
【防災資機材】		
パーティション	更衣室	ビニールシート
投光機	救護用資機材セット	エアーテント
脚立	メガホン	コードリール
ガソリン携行缶	リヤカー	担架
携帯電話電池充電器	簡易ベッド	ビニールタンク
発動発電機	スコップ	チェーンソー
掛矢	のこぎり	バール
ペンチ	ロープ	土のう袋
携帯用マイク	暖房器具	防寒具
スノーダンプ	入浴・洗濯設備	スポットクーラー

第2 備蓄施設の確保

防災拠点施設や防災倉庫、避難所に備蓄場所を設け、緊急用食料、生活必需品、その他災害対策用資機材の備蓄を進め、災害時の円滑な救援・救護活動が行えるよう整備する。

また、交通の途絶等により地域が孤立した場合でも食料・飲料水・医薬品等の救援物資の緊急輸送が可能となるよう、輸送手段の確保について検討する。

【備蓄施設一覧】

備蓄場所	所在地
市役所本庁舎	東栄町3番46号
会津総合運動公園	門田町大字御山村上164番地
北会津支所	北会津町中荒井諏訪前11番地
河東支所	河東町郡山字休ミ石14番地
上下水道局庁舎	神指町大字黒川字石上33番地の2
追手町第二庁舎	追手町2番41号
指定避難所	資料編資料3-10のとおり

備蓄場所	所在地
ふれあい体育館	一箕町大字八幡字八幡2番地の1
河東総合体育館	河東町浅山字石堀山40番地の1

また、重要水防区域内に水防倉庫を設け、水防用資機材の整備を進める。

【水防用資機材配置箇所一覧】

備蓄場所	所在地
一ノ堰水防倉庫	門田町大字一ノ堰字村東442番地の1
東神指水防倉庫	神指町大字北四合字宮ノ後乙1527番地の1
北会津水防倉庫	北会津町中荒井字馬場31番地の1

第3 民間事業所の協力による物資調達体制の整備

被災者への食料及び生活必需品等の提供や、高齢者や障がい者等の支援に必要な介護器具やトイレ等を提供できるよう、民間事業所等と災害時応援協定締結を推進する。

第4 市民に対する備蓄の啓発

大きな災害が発生し、電気・ガス・水道などのライフラインが止まった時、行政などによる支援が届くまで自力での生活が可能な物資備蓄の啓発を進める。

また、備蓄の他、ガソリンや灯油などの燃料不足や、電源不足に対応するため、平時から燃料のストックや、乾電池等の備蓄、太陽光発電設備や蓄電池等の導入も併せて啓発する。

【備蓄目標品目一覧】

備蓄品・持出品	準備例
食料品（3日、できれば1週間）	レトルト米等レトルト食品、缶詰等副食品、菓子類、介護用食品など
水（3日、できれば1週間）	1人1日3L、3日で9L（飲料用・調理用）
燃料	カセットコンロ、固体燃料、ライター、マッチなど
貴重品	現金(10円硬貨も)、預金通帳、印鑑、免許証、マイナンバーカードなど
携帯ラジオ	予備電池も用意
懐中電灯	一人一つ。予備電池も用意。
常備薬	お薬手帳、絆創膏、包帯、風邪薬、胃腸薬など
衣類	上着、下着、オムツなど
乳幼児用	ミルク、哺乳瓶など
その他	はさみ、タオル、缶切り、軍手、ウェットティッシュ、生理用品、使い捨てカイロ、食器、携帯電話電池充電器など ※要配慮者については、医療機関や利用サービス等がわかるもの

第13節 災害廃棄物処理計画及び広域処理体制の整備

本節では、災害時に発生する災害廃棄物処理計画の作成等について記載する。

第1 災害廃棄物処理計画の策定

市は、国が定めた災害廃棄物の処理に係る指針に基づき、適正かつ円滑・迅速に災害廃棄物を処理できるよう、災害廃棄物の仮置き場の確保や運用方針、一般廃棄物（避難所ゴミや仮設トイレのし尿等）の処理を含めた災害時の廃棄物の処理体制、周辺の地方公共団体との連携・協力の在り方等について、災害廃棄物処理計画を策定し、具体的に示すものとする。

また、定期的に災害廃棄物処理に関する研修、訓練を実施するとともに、必要に応じて、災害廃棄物処理計画の見直しを行い、計画の実効性の向上に努めるものとする。

そのほか、災害廃棄物に関する情報、災害廃棄物処理支援ネットワーク（D.Waste-Net）や地域ブロック協議会の取組等に関して、ホームページ等において公開する等、周知に努めるものとする。

第2 広域処理体制の確立

市は会津若松地方広域市町村圏整備組合及び県と連携し、大量の災害廃棄物の発生に備え、広域処理体制の確立に努めるものとする。

十分な大きさの仮置場・最終処分場の確保に努めるとともに、広域処理を行う地域単位で、平時の処理能力について計画的に一定程度の余裕を持たせ、処理施設の能力を維持し、災害時における廃棄物処理機能の多重性や代替性の確保を図るものとする。

第14節 防災教育・広報

風水害・土砂災害においては、事前の準備、早めの避難等が被害軽減につながる。そのため、市職員に対しては、専門家（風水害においては気象防災アドバイザー等）の知見の活用等により、実践的な訓練や講習会、研修会等を定期的に開催するなど、必要な防災教育を実施することにより、災害対策に即応できる人材の育成に努め、災害に強い組織を作り上げる。

市民に対しては、「日ごろからの防災対策（ハザードマップによる地域の危険性や避難経路、連絡手段等の確認、非常用持ち出し袋の準備等）」や「早めの避難に関する心得」について周知・啓発することに留意する。

本節では、市職員や住民、企業等への防災教育に関する対策について記載する。

第1 市職員に対する防災教育

災害発生時における適切な判断及び速やかな災害対応業務の実施、各種防災活動の円滑な実施を確保するため、防災担当職員だけでなく、全ての職員に対し、専門家（風水害においては気象防災アドバイザー等）の知見の活用等により、実践的な訓練や講習会、研修会等を定期的に開催するなど、必要な防災教育を実施することにより、災害対策に即応できる人材の育成に努め、災害に強い組織を作り上げる。

【教育の内容】

- ① 風水害等の特徴
- ② 予想される被害規模に関する知識
- ③ 風水害等が発生した場合、具体的にとるべき行動に関する知識
- ④ 職員が果たすべき役割
- ⑤ 災害発生後における二次災害の防止
- ⑥ その他、風水害対策に必要な事項

第2 住民等に対する防災教育、知識の普及

(1) 教育の目標

「自らの命と地域は自分たちで守る」という意識の徹底や、自らの判断で避難行動をとることの重要性について市政だよりや防災出前講座等で普及、啓発を図る。

住民に対しては、実践的な防災訓練等を通して災害対応の学びの機会とする。

子どもたちへは、各教育施設、保育施設等で発達段階に応じた防災教育を実施する。

(2) 教育の機会確保

- ① 幼児教育、学校教育における防災教育の実施
- ② 社会教育（出前講座）等を通じての知識普及
- ③ 防災訓練、集会・説明会等による知識普及
- ④ 福祉関係者（地域包括支援センター・ケアマネジャー等）との連携による高齢者・障がい者等の避難行動に対する理解の促進

※防災士や消防団員等に講座等の講師を依頼し、連携協力を進める。

(3) 教育の内容

① 風水害の特徴

② 行政機関等が行う災害対策の内容

③ 日頃の備えと心構え^(※)

ア 住宅の点検

イ 火災の防止

ウ 応急救護

エ 非常食料の準備

オ 緊急情報の連絡と避難方法

カ 気象情報等のホームページ等からの入手方法の習得

キ 平時から自分の避難行動計画を考える「マイ・タイムライン」の作成促進

④ 災害発生時の対処方法^(※)

⑤ 多様なニーズへの理解と暴力防止の意識啓発

災害時には要配慮者の多様なニーズや男女双方の視点等に十分配慮するとともに、被災者や支援者が性暴力・DVの被害者・加害者にならないよう、「暴力は許されない」意識の普及・徹底を図る。

また、家庭動物の飼育の有無による被災時のニーズの違いに配慮するよう努める。

⑥ 災害用伝言サービスの周知

電話会社が提供する災害用伝言サービス（音声、文字による伝言等）は、家族等からの安否確認に有効なことから、その周知に努める。

※例：福島県防災ガイドブック「そなえるふくしまノート」

<https://www.pref.fukushima.lg.jp/book/list/book72.html>

第3 事業所に対する教育

職場の安全を確保し、従業員が災害時に適切な対応を取れるよう対応を図る。具体的には、

(1) 緊急時対応マニュアルの整備と訓練

事業所独自の緊急時対応マニュアルを作成し、従業員に周知する。また、定期的に防災訓練を実施し、従業員が実際に避難手順を体験し、緊急時に迅速に行動できるよう努める。

(2) 防災教育プログラムの実施

災害の種類やリスク、対策についての教育プログラムを導入し、従業員が基本的な防災知識を習得できるように努める。

(3) 緊急連絡網と情報共有体制の整備

緊急時にスムーズな情報伝達ができるよう、従業員間の緊急連絡網の整備や災害時の情報共有手段についても、緊急時に効果的に活用できるように努める。

第15節 防災訓練

本節では、風水害等に関して実施する防災訓練の内容等について記載する。

なお、総合防災訓練及び地区防災訓練については、地震災害対策編第2章第15節を参照するものとする。

第1 水防訓練

国・県主催による水防訓練に消防団等が参加するとともに、本市における独自の訓練を計画的に実施する。

第2 事業所等防災訓練

災害を想定して学校、病院、その他不特定多数の市民等が出入りする建築物において、避難・救助訓練を実施する。特に、水害・土砂災害のリスクがある学校においては、避難訓練と合わせた防災教育の実施に努めるものとする。

また、事業所の責務として、事業継続計画の策定による非常体制への備えや従業員の避難に備えた「情報伝達訓練」等必要な訓練を行うものとする。

第16節 自主防災組織の整備

本節では、共助の要である自主防災組織の整備とその活動支援に関する対策等について記載する。

第1 自主防災組織の育成指導と編成基準

地域住民等による自主的な防災活動の推進のため、自主防災組織の結成促進、地域防災リーダーの人材育成に努める。

なお、自主防災組織の結成促進にあたっては、町内会、地区、学校、事業所等を単位として行う。

第2 日常の自主防災組織の活動

(1) 防災知識の普及等

万一の災害発生に迅速かつ的確に対応するため、日ごろから集会、各種行事等を活用して日常からの備えとしての非常持出品の準備や災害に対する正しい知識の普及に努めるとともに、危険箇所の把握や避難場所、避難所、避難路などを確認し、地域の防災マップを作成するなど地域の防災環境の共有化に努める。

なお、民生委員・児童委員等との連携を図りながら、地域内における高齢者、障がい者、外国人等のいわゆる要配慮者の確認にも努めるものとする。

(2) 防災訓練等の実施

災害発生時において迅速かつ適切に対処するためには、日ごろから実践的な各種訓練等を行い、隊員各自が防災活動に必要な知識及び技術を習熟するとともに、活動時の指揮連絡系統を明確にしておく必要がある。

そのため、自主防災組織が主体となり、市及び消防関係機関等の協力のもとに、次のような訓練を実施するものとする。

- ① 災害情報の収集伝達訓練
- ② 消火訓練
- ③ 救出、応急手当の訓練
- ④ 給食給水訓練
- ⑤ 避難訓練
- ⑥ 避難所運営訓練

(3) 防災用資機材等の整備・点検等

自主防災組織は災害時に迅速かつ適切な活動を行うために、活動に必要な防災資機材の整備に努めるとともに、資機材の定期的な点検を実施し、非常時においても確実に対応できるよう備えるものとする。

(4) 地区防災計画の作成

地区住民は、災害対策基本法第42条第3項及び第42条の2に基づき、「自助」、「共助」の精神に基づく自発的な計画（地区防災計画）案を防災会議に提案することができる。

防災会議は、提案があった場合はこれを審議する。

なお、計画に必要な項目は以下のとおりである。

- ・計画の対象範囲
- ・活動体制

- ・地区防災訓練、物資及び資材の備蓄、地区居住者等相互の支援

また、地区防災計画が定められている地区において、今後、避難行動要支援者の個別避難計画を作成する場合には、地区防災計画との整合性が図られるよう努める。加えて、訓練等を通じて、両計画の一体的な運用が図られるよう努めるものとする。

市は、地区防災計画の作成支援を行い、地域住民の防災意識、地域防災力の向上に努める。

第17節 要配慮者対策

風水害・土砂災害等では、災害の発生が想定される時点での避難が必要となる。本市では、要配慮者及び避難行動要支援者への対策として、個別避難計画の作成を促進する。

そのため、本節では、事前に整備しておく避難計画等について記載する。

第1 市の全体方針

市の全体的な要支援者対策は、平成30年に「災害時要配慮者支援プラン（全体計画）」を策定し、この中で、避難行動要支援者名簿制度の運用や要配慮者対策について定めている。

また、令和3年5月に災害対策基本法の改正に伴い、避難行動要支援者の円滑かつ迅速な避難を図るための個別避難計画の作成が自治体の努力義務と位置づけられたことから、引き続き、作成の同意を得て、個別避難計画を作成するよう努めるものとし、その作成にあたっては、居住地域の災害特性、対象者の生活状況、福祉的な要因等に基づき、優先度の高い避難行動要支援者については、概ね5年以内の作成に努めるとともに、必要に応じて更新するなど、適切な管理を行っていくものとする。

要配慮者	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者、障がい者、乳幼児その他の特に配慮を要する者 ・発災前から要介護状態や障がい等の理由により、災害時に支援が必要な者 ・避難途中に障がい等を負い、避難支援が必要となった者 ・避難後に避難所等での生活に支援が必要となった者
避難行動要支援者	<ul style="list-style-type: none"> ・発災前から要介護状態や障がい等の理由により、災害時の避難行動に支援が必要な者

第2 社会福祉施設等における対策

社会福祉施設等においては、それぞれの地域の特性等を考慮するとともに、対象者の活動能力等についても十分配慮して避難計画を策定する。

1 避難計画の策定

各施設の管理者等は、避難計画の策定にあたって以下の事項に留意する。

- (1) 避難実施責任者
- (2) 避難の順位
- (3) 避難誘導責任者及び補助者
- (4) 避難誘導の要領及び措置（自動車の活用による搬出等）
- (5) 避難の時期（事前避難の実施等）及びその指示伝達方法
- (6) 避難所及び避難経路の設定並びに受入方法
- (7) 避難先は、他の施設等への措置替えについても検討すること
- (8) 避難者の確認方法
- (9) 家族等への連絡方法
- (10) 避難時の近隣住民等の協力体制の確保

2 防災訓練の実施

各施設の管理者は、円滑な避難行動が実施できるよう、定期的に防災教育や防災訓練を実施する。市や消防署、消防団は、必要に応じて指導助言を行うものとする。

3 地域住民等との連携

各施設の管理者は、平時から他の社会福祉施設や地域住民、消防団等との連携・交流に努め、必要な情報交換や訓練を行うものとする。さらに、入所者を施設相互間で受け入れるための協定を結ぶなど施設が被災した後の対応についても検討しておくものとする。

4 施設・設備の整備・充実

各施設の管理者は、耐震化を図るなど、安全確保のため、施設・設備の整備・充実に努めるとともに、施設や設備の点検を常に行うものとする。

5 非常災害対策計画の作成の義務

社会福祉施設等の要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、自然災害からの避難を含む非常災害に関する具体的計画を作成するものとする。（介護保険法関係法令等）

6 業務継続計画の作成の義務

社会福祉施設等においては、災害などにあっても、最低限のサービス提供を維持していくことが求められており、業務継続計画の策定が義務付けられている。

また、施設管理者等は、作成した業務継続計画に基づいて避難訓練を実施する必要がある。
(介護保険法関係法令等)

第3 在宅の要配慮者への対応

在宅の高齢者、障がい者、さらには妊婦などの要配慮者については、地域住民や自主防災組織、民生委員・児童委員、ボランティア等の協力のもと、地域ぐるみの支援体制づくりを進める。

また、防災（防災・減災への取組実施機関）と福祉（地域包括支援センター・ケアマネジャー等）の連携により、高齢者・障がい者等の特性に応じた情報伝達や、避難誘導における配慮事項等について、地域への理解促進を図るものとする。

1 要配慮者の状況把握

住民基本台帳情報や高齢者、障がい者等情報をもとに、地区民生委員・児童委員等と協力しながら、支援の基礎資料となる要配慮者の状況把握に努める。

特に、人工透析患者等被災状況によって生命の危険がある者については、対象者の把握に努め、災害時に支援が必要かどうか確認できる体制を目指す。

2 避難行動支援体制の整備

要配慮者の中で、自力での避難行動が困難である高齢者や障がい者等については、事前に同意の上、避難行動要支援者と位置づけ、名簿登録や個別避難計画等の作成を行う。

また、広く関係者による支援体制を構築するため、対象者の本人同意による地域や関係機関への名簿情報提供を進めるとともに、個人情報保護に配慮しながら、災害時には支援関係者に情報を提供できる体制を構築する。

3 要配慮者を対象とした防災訓練の実施・防災知識の普及・啓発

総合防災訓練の中で、要配慮者を対象とした訓練を実施し、また要配慮者自身が参加できる防災訓練内容を検討する。

また、災害による人的被害を軽減する方策は、住民等の避難行動が基本となることを踏まえ、警報等や避難指示等の意味と内容の説明など、啓発活動を行うものとする。

4 避難行動要支援者の名簿登録及び個別避難計画の作成

(1) 避難支援等関係者となる者

消防署、警察署、民生委員・児童委員、市社会福祉協議会、町内会、消防団、自主防災組織、共生福祉相談員、地域包括支援センター、障がい者総合相談窓口・地域障がい者相談窓口、避難支援者として登録する者等を「避難支援等関係者」とする。

(2) 避難行動要支援者名簿に掲載する者及び個別避難計画作成の優先度の高い避難行動要支援者の範囲

(避難行動要支援者名簿に掲載する者)

次の①から⑦の要件に該当する者のうち、在宅で生活し、かつ災害時における避難行動が困難な者であり、避難支援等関係者への情報提供に関して同意した者とする。

- ① 要介護度3以上の者
- ② 身体障がい者1・2級（総合等級）の第1種を所持する者
- ③ 知的障がい者（療育手帳Aを所持する者）
- ④ 精神障がい者保健福祉手帳1・2級を所持する者
- ⑤ 75歳以上の人暮らしの者
- ⑥ 難病患者（医療受給者証を所持する者）
- ⑦ その他市長が支援の必要があると認めた者

(3) 名簿・個別避難計画作成に必要な個人情報及びその入手方法

① 必要な個人情報

- ア 氏名
- イ 生年月日
- ウ 性別
- エ 住所又は居所
- オ 電話番号その他の連絡先
- カ 避難支援等を必要とする事由（障がいの区分など）
- キ 避難支援等実施者の氏名又は名称、住所又は居所及び電話番号その他の連絡先
- ク 避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項
- ケ 以上のほか、避難支援等の実施に関し市長が必要と認める事項

②入手方法

災害対策基本法第49条の10の規定に基づき、市が保有する住民基本台帳、要介護認定情報、障がい等の情報を、その保有にあたって特定された利用の目的以外の目的で利用する。県で把握している難病患者等に関する情報等、市で把握していない情報については、県等に対して情報の提供を求める。

市や県の情報のみでは実態と異なる可能性があるため、民生委員・児童委員等が保有する情報で補正する。

また、個別避難計画の作成にあたっては、必要に応じて関係機関及び地域の関係者等との連携により、対象者や支援者等からの聴き取りによる情報把握を行う。

(4)名簿及び個別避難計画の更新に関する事項

基本となる名簿は、市が対象者の転入・転出、要介護認定、身体障害者手帳交付等の事務を通じて名簿を定期的に更新し、また、本人や家族からの申し出、民生委員・児童委員等からの情報により定期的に更新する。

この名簿を避難支援者等関係者に配布し、年に1回程度更新するものとする。また、名簿の更新については、個別避難計画の定期的な更新にも反映させることに努める。

(5)情報漏えいの防止措置

①情報の庁内利用のルールをつくり、情報の漏えい等が発生しないよう必要な措置を取る。

また、情報システムから情報の漏えいが発生しないよう、通信する方法を限定し、外部から個人情報への不正なアクセスを遮断する構造とするなど、必要な対策を行う。

②避難支援者への名簿及び個別避難計画情報の提供にあたっては、支援対象地域及び支援対象者に限定する。

③名簿の提供を受ける者から、個人情報保護に関する誓約書、個人情報受領書の提出を義務付ける。なお、名簿の提供を受けた者がその職を退いたときは、名簿の返還を義務付けるとともに、知り得た情報の守秘義務を課すものとする。

④名簿の取り扱いマニュアルを交付し、市は研修会等を開催して、個人情報漏えい防止に努める。

(6)要配慮者の円滑な避難準備

要配慮者の態様に応じた情報伝達手段の整備を図るとともに、多様な情報伝達手段を確保する。避難行動要支援者が、避難行動を開始できるよう避難指示に先駆け、「高齢者等避難」を発令する。また、災害リスクが高い地域に居住する要配慮者に対しては、定期的に周知広報を行うとともに、災害時を想定した日頃からの準備を促すよう努める。

5 災害時の避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の取り扱い

- (1) 災害時には、対象者の同意の有無を問わず、関係機関等に対象者名簿及び個別避難計画を提供し、安否確認や避難行動支援を行う。
- (2) 対象者名簿とあわせて、G I Sと住民基本台帳情報の連動機能を活かして、対象者の住宅地図上の位置情報も提供する。G I Sにはあらかじめ避難支援等関係者地域区分ごとのシートを作成し、所管ごとの名簿作成ができるようにする。
- (3) 高齢者福祉施設や障がい者福祉施設等の福祉避難所の指定を進め、避難行動要支援者の避難生活支援を進める。また、福祉避難所で受け入れるべき対象者を事前に調整の上、個別避

難計画を作成し、避難が必要となった際に福祉避難所へ直接避難することができるよう努める。

6 平時からの避難行動要支援者への支援

平時から避難行動要支援者の支援準備が図られるよう、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の避難支援等関係者への提供同意について、地域や対象者に周知し、同意者の増加を図る。

第4 学校、病院等の対策

学校、病院など防災上重要な施設の管理者は、それぞれ作成する消防計画の中に以下の事項に留意して避難に関する計画を作成し、避難対策の万全を図るものとする。

1 学校等の避難計画

学校等においては、多数の園児、児童及び生徒を混乱なく、安全に避難させ、身体及び生命の安全を確保するために、それぞれの地域の特性を考慮した上で、次の事項に留意して学校等の実態に即した適切な避難対策をたてるものとする。

- (1) 避難実施責任者
- (2) 避難の順位
- (3) 避難誘導責任者及び補助者
- (4) 避難誘導の要領及び措置
- (5) 避難場所、経路、時期及びその指示伝達方法
- (6) 避難場所の選定、受入施設の確保並びに教育、保健、衛生及び給食の実施方法等
- (7) 避難者の確認方法
- (8) 児童、生徒等の父母又は保護者等への引渡し方法
- (9) 通学時に災害が発生した場合の避難方法

2 病院における避難計画

病院においては、患者を他の医療機関又は安全な場所へ集団的に避難させる場合を想定し、被災時における病院施設内の保健、衛生の確保、入院患者の移送先施設の確保、転送を要する患者の臨時受入場所、搬送のための連絡方法と手段、病状の程度に応じた移送方法、搬送用車両の確保及び病院周辺の安全な避難場所及び避難所についての通院患者に対する周知方法等についてあらかじめ定めておくものとする。

第5 外国人等への対策

外国人等にも配慮し、避難場所案内板等の作成にあたっては、英語併記とするほか、広報パンフレットについて、英語・中国語・ハングル語等の併記を検討する。

また、会津若松市国際交流協会と平時からの情報伝達体制構築や災害時における外国人からの問合せや各種相談、情報提供にあたる通訳ボランティアの確保に努め、さらには外国人を含めた防災訓練・防災教育を実施する。

第18節 ボランティアとの連携

災害時には、ボランティアとの連携・協力をを行うことで、早期復旧・復興を行うことができ、災害対応を行う職員等の負担軽減にもつながるため、ボランティアとの連携体制の構築は重要である。そこで、本節では、ボランティアとの連携体制の構築に関する対策について記載する。

第1 受入れ体制の整備

1 ボランティア活動の環境整備

市は、災害時にボランティア活動を円滑かつ効果的に行うために、平時から市社会福祉協議会等の地域ボランティア活動に関する団体等と協議を行うとともに、連絡調整体制の確立を図り、災害時の活動体制や組織づくりに必要な環境整備、ボランティア活動への参加啓発を行う。

また、広報活動、啓発活動等を通じて、ボランティアによる防災活動に関する事業者及び市民の関心と理解を深めるとともに、休暇の取得の促進その他のボランティアによる防災活動へ市民の参加を促進するため必要な措置を講ずるものとする。

2 コーディネート体制の整備

市は、市社会福祉協議会やボランティア関係団体等と連携を図りながら、災害ボランティアセンターを運営する者（市社会福祉協議会等）との役割分担等を定めるよう努めるとともに、コーディネートを行う災害ボランティアセンターの体制をあらかじめ整備しておくものとする。

3 ボランティアとの連携体制の構築

市は、ボランティアとの連携体制の構築のため、次の取組について検討を行う。

- (1) ボランティアの自主性を尊重しつつ、日本赤十字社、市社会福祉協議会及びNPO等との連携を図るとともに、災害中間支援組織（NPO・ボランティア等の活動支援や活動調整を行う組織）を含めた連携体制の構築
- (2) 行政・NPO・ボランティア等の三者で連携し、平時の登録、ボランティア活動や避難所運営等に関する研修制度、災害時における災害ボランティア活動の受入れや調整を行う体制、災害ボランティア活動の拠点の確保、活動上の安全確保、被災者ニーズ等の情報提供方策等について意見交換を行う情報共有会議の整備・強化を、研修や訓練を通じて推進
- (3) 市社会福祉協議会、NPO等関係機関との間で、被災家屋等からの災害廃棄物、がれき、土砂の撤去等に係る連絡体制を構築するものとし、災害廃棄物等の取扱いについて関係部局及び関係機関等と事前に取り決めを行い、市民やボランティアへの広報・周知を進めることで、災害ボランティアが活動しやすい環境整備

4 ボランティア活動保険

市及び市社会福祉協議会は、ボランティア活動中の事故や賠償事故の保障に効果のあるボランティア活動保険の普及啓発を図る。

第2 マニュアルの作成

市及び市社会福祉協議会は、災害ボランティアセンター運営マニュアルを作成するとともに、必要に応じて更新していくものとする。

第19節 災害時相互応援協定の締結

大規模災害発生時は、市や関係機関だけで災害対策を実施することは困難であり、民間事業所や他の自治体などと連携した災害対策ネットワークを構築する必要があるため、平時から災害時応援協定の締結等の取組を推進する。

本節では、多様な関係機関との災害時応援協定等の締結に関する方針について記載する。

第1 他自治体との相互応援協定締結

友好都市をはじめとして、姉妹都市、親善交流都市など、同時に被災する可能性が少ない県外の自治体は、職員の派遣や物資支援、避難者の受け入れ先などの点で有効であることから、相互応援協定締結を推進する。

また、災害応急対策（広域避難対策、行政機能の低下対策等）を実施するため、あらかじめ隣接市町村、広域市町村圏、地方振興局等を単位とした応援協定の締結を促進する。

これらの相互応援締結後の連携強化に当っては、訓練等を通じて発災時の連絡先、要請手続等の確認を行うなど、実効性の確保に留意する。

なお、大規模火災等の際は、消防本部で既に締結している応援協定により、消防活動の支援を求めるものとする。

第2 民間事業者・団体との災害時応援協定締結

災害発生時において、支援物資や各種応急対策サービスが緊急に必要になる場合に備えるため、食料・生活必需品、燃料等の提供、物流、物資配送、役務の供給、ライフラインの復旧、情報連絡、さらには、地域における事業所施設の一時的な提供など、事業所が業務や地域との関わりの中で可能な内容について、民間事業者・団体等との協定の締結を進める。

また、平時から、訓練等を通じて、物資の備蓄状況や運送手段の確認を行うとともに、災害協定を締結した民間事業者等の発災時の連絡先、要請手続等の確認を行うよう努める。

第3 災害時応援協定の公表

災害時応援協定の締結先と内容について公表し、災害が発生した際に被災者が円滑に支援を受けられるよう努める。

第4 連絡体制の整備、情報伝達訓練の実施

災害発生時に協定締結先との連絡調整を確実に行えるよう、毎年協定締結先の担当部署への連絡手段や人的体制についての確認を行う。

また、市総合防災訓練等において、複数の通信手段による情報伝達訓練等や災害時の協定の役割に応じた防災訓練を実施する。

第20節 公的機関等の業務継続性の確保

本節では、災害時に限られた人的資源・物資等を効率的に活用し、迅速な災害対応及び復旧・復興を行うための業務継続に関する対策とその考え方について記載する。

第1 業務継続対策の方針

災害が発生しても速やかに立ち直り、持続可能な社会（サスティナビリティ）を目指すためには、市や関係機関、民間事業所それぞれが、災害直後から速やかに業務の回復を図る必要がある。

そのため、各事業所はそれが非常時に優先すべき業務と、復旧までの時間等を盛り込んだ業務継続計画を作成するものとする。

特に、市役所は、災害時に災害応急対策活動や復旧・復興活動の主体として重要な役割を担うこととなることから、業務継続計画の策定等に当たっては、国の「市町村のための業務継続計画作成ガイド」に基づき、「首長不在時の明確な代行順位及び職員の参集体制」、「本庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎の特定」、「電気・水・食料等の確保」、「災害時にもつながりやすい多様な通信手段の確保」、「重要な行政データのバックアップ」並びに「非常時優先業務の整理」など重要な6要素を中心に定め、また、更新に当たっては「非常用発電設備（再生可能エネルギー発電設備、蓄電機能を有する車両等を含む。）の整備」などの重要な要素を踏まえて更新する。

加えて、実効性ある業務継続体制を確保するため、必要な資源の継続的な確保、定期的な教育・訓練・点検等の実施、訓練等を通じた経験の蓄積や状況の変化等に応じた体制の見直し、計画の評価・検証等を踏まえた改訂などを行うものとする。

1 市役所業務における非常時優先業務

(1) 非常時優先業務の対象範囲

市役所業務における非常時優先業務は、災害時に市民の生命、生活及び財産の保護、都市機能の維持・早期回復を図るために実施する業務であり、人命救助や避難者対応などを中心とした災害対応業務及び復旧復興業務と、市の通常業務のうち災害発生時にも継続又は強化する必要のある通常業務とする。

特に、災害初動期の対策として、市民の安全確保を図るための環境整備（避難所をはじめとする公共施設の安全性の確認等）を最優先するものとする。

【非常時優先業務の対象範囲】

業務区分			内容
災害対応業務	初動対策業務	非常時優先業務	発災後3時間以内に実施する業務
	応急対策業務		発災後3日以内に実施する業務
	復旧復興業務		優先度の高い復旧復興に関する業務
通常業務	継続業務		平常時と同様に継続する業務
	縮小業務		他の業務を優先するため縮小する業務
休止業務			他の業務を優先するため休止する業務

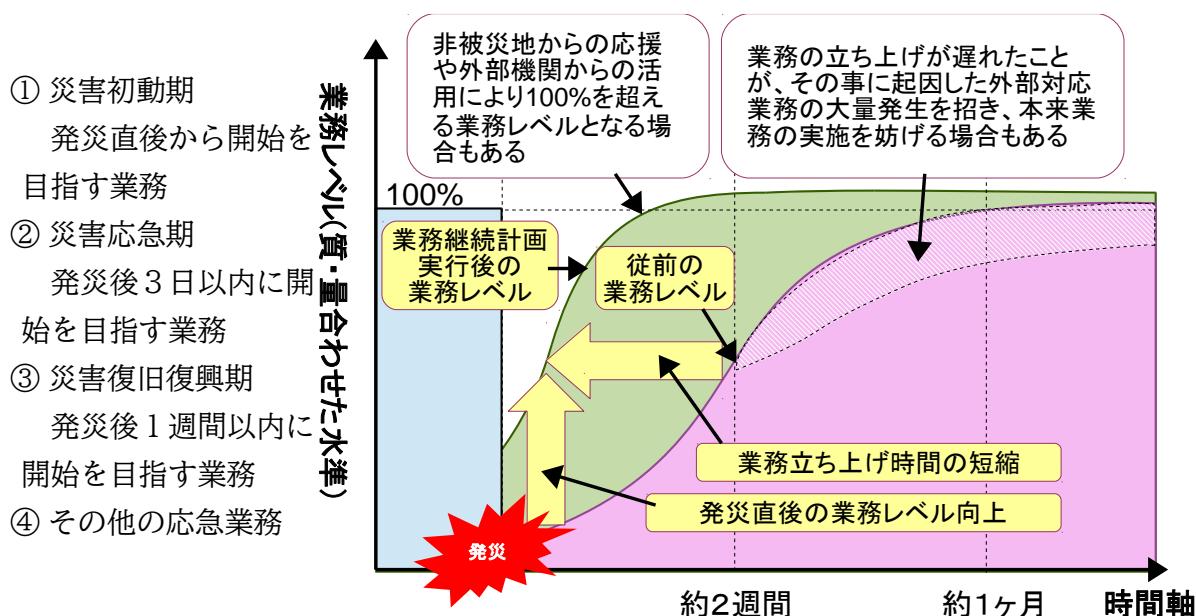
(2) 非常時優先業務の抽出

災害対応業務と1ヶ月以内に業務が実施できなかった場合に市民等に影響を及ぼす通常業務を、非常時優先業務として抽出する。

(3) 目標復旧時間の考え方

業務再開の優先順位の選定にあたり、業務が実施できなかった場合に、市民等に対してどれだけ影響が発生するかという視点を勘案し、市民等の生命・財産の安全確保に要する限度の時間を目安とした目標復旧時間を設定する。

なお、あらかじめ目標復旧時間を定めることが困難な業務については、「その他」とする。



(4) 休止業務

優先度の低い通常業務は、原則休止、抑制する。

(5) 非常時優先業務のための人員の確保

市では、災害の発生や気象情報等が発表された場合には、参集基準により職員が参集する。また、大規模な災害が発生した場合には、全庁職員が非常時優先業務を遂行する。

その後、発災後1ヶ月を目安にして、通常業務への移行を行うものとする。

なお、市は、職員の参集や安否確認のため、職員の緊急連絡網の整備を図るものとする。

(6) 公共施設におけるサービス制限

災害時において、公共施設は、平時の使い方を基本に防災拠点施設に位置づけることから、その位置づけが解消されるまでの当面の間、本来の施設サービスの一部又は全部を制限することがある。

第2 事業所における業務継続計画の策定

事業所の役割として、災害時において優先的に実施すべき業務を整理するとともに、これらの業務に必要となる人員や、サービス水準を明らかにした業務継続計画を策定するものとし、災害の被害を最小にとどめ、早期に事業を再開できる体制を整えるものとする。

特に、福祉サービスは、その利用者にとっては切実な問題であり、在宅で生活する避難行動要支援者をはじめとした災害時要配慮者への対応として、早期に事業再開できる体制を整えるものとする。

第21節 受援計画

本節では、災害時に円滑に応援職員の受け入れを行うための受援対策について記載する。

第1 受援対象業務

災害時において、本市防災体制による対応が困難な場合は、県や他市町村への応援要請を行い、派遣支援の連絡があった場合の受け入れ体制を構築する。

派遣支援の対象業務は、災害の状況や市の実施体制によって異なる。主に以下の業務への協力が想定される。

- (1) 避難所運営業務
- (2) 応急危険度判定業務
- (3) 被災住宅調査業務
- (4) 給水業務
- (5) ライフライン復旧業務
- (6) 災害廃棄物処理業務
- (7) 被災者の救護・健康管理
- (8) その他市の業務への協力

なお、市は、業務継続計画を策定するなかで、支援を要する業務を精査するものとする。

第2 情報連絡体制

初動時に、関係自治体等に情報発信し、先遣隊に情報提供を行うものとする。

なお、応援職員との情報共有を図るため、必要な情報収集、情報共有体制を明確にする。

第3 応援受入体制

災害対策本部に総括班を設置し、対応窓口を明確にする。

総括班の役割は、主に以下の事項が想定される。

- (1) 他自治体等からの連絡を受ける窓口
- (2) 関係する各部署への取次ぎ
- (3) 各部署からの要請に基づく応援要請
- (4) 宿泊施設・野営地など場所や施設の調整
- (5) 被害状況及び応援に対する需要の情報提供

第4 受入れ環境の整備

応援職員が活動するための執務スペースの確保や、資料、マニュアルの整備に努める。

特に、感染症対策のため、会議のレイアウトの工夫やテレビ会議の活用など、応援職員等の執務スペースの適切な空間確保に努める。また、応援職員が自前での食料や水、燃料等が準備できない場合は、市が対応するものとする。

宿泊施設等については、民間のホテルや旅館等との災害時応援協定により事前に確保することを目指すとともに、宿泊場所として活用可能な施設等のリスト化に努めるものとする。

第3章 災害応急対策

第1節 応急活動体制

水防に関係のある警報・注意報の発表又は地震等の発生等により、洪水又は土砂災害（以下「水害等」）のおそれがあると認められるときから水害等のおそれがなくなったと認められるときまで、市は市役所内に水防体制をとる。

ただし、災害対策本部が設置されたときは、同本部の一部として編入され、その事務を処理する。

【水防体制】初動体制 → 警戒待機体制 → 災害対策本部

本節では、風水害時における応急活動体制や災害対策本部の設置基準や構成員、水防活動の内容について記載する。

第1 初動体制

気象情報を参考に、市域に風水害及び土砂災害等が発生するおそれが高い場合、市民部長は関係部長と協議の上、初動体制を整備。関係部署と連携して気象情報をはじめとする各種情報の収集及び提供等を開始する。

なお、各課長等は、参集させる職員をあらかじめ指名しておく。

設置基準	大雨・台風期において、大雨注意報・洪水注意報等が発表され、なお、警報級の可能性があると認めたとき
実施責任者等	主：市民部長、副：市民部副部長 【事務局：危機管理課】
構成員	危機管理課長、道路課長、上下水道局下水道施設課長
主な活動内容	情報収集・提供、警戒活動、災害応急活動準備
廃止基準	① 災害発生のおそれが解消したとき ② 災害対策本部を設置したとき

第2 警戒待機体制

気象警報等が発表され、市域に風水害及び土砂災害等が発生するおそれがさらに高まり、市民等の迅速な避難行動が必要であると判断した場合、市長の指示により警戒待機体制を整備。市民部長は関係部署と連携して警戒活動及び災害応急対策を実施する。

設置基準	次のいずれかによる。 ①気象警報等又は、河川の水防警報が発表され、高齢者等避難の発令が見込まれるとき ②土砂災害前ぶれ注意情報の発表が見込まれるとき ③市域に災害の発生が見込まれるとき ④市長が必要と認めたとき
実施責任者等	主：市民部長、副：市民部副部長 【事務局：危機管理課】
構成員	会津若松市災害対策本部組織図で定める担当課等の長
主な活動内容	庁内関係部局の連携の下に災害応急対策を実施する（災害対策本部設置時に準じた活動）
廃止基準	①災害発生のおそれが解消したとき ②災害応急対策が概ね完了したとき ③災害対策本部を設置したとき

第3 災害対策本部の設置

1 設置基準

市長は、気象警報等により避難指示等の発令が必要であると見込まれるとき、又は市域に大規模な災害が発生した場合は、災害対策本部を市役所本庁舎（又は會津稽古堂）に設置し市の全力をもって災害応急対策を実施する。

設置基準	市役所本庁舎（又は會津稽古堂）
実施責任者等	次のいずれかによる。 ①気象警報等又は河川の水防警報が発表され、避難指示等の発令が見込まれるとき ②土砂災害警戒情報の発表が見込まれるとき ③市域に大規模な災害が発生したとき ④市長が必要と認めたとき
構成員	本部長：市長、 副本部長：副市長 本部員：教育長、上下水道局上下水道事業管理者、部局長 全職員
主な活動内容	全部局の連携の下に災害応急対策を実施する
廃止基準	①災害応急対策が概ね完了したとき ③ その他、災害対策本部長が認めたとき

2 災害対策本部の解散

本部長は、市域に災害発生のおそれがなくなった場合、又は災害復旧が進行し、特別の対策が必要なくなったと認められるときは、災害対策本部を解散する。

3 災害対策本部設置時の体制及び配備基準

市長は、災害対策本部設置時において、必要に応じ各配備を指令する。

なお、災害対策本部の組織及び運営については、「会津若松市災害対策本部の組織運営規程」において別に定める。

配備名	配備基準	配備体制
第一非常配備体制	①気象警報等又は河川の水防警報が発表され、避難指示等の発令が見込まれるとき ②土砂災害警戒情報の発表が見込まれるとき ③市域に大規模な災害が発生したとき ④市長が必要と認めたとき	おおむね全職員の1/2の職員
第二非常配備体制	①市域に大規模な災害が発生し、第一配備体制では対処できないとき ②市長が必要と認めたとき	全職員が従事する

(※) 資料1-2 会津若松市災害対策本部規程 別表第1 (P.5)

(※) 資料1-3 会津若松市災害対策本部規程 別表第2 (P.6)

(※) 資料1-4 災害時庁内組織体系図等 (P.12)

4 災害対策本部会議の構成員及び業務

災害対策本部長は、災害対策本部を設置したとき及びその後も必要に応じて災害対策本部会議を招集するものとし、必要な場合は、関係機関の職員の出席を要請する。

構成員	業務
本部長：市長	①情報の収集、伝達に関すること
副本部長：副市長	②職員の配備体制に関すること
本部員：教育長、上下水道局上下水道事業管理者、部局長	③災害応急対策の協議・決定に関すること ④県及び防災関係機関との連絡調整に関すること ⑤関係機関に対する応援又は要請に関すること ⑥現地災害対策本部の設置に関すること ⑦その他災害対策に関する重要事項の決定に関すること
【事務局：情報収集・統括班】	

5 指揮命令の順位

災害対策を実施する上で、指揮命令権者（災害対策本部長：市長）が不在時における職務代理者は、次の順位により指揮命令を確立する。

- ・第1順位 副市長
- ・第2順位 市民部長

第4 水防活動

市及び消防団は主に、次のような水防活動を行う。

活動内容	会津若松市（水防管理団体）	会津若松市消防団（水防団）
河川等の巡視 及び状況報告	<ul style="list-style-type: none"> ・河川の巡視 ・水防団からの報告とりまとめ ・地方水防本部への報告 <p>※国管理区間は各出張所に報告</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・河川の巡視 ・水防管理団体への報告
雨量・水位等の 通報	<ul style="list-style-type: none"> ・量水標、雨量計観測 ・地方水防本部への報告・水防団への連絡 	—
水防警報の発令	<ul style="list-style-type: none"> ・水防団へ連絡 	—
水防団の活動状況 報告等	<ul style="list-style-type: none"> ・水防団への非常配備発令 ・水防団からの報告のとりまとめ ・地方水防本部への報告 <p>※国管理区間は各出張所に報告</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・水防管理団体へ活動状況を報告
警察官、他の水防 管理団体への援助 要請	<ul style="list-style-type: none"> ・他の水防管理団体への援助要請 ・地方水防本部への報告 	—
被害軽減等の 措置	<ul style="list-style-type: none"> ・応急対策の実施 ・地方水防本部への報告 	<ul style="list-style-type: none"> ・応急対策への協力
決壊・避難のため の立退き通報	<ul style="list-style-type: none"> ・決壊等の通報（地方水防本部、他の水防管理団体へ連絡） ・決壊後の被害拡大の防止 ・避難のための立退き通報（地方水防本部、警察署長へ連絡） 	<ul style="list-style-type: none"> ・決壊後の通報 ・決壊後の被害拡大の防止 ・水防管理団体へ状況報告
水防活動の報告	<ul style="list-style-type: none"> ・水防資機材使用状況の整理 ・水防団からの報告のとりまとめ 	<ul style="list-style-type: none"> ・水防管理団体へ活動報告

※表中の地方水防本部は全て、福島県 会津若松建設事務所を指す。

第2節 職員の動員配備

本節では、職員の配備基準について記載する。

1 勤務時間内における初動対応

勤務時間内に災害が発生した場合、市役所職員は以下の対策を実施すること。

応急対策	<ul style="list-style-type: none"> ○来庁者等の安全確保 <ul style="list-style-type: none"> ・来庁者等、施設利用者等の安全確保を最優先とし、冷静に適切な措置（パニックの防止、避難誘導等）を行う ○庁舎外で執務中の場合 <ul style="list-style-type: none"> ・出張等で勤務場所を離れている場合は、上司と連絡を取り、指示を求める ・連絡が取れない場合は、自主的に勤務地等に戻る
------	--

2 勤務時間外における参集・初動対応

- (1) 勤務時間外において、災害が発生するおそれ、又は発生した場合で参集の対象となる職員は、連絡を受けたときは、勤務場所若しくはあらかじめ定められた場所へ参集する。
- (2) 被害の状況により勤務場所への参集が不可能な場合は、最寄りの市役所施設へ登庁し、責任者の指示に基づき災害対策に従事する。この際、自己の所在について所属長へ確実に連絡する。

参集手段	災害状況に応じ、適切な手段とする
参集途上の措置	①参集途上において可能な限り被害状況を調査し、所属長に報告する ②要救護者を発見したときは救護措置に当たった後、速やかに参集する
服装・装備	自分の身の回りに関することは自己完結の心構えで、災害対策に適する服装や装備で参集する
その他	職員本人の負傷、又は家族が生命に関わるような負傷をした場合等でどうしても勤務場所への登庁が不可能な場合は、所属長等へ連絡する

第3節 重要水防区域

重要水防区域は、堤防の決壊、漏水、川の水があふれる等の危険が予想される区域であり、洪水等に際して水防上特に注意を要する区域である。

河川における重要水防区域の設定基準は、資料編参考（重要水防箇所評定基準）のとおり。

また、市内の重要水防区域の設定箇所については、資料編資料2-1（重要水防区域）のとおり。

第4節 通信の確保

本節では、発災時における通信手段の確保に向けた行動と活用可能な通信手段等について記載する。

第1 災害時の通信手段の確保

(1) 通信機能の確認

災害対策本部及び防災関係機関は、災害発生後直ちに情報通信手段の機能確認を行うとともに、障害が生じたときは、速やかな復旧に努めるものとする。特に孤立地域の通信手段の確保については、特段の配慮を行うものとする。

(2) 複数の通信手段の活用

災害対策本部と防災関係機関、協力機関等相互間の指令の伝達及び報告等の通信には、原則としてICT機器とICT以外の機器による文書通信を併用して行う。

(3) 指定電話

災害対策本部及び防災関係機関は、災害情報通信に使用する指定電話を定め、窓口の統一を図る。

(4) リエゾン派遣要請

災害対策本部事務局は、災害対策本部会議への関係機関の出席、リエゾン（災害対策現地情報連絡員）派遣等を要請する。

リエゾン派遣職員は、通信が途絶した場合を想定し、衛星携帯電話を携帯する。

第2 有線通信網等の有効活用

(1) FAXの利用

災害対策本部と防災関係機関、協力機関等相互間の指令伝達及び報告等の通信には、FAXによる文書通信を行う。

(2) 優先電話の利用

事前にNTT東日本（株）福島支店から優先電話の指定を受けることにより、緊急時に優先して回線がつながる緊急優先電話を活用する。

優先電話は発信のみ優先扱いとなり、着信については一般電話と同じであるため、緊急時には発信用として使用する。

(3) 警察・消防通信の利用

① 警察有線電話通信網

県警察本部を中心に、各警察署、交番及び駐在所を結ぶ警察有線電話通信網を活用して協力体制を図る。

② 消防通信

消防本部を中心に、各消防署、分署、出張所を結ぶ消防専用回線を活用して協力体制を図る。

【情報通信手段一覧】

ツール	情報提供・発信先	タイミング	発信内容
電話	防災関係機関等	必要時	情報伝達、連絡
専用電話	防災関係機関等	大規模災害時	情報伝達、連絡
FAX	防災関係機関等	必要時	情報伝達、連絡
消防無線	無線受信者（市、消防本部、消防署、消防団）	災害に備える段階	情報伝達、連絡
防災メール	市民（登録者）	災害状況に応じて	情報伝達、連絡
消防団メール	消防団員	災害に備える段階	情報伝達、連絡
Jアラート	市	国が災害に備える段階	国民保護情報
県総合情報通信ネットワーク	県・近隣市町村及び防災関係機関	必要時	情報伝達、連絡

※「災害時」とは、災害が発生したとき、又は発生するおそれがあるときをいう。

第3 通常の通信手段が途絶した場合の体制

災害時における通信途絶があったときの対策措置については、以下の方法により通信網を確保し、災害応急措置に万全を期す。また、停電に備えて非常用電源の確保に努める。

- (1) 県総合情報通信ネットワークの利用
- (2) リエゾン派遣職員が携帯する衛星携帯電話の利用

第4 情報伝達における配慮事項

要配慮者について、以下の事項に配慮し、情報伝達を行う。

- (1) 社会福祉施設等の施設管理者
各施設の管理者は、あらかじめ定めた避難計画等に基づき職員及び利用者に対し、避難等の情報伝達を行う。
- (2) 在宅要配慮者
消防署、警察署、民生委員・児童委員、自主防災組織等の避難支援等関係者の協力を得て、在宅要配慮者（避難行動要支援者等）に対して情報伝達を行う。
- (3) 障がい者等への配慮
視覚障がい者や聴覚障がい者等の障がいの特性に配慮し、電話やFAXのほか、多様な手段を活用する。
- (4) 外国人等への配慮
テレビ、ラジオ等の放送機関等を通じ「やさしい日本語」を含む多言語での情報伝達に努める。また、会津若松市国際交流協会の協力を得て、情報伝達に努める。

第5節 災害情報の収集伝達

水害、土砂災害パトロール等からの情報収集河川を管理する関係機関は、危険が見込まれる箇所等をパトロールするとともに、地域住民から必要な情報の聞き取りを行う。

また、災害危険区域内の区長を情報連絡員とし、大雨、洪水等の警報が発令されたときなど、災害発生のおそれがある場合には、状況を把握するとともに、早急に地域住民に周知徹底を図る等の協力をを行うものとする。

本節では、災害時の被害情報の収集とその伝達に関する内容について記載する。

第1 被害情報の収集・整理

市及び防災関係機関は、災害が発生した場合、直ちに市内の被害状況について調査を行う。特に、大規模な災害が発生した時、又は発生が予想される時は、天候状況を勘案しながら、必要に応じヘリコプター等による目視、撮影及びビデオ等の画像情報を活用し、早期かつ適切な情報の収集に努める。

県及び市町村は、災害情報を一元的に把握し、共有することができる体制のもと、適切な対応がとれるよう努めるものとする。

また、情報の共有化を図るため、各機関が横断的に共有すべき防災情報を、総合防災情報システム（S O B O – W E B）に集約できるよう努めるものとする。

なお、被害状況の収集に当たっては、下記の点に留意して行う。

(1) 要救助者の迅速な把握

要救助者の迅速な把握のため、安否不明者についても、関係機関の協力を得て、積極的に情報収集を行うものとする。

(2) 生活関連施設の被害情報の収集

災害発生の初期においては、人的被害及び市民の生活維持に直接関係する住家、医療衛生施設、電力・水道・通信等の生活関連施設の被害の状況を優先して収集するものとし、これら施設の被災規模・状況が判明次第、公共施設、文教施設、産業施設その他の被害状況を速やかに調査・収集するものとする。

(3) 関係機関の被害情報の集約

防災関係機関に寄せられた様々な情報は、災害対策本部で一元管理する。

また、市民に必要な内容については、市のホームページ等で周知を図るとともに、対策本部会議等で隨時情報を提供し、共有化を図る。

(4) 市民からの被害情報の集約・整理

市民から電話やF A X、メール等で災害対策本部に寄せられた情報は、緊急性・重要性を考慮して選別・整理・評価する体制を構築して災害対策本部が一元管理するものとし、必要に応じて、集約・整理した情報を府内関係課や関係機関に伝達する。

なお、災害対策本部は、被災等の情報を集約・整理することで、可視化に努める。

(5) I C T（情報通信技術）の活用

S N S、スマートフォンやドローンなど、I C T（情報通信技術）を活用して効率的な情報収集を行うものとする。

第2 被害状況等の報告

市は、県への報告に当たっては、「福島県総合防災情報システム」により行うことを基本とし、県災害対策地方本部及び県災害対策本部で入力内容の確認を行う。

被災等により福島県総合防災情報システムが使用できない場合、市は電話、FAX、電子メール等により県災害対策地方本部へ被害情報を報告するものとする。

なお、いずれの場合においても、市が、県へ報告することができない場合は、直接、国（総務省消防庁）へ被害状況等の報告を行うものとする。

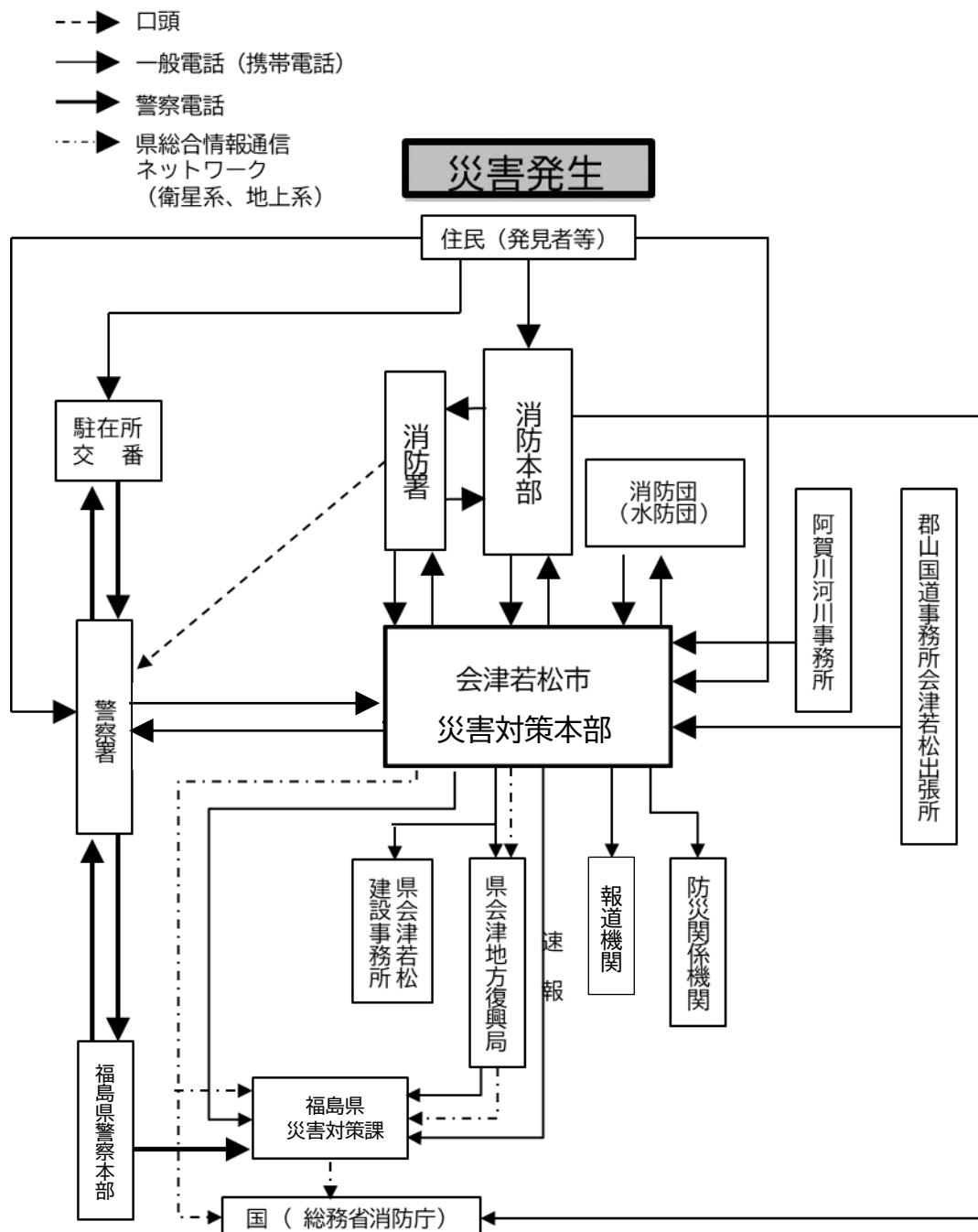
関係機関への情報の伝達は、関係機関情報連絡網により行うものとする。

1 市から県への報告

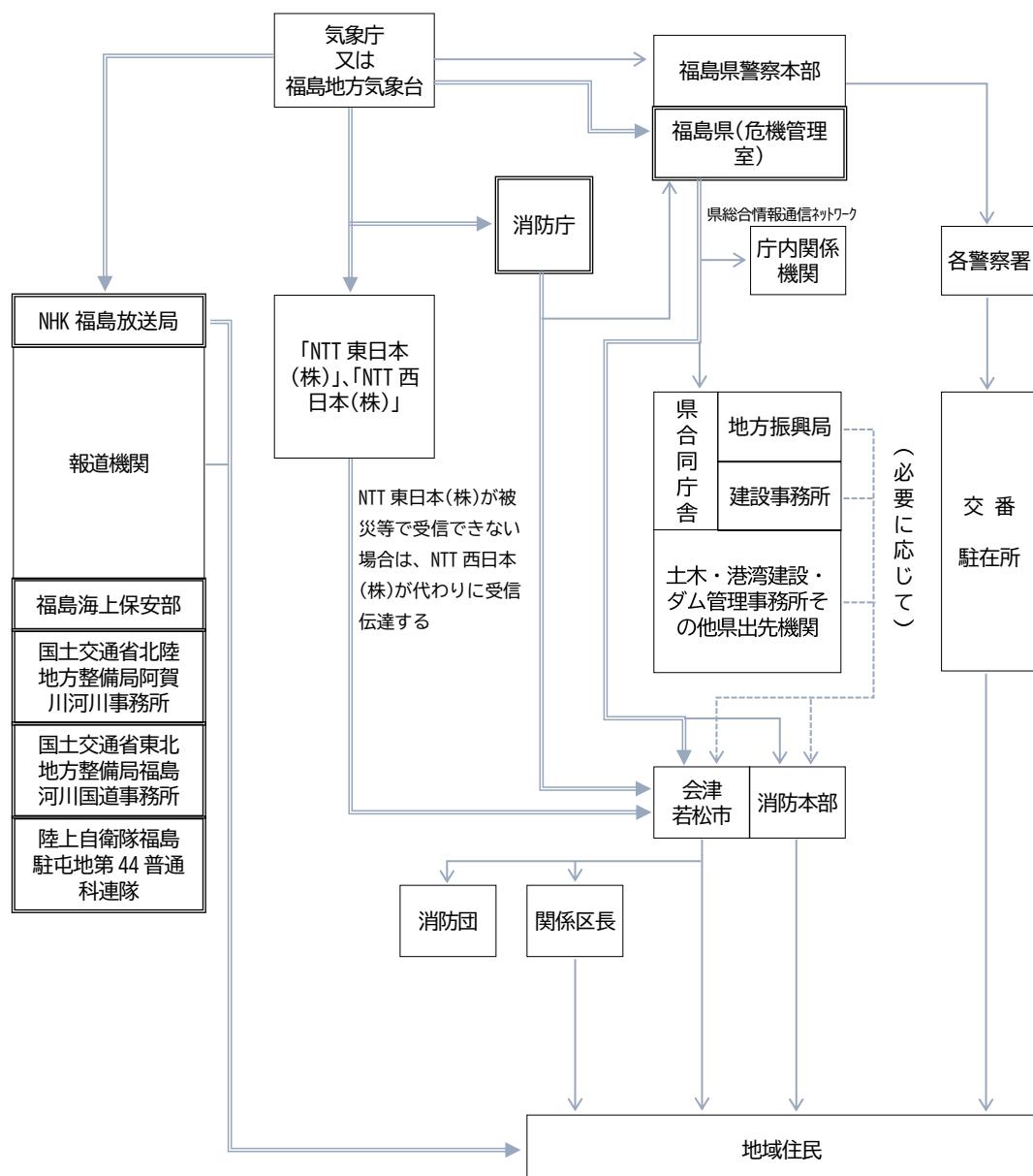
市は、県に応急対策の活動状況、災害対策本部の設置状況を連絡するほか、応援の必要性等を連絡する。

報告の種類	内容
概況報告（被害即報）	被害が発生した場合に直ちに行う報告
中間報告	被害状況を掌握した範囲でその都度行う報告 (被害が増加する見込みのときは、集計日時を明記するものとする)
確定報告	被害の状況が確定した場合に行う報告

【関係機関災害情報連絡系統図】



【防災気象情報の伝達系統図】



※二重線は、特別警報発表時の伝達義務あり。（放送機関はNHK福島放送局のみ）気象業務法第15条の
2

*二重枠は、気象業務法施行令第8条第1号及び第3号の規定に基づく法定伝達先

※気象台から福島県危機管理総室への経路は二重化（防災情報提供システム、アデスオンライン）

※市が配備体制をとった場合などは、市から防災関係機関に伝達する

第6節 相互応援協力

本節では、県や他自治体、自衛隊等の各関係機関に対する応援要請に関する事項を記載する。

第1 地方自治体、自衛隊、防災関係団体等に対する要請

大規模災害時において、災害対策本部及び消防機関、その他市内の関係機関のみでの対応が困難と判断した場合は、速やかに県や他市町村、関係機関、自衛隊等に応援・協力要請を行う。

1 県と市町村の相互協力

- (1) 市長は、災害応急対策（広域避難対策、役場機能の低下、喪失、移転対策を含む。以下同じ。）を実施するため必要があると認めるときは、知事（市町村班）に応援（職員の派遣を含む。以下同じ。）若しくは応援のあっせんを求め、又は災害応急対策の実施を要請することができる。
- (2) 市長は、災害応急対策を実施するため必要があると認めるときは、他の市町村長に対し、応援を求めることができる。
- (3) 市長は、知事に職員の派遣、職員の派遣のあっせん若しくは応援を求め、若しくは災害応急対策の実施を要請し、又は他の市町村長に応援を求める場合は、次に掲げる事項について口頭又は電話をもって要請し、後日文書により処理するものとする。
 - ① 災害の状況及び応援を求める理由
 - ② 応援を要請する機関名
 - ③ 応援を要請する職種別人員、物資等
 - ④ 応援を必要とする場所、期間
 - ⑤ その他必要な事項

2 指定地方行政機関等への応援職員派遣要請の基本事項

- (1) 市長は、災害応急対策又は災害復旧対策のため必要があると認めるときは、指定地方行政機関等の長に対し、当該機関の職員の派遣を要請することができる（災害対策基本法第29条）。
- (2) 市長は、災害応急対策又は災害復旧対策のため必要があると認めるときは、知事に対し、指定地方行政機関等の職員の派遣についてあっせんを求めることができる（災害対策基本法第30条）。
- (3) 市長は、指定行政機関又は指定地方行政機関の長に対して職員の派遣を要請するときは、次の事項を記載した文書をもって行う。
なお、市長が、知事に対して指定行政機関又は指定地方行政機関の職員の派遣のあっせんを求めるときも同様とする。

【要請先、根拠法令等一覧】

要請の種類	要請先（内容等）	根拠法令等
地方自治体等への応援要請	指定地方行政機関等の長（職員の派遣要請）	災害対策基本法第29条第2項
	知事（指定行政機関及び指定地方行政機関の職員の派遣あっせん要請）	災害対策基本法第30条第1項、第68条
	知事（他の自治体職員の派遣あっせん要請）	災害対策基本法第30条第1項、第68条、地方自治法第252条の17
	他の市町村（応援の要請）	災害対策基本法第67条
	知事（応援の要求及び応急措置の実施要請）	災害対策基本法第68条
	相互応援協定自治体の長（物資・資機材・車両提供・職員派遣等）	自治体相互応援協定
自衛隊への派遣要請等	知事（自衛隊の派遣要請）	災害対策基本法第68条2第1項
	自衛隊（知事に派遣要請の要求ができない場合の通知）	災害対策基本法第68条2第2項
防災関係団体等への応援要請	消防本部等（消防相互の応援等）	消防組織法第39条
	知事（消防庁長官に対する応援要請）	消防組織法第44条、福島県緊急消防援助隊受援計画
	防災関係機関等（協定等に定める事項等）	各種応援協定等
報道要請	テレビ、ラジオの報道機関	任意の報道要請

第2 ボランティア活動支援

災害時にボランティア活動を円滑かつ効果的に行うために、市社会福祉協議会等の地域ボランティア活動に関する団体等と協議し、災害時の活動体制や組織づくりに必要な環境整備、ボランティア活動への参加啓発を行う。

1 災害ボランティアセンターの設置

大規模災害時において、市社会福祉協議会は、災害対策本部と協議の上、被災状況等を踏まえて「災害ボランティアセンター」を開設する。

2 災害ボランティアセンターの設置場所

災害ボランティアセンターは、災害対策本部と市社会福祉協議会の協議により決定した場所に設置する。

なお、設置にあたっては、災害ボランティアが待機できる場所の確保に配慮する。

また、特に著しい被害を受けた地域がある場合は、市社会福祉協議会は、現地災害ボランティアセンターを設置する。

3 災害ボランティアセンターの役割

- (1) 被災者が必要とするボランティア情報の把握
- (2) 災害対策本部と連携したボランティアの募集
- (3) 災害ボランティアの受入れ及びそのコーディネート
- (4) ボランティア活動に必要な被害箇所、交通、ライフライン等に関する情報の提供
- (5) 災害ボランティアに関する災害対策本部との情報共有

4 ボランティアに協力要請する内容

- (1) 避難所における避難者支援（食料や支援物資の配給、子どもとの遊び等）
- (2) 被災者宅における支援活動
- (3) 救援物資の仕分け、配給
- (4) 災害ボランティアセンターの運営協力
- (5) その他災害対策業務への協力

第3 公共的団体等との協力

効率的な応急対策活動を実施するため、市内における公共的民間団体及び災害支援活動を目的とするNPO・ボランティア、防災組織等から次の協力を得ながら取り組む。

なお、これら団体等の協力業務及び協力方法については、災害時における活動が能率的に処理できるよう、その内容の周知徹底を心がける。

- (1) 異常現象、災害危険箇所等を発見した場合は、災害対策本部その他関係機関に連絡すること
- (2) 災害に関する予警報その他情報を区域内住民に伝達すること
- (3) 災害時における広報広聴活動に協力すること
- (4) 災害時における出火の防止及び初期消火に協力すること
- (5) 避難誘導、避難所内被災者の救援業務に協力すること
- (6) 被災者に対する炊き出し、救援物資の配布等に協力すること
- (7) 被害状況の調査に協力すること
- (8) 被災区域内の秩序維持に協力すること
- (9) その他の災害応急対策業務（罹災証明書交付事務等）に協力すること

※公共的団体とは、日赤奉仕団、医師会及び歯科医師会、薬剤師会、農業協同組合、漁業協同組合、森林組合、商工会議所、青年団、婦人会等をいい、防災組織とは、地域組織、自主防災組織、業種別の防災組織をいう。

第7節 災害広報

風水害・土砂災害等が見込まれる場合は、警戒段階での広報（水害、土砂災害等における高齢者等避難、避難指示等）を行い、早めの避難を促すほか、家財道具などの移動等を図り、被害軽減に努める。

本節では、災害時に市民に確実に被害情報や市の対策状況等を周知するための広報活動に関する事項を記載する。

第1 防災関係機関との相互連絡体制の構築

災害広報を行うに当たり、防災関係機関と相互連絡体制を構築する。

- (1) 災害対策本部は、災害発生後、速やかに市民及び報道機関に対し、被害の状況及び復旧の見込み、当面の応急的措置に関する広報活動を行う。
- (2) 防災関係機関は、その管轄事項で市民に必要となる情報を災害対策本部に提供し、災害対策本部は、情報を集約して一元化した上で、市民に広報するものとし、あわせて防災関係機関は自身のホームページ等で広報するものとする。
- (3) 災害対策本部は、防災関係機関と相互に連絡を取り合い、災害情報の一元化及び共有化を図る。

広報活動の主な実施機関	
市役所・消防本部・消防署・消防団	福島地方気象台
県会津地方振興局	県会津若松建設事務所
会津若松警察署	阿賀川河川事務所
郡山国道事務所会津若松出張所	東北電力ネットワーク（株） 会津若松電力センター等電力機関
NTT東日本（株）福島支店等通信機関	東日本旅客鉄道（株）その他の交通機関
ガス・石油等供給機関	市社会福祉協議会
その他の実施機関	

第2 災害対策本部が行う広報及び実施手順

市は、防災関係機関と調整し、市民に対し、災害に関する広報を実施する。

- (1) 最新の災害情報は、市のホームページで公表するものとし、一定程度情報を整理した内容を広報チラシ、FM放送、デジタルサイネージ、SNS、テレビ等で周知する。
- (2) 災害発生からの時間の経過を踏まえて、被災者の必要性に即した二次的な情報を的確に提供することを目指す。
- (3) 災害時の広報にあたっては、災害段階に応じた情報を提供する。
 - ① 災害発生直後の広報（水害や大規模な事故・災害等の被害状況、緊急安全確保等）
 - ② 被害状況が鎮静化した段階の広報（災害二次情報、生活支援情報等）

【広報手段一覧】

ツール	対象者	発信するタイミング	内容
防災メール	メール登録者	災害のおそれが高まっている時・災害時	注意喚起、災害内容、対応内容
緊急速報メール	エリア内の携帯電話等所有者	大規模災害時	緊急時災害内容、対応内容
SNS	SNS登録者	随時	災害内容、対応内容、投稿者からの情報
市、防災関係機関ホームページ	インターネット利用者	災害情報を取りまとめた時点	詳細な情報、最新情報
デジタルサイネージ	設置施設利用者	災害時	詳細な情報、最新情報
テレビ	テレビ視聴者	災害時	災害内容、対応内容
F M放送	ラジオ視聴者	災害時	災害内容、対応内容 二次情報
広報車	広報車巡回エリア	災害時	災害内容、対応内容
消防団広報車	消防広報車巡回エリア	災害時	災害内容、対応内容
広報チラシ	市内全世帯	災害情報を取りまとめた時点	詳細な情報
地域の放送設備	放送設備を持つ地域 (広報協力地域のみ)	災害情報を取りまとめた時点	災害内容、対応内容、詳細な情報
市役所放送設備 (本庁、北会津、河東)	放送聴取可能エリア	災害時	災害内容、対応内容
Lアラート	テレビ視聴者インターネット利用者等	災害時	災害内容、対応内容
防災アプリ	アプリ利用者	災害のおそれが高まっている時・災害時	注意喚起、災害内容、対応内容
災害時電話発信サービス	スマートフォン、携帯電話でメール機能が使用できない高齢者・障がい者等	災害時	避難情報

第3 報道機関等への発表・協力要請

災害発生後において把握した市内の被害状況は、報道機関等へ速やかに発表する。

その後の被害状況、対策情報についても継続して提供する。

報道機関等への緊急放送の要請については、以下の内容とする。

- (1) 災害時におけるスポット放送
- (2) 市政広報番組の利用
- (3) 特別報道番組の要請

第4 市のサーバが被災した場合の広報協力

サーバ等の被災によりホームページでの情報発信が不能となった場合、他自治体との災害時相互応援協定の締結等により、ホームページの開設や情報の掲載を代行し、迅速に情報を発信する仕組みの構築を検討する。

第8節 水防活動

本節では、水防活動に関する配備体制やその基準等について記載する。

第1 水防配備

1 市の非常配備

市は、水防活動の利用に適合する予報及び警報等の発表があり洪水等のおそれがあると認められるときから、その危険が解消されるまでの間は非常配備により水防事務を処理するものとする。ただし、配備職員の安全確保を図るものとする。

配備区分	配備の時期	体制	配備人員
初動体制 (事前配備)	水防に関する警報・注意報等が発せられたが、具体的な水防活動を必要とするに至るまでにはまだかなり時間的余裕があると認められるとき	情報の収集及び連絡に当たり、事態の推移によっては、直ちに警戒配備の招集その他の活動ができる体制	【事前配備】 市民部・健康福祉部・建設部・教育委員会の所属職員の10%
警戒待機体制 (警戒配備)	①水防活動を必要とする事態の発生が予想され、数時間後には水防活動の開始が考えられるとき ②水防本部長が必要と認めて指令したとき	水防活動の必要な事態が発生すれば、そのまま水防活動(災害の応急対策)が遅滞なく遂行できる体制	【警戒配備】 事前配備体制の他、関係各部課の所属職員 20%

2 水防本部員の留意事項

- (1) 水防本部員は、常に気象状況の変化に注意し、非常配備が発令されれば直ちに出動できるよう備えるものとする。
- (2) 第1配備体制発令後は出来る限り外出を避ける等、常に居場所を明確にしておくものとする。
- (3) 本部員の勤務時間は、交替者と引継を完了するまでとする。

3 水防団の非常配備

市は、水防警報が発せられたとき、水位が氾濫注意水位（警戒水位）に達したとき、その他水防上必要があると認められるときは、水防団を出動させ、又は出動の準備をさせるものとする。その基準はおおむね次のとおりとする。

- ① 水防団の管轄地域等 （※）資料3-12 消防団の管轄地域等 (P.95)
- ② 水防団の非常配備

活動段階	活動内容	指令時期
待機	出水あるいは水位の上昇が懸念される場合は、水防団の連絡員を水防本部に詰めさせ、団長はその後の情勢を把握することに努める。団員は直ちに次の段階に入りうるよう準備する	概ね水防に関係のある気象情報等が発表され、河川の水位が水防団待機水位（通報水位）に達したとき
準備	水防団は所定の詰所に集合し、水防資機材の準備点検、作業員の配備計画にあたり、堤防巡視等のため一部団員を出動させる	概ね河川の水位が水防団待機水位（通報水位）に達し、更に上昇のおそれがある、水防活動の必要が予想されるとき
出動	水防団の団員全員が団長の指示により警戒配備につく	概ね河川の水位が氾濫注意水位（警戒水位）に達し、なお上昇のおそれがあるとき
解除	人員を確認し、水防活動の内容を水防管理団体に報告の上、解散する	概ね水防警報等が解除され、かつ河川が氾濫注意水位（警戒水位）以下に減ずる等、水防上の危険が解消されたとき

※地震により堤防等の漏水、沈下等の被害が発生した場合は、上記に準じ指令を発するものとする。

第2 出水時の警戒

1 出水時

水防管理者等は、県から非常配備体制が指令されたときは、河川等の監視及び警戒をさらに厳重にし、資料編資料2-1（重要水防区域）に定める重要水防区域を中心として巡視するものとする。

また、次の状態に注意し、異常を発見したときは直ちに水防作業を実施するとともに、会津若松建設事務所長及び河川等の管理者に連絡し、会津若松建設事務所長は水防本部長に報告するものとする。ただし、堤防、ダムその他の施設が決壊したとき、又は越水・溢水若しくは異常な漏水を発見したときは、本節第7に定める決壊・漏水等の通報及びその後の措置を講じなければならない。

- ① 堤防から水があふれるおそれのある箇所の水位の上昇
- ② 堤防の上端の亀裂又は沈下
- ③ 川側堤防斜面で水当りの強い場所の亀裂又は欠け崩れ
- ④ 居住地側堤防斜面の漏水又は飽水による亀裂及び欠け崩れ
- ⑤ 排・取水門の両軸又は底部よりの漏水と扉の締まり具合
- ⑥ 橋梁その他の構造物と堤防との取り付け部分の異状

第3 水防作業

水防作業を必要とする異常事態が発生したときは、被害を未然に防止し、又は被害の拡大を防ぐため、堤防の構造、流速、護岸、浸水域及び近接地域の状態等を考慮して最も適切な工法を選択し実施するものとする。

水防作業を必要とする異常状態を大別してそれに適する工法の説明は、資料編資料3-13（水防工法一覧）のとおりである。

その際、水防団員は自身の安全を確保できる場所までの避難完了に要する時間を考慮して、水防団員が自身の安全確保ができないと判断したときには、自身の避難を優先する。

第4 緊急通行

1 緊急通行

水防のため緊急の必要がある場所に赴くときは、水防団並びに市から委任を受けたものは一般交通の用に供しない通路又は公共の用に供しない空き地及び水面を通行することができる。

2 損失補償

市は、緊急通行の権限を行使することにより損失を受けた者に対し、時価によりその損失を補償するものとする。

第5 警戒区域の指定

水防上緊急の必要がある場所においては、水防団に属するものは、警戒区域を設定し、水防関係者以外の者に対して、その区域への立ち入りを禁止し、若しくは制限し、又はその区域からの退去を命ずることができるものとする。

また、水防団に属するものがいないとき、又はこれらの者の要求があったときは、警察官は、水防団に属する者の職権を行うことができるものとする。

第6 避難のための立退き

- (1) 洪水により著しい危険が切迫していると認められるときは、水防管理者は、必要と認める区域の居住者に対し、避難のため立ち退くべきことを指示することができる。この場合、会津若松警察署長にその旨を通知するものとする。
- (2) 水防管理者は、避難のための立ち退きを指示した場合は、その状況を会津若松建設事務所長に速やかに報告するものとする。
- (3) 水防管理者は、会津若松警察署長と協議の上、あらかじめ危険が予想される区域について、避難計画を作成し、避難場所、避難経路その他必要な事項を定め、一般に周知しておくものとする。

第7 決壊・漏水等の通報及びその後の措置

1 決壊・漏水等の通報

水防に際し、堤防、ダムその他の施設が決壊したとき、又は越水・溢水若しくは異常な漏水が発生したときは、水防管理者、水防団長、消防機関の長又は水防協力団体の代表者は、直ちに関係者（関係機関・団体）に通報するものとする。

通報を受けた河川管理者は水防上危険であるかどうか確認を行い、危険が認められる場合には市長に避難情報の発令に資する事象として情報提供するものとする。

2 決壊・漏水等の通報系統

通報先の関係市町村については、河川等の管理者が氾濫（決壊又は溢流）想定地点（例えば、浸水想定区域を指定した河川については、浸水解析で設定した氾濫想定地点）ごとに氾濫水の到達が想定される市町村を整理したものや、漏水発生状況等の確認を開始する水位及び重点的に確認を行う区間を、事前に関係水防管理団体に提示することとする。

3 決壊等後の措置

堤防その他の施設が決壊したとき、又は越水、溢水若しくは異常な漏水が発生したときにおいても、水防管理者、水防団長、消防機関の長又は水防協力団体の代表者は、できる限り氾濫による被害が拡大しないよう努めるものとする。

第8 水防配備の解除

1 市の非常配備の解除

水防管理者は、水位が氾濫注意水位以下に減じ、かつ危険がなくなったとき、かつ水防警報が解除されたとき等、自らの区域内の水防活動の必要がなくなったと認めたときは、水防の非常配備体制を解除し、これを一般に周知するとともに関係機関に通知するものとする。

なお、配備を解除したときは、地方水防本部を通じ水防本部に報告するものとする。

2 水防団の非常配備の解除

水防団の非常配備の解除は、水位が下降して水防活動の必要がなくなり、水防管理者が配備解除の指令をしたときとする。それまでは、水防団員は自らの判断等により勝手に部署を離れてはならない。

解除後は、人員、資機材及び作業箇所を点検し、その概要を直ちに報告する。また、使用した資機材は、手入れして所定の位置に設備する。

第9節 水防信号

本節では、水防活動時に使用する水防信号や標識について記載する。

第1 水防信号

水防法第20条に規定された水防信号は、次のとおりである。

第1信号 沈没注意水位（警戒水位）に達したことを知らせるもの

第2信号 水防団員及び消防機関に属する者の全員が出動すべきことを知らせるもの

第3信号 当該水防管理団体の区域内に居住する者が出動すべきことを知らせるもの

第4信号 必要と認める区域内の居住者に避難のため立ち退くべきことを知らせるもの

※地震による堤防の漏水、沈下等の場合は、上記に準じて取り扱う。

	警鐘信号	サイレン信号（余いん防止符）
第1 信号	○休止 ○休止 ○休止	約 5秒 15秒 5秒 15秒 5秒 15秒 5秒 15秒 ○-休止-○-休止-○-休止-○-休止
第2 信号	○-○-○ ○-○-○	約 5秒 6秒 5秒 6秒 5秒 6秒 5秒 6秒 ○-休止-○-休止-○-休止-○-休止
第3 信号	○-○-○-○ ○-○-○-○	約 10秒 5秒 10秒 5秒 10秒 5秒 10秒 5秒 ○-休止-○-休止-○-休止-○-休止
第4 信号	乱打	約 1分 5秒 1分 ○-休止-○

※信号は適宜の時間継続すること。

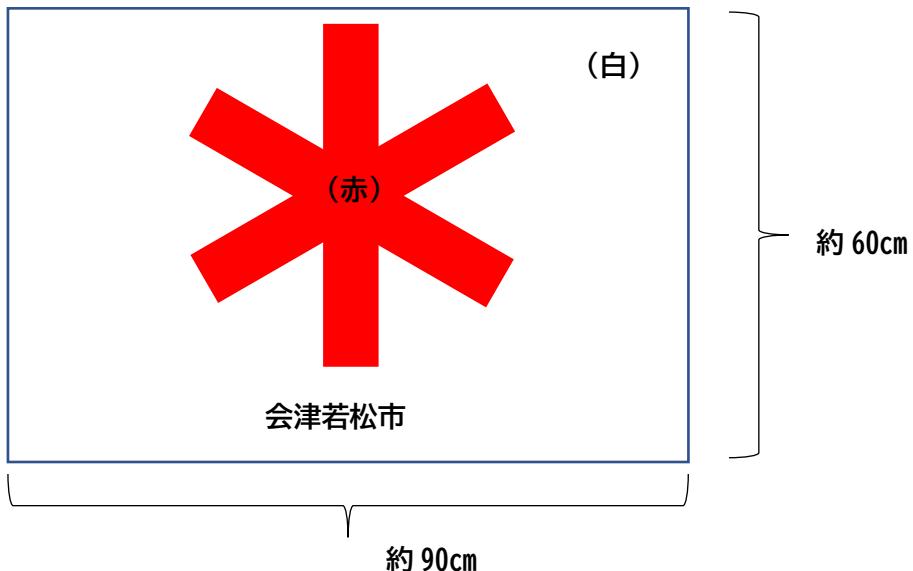
※必要があれば警鐘信号及びサイレン信号を併用することを妨げないこと。

※危険があった時は、口頭伝達により周知させるものとする。

第2 水防標識

水防法第18条に規定された水防のために出動する車両の標識は、次のとおりである。

(例)



水防管理者から委任を受けた者が着用する水防活動者腕章及び建設機械に掲示する。
横断幕は、次のとおりである。

(例) 水防活動者腕章



(例) 横断幕 ※サイズは任意



第10節 協力及び応援

本節では、風水害時における河川管理者や上下水道事業管理者、警察官、自衛隊等との協力及び応援内容について記載する。

第1 河川管理者の協力及び援助

国土交通省北陸地方整備局長及び知事は、自らの業務等に照らし可能な範囲で、水防管理団体が行う水防のための活動への協力及び浸水被害軽減地区の指定等に係る援助を行う。

1 河川管理者の協力が必要な事項（例）

- (1) 水防管理団体に対して、河川に関する情報の提供
- (2) 水防管理団体に対して、氾濫（決壊又は溢流）想定地点ごとの氾濫水到達市町村の事前提示、及び水防管理者等から異常な漏水等についての通報を受けた場合には通報すべき関係者（関係機関・団体）の提示
- (3) 堤防又はダムが決壊したとき又は越水・溢水若しくは異常な漏水が発生したとき（氾濫発生情報を発表する場合を除く）、河川管理者による関係者及び一般への通知
- (4) 重要水防区域の合同点検の実施
- (5) 水防管理団体が行う水防訓練及び水防技術講習会への参加
- (6) 水防管理団体及び水防協力団体の備蓄資機材で不足するような緊急事態に際して、河川管理者の応急復旧資機材又は備蓄資機材の提供
- (7) 水防管理団体及び水防協力団体の人材で不足するような緊急事態に際して、水防に関する情報又は資料を収集し、及び提供するための職員の派遣

2 河川管理者の援助が必要な事項（例）

- (1) 水防管理者に対して、過去の浸水情報や周辺の地形情報等に鑑み浸水被害の軽減に有用な盛土構造物等の情報を提供
- (2) 水防管理者に対して、指定しようとする浸水被害軽減地区の有用性について、過去の浸水情報や河道の特性等に鑑みた助言
- (3) 市町村長に対して、過去の浸水情報の提供や、市町村長が把握した浸水実績等を水害リスク情報として周知することの妥当性について助言
- (4) 水防管理者が行う浸水被害軽減地区の指定に必要な援助を行う際に、河川協力団体に必要な協力を要請

第2 上下水道事業管理者の協力

上下水道事業管理者は、自らの業務等に照らし可能な範囲で、水防管理団体が行う水防のための活動に次の協力をを行う。

1 上下水道事業管理者の協力が必要な事項

- (1) 水防管理団体に対して、下水道に関する情報の提供
- (2) 水防管理団体に対して、氾濫想定地点ごとの氾濫水到達区域の事前提示
- (3) 水防管理団体が行う水防訓練及び水防技術講習会への参加
- (4) 水防管理団体及び水防協力団体の備蓄資機材で不足するような緊急事態に際して、上下水道事業管理者の応急復旧資機材又は備蓄資機材の提供
- (5) 水防管理団体及び水防協力団体の人材で不足するような緊急事態に際して、水防に関する情報又は資料を収集し、及び提供するための職員の派遣

第3 水防管理団体相互の応援及び相互協定

水防のため緊急の必要があるときは、水防管理者は、災害協定に基づき他の水防管理団体若しくは会津若松広域消防本部消防長に応援を求めることができる。

また、応援を求められた場合は、自らの水防に支障がない限りその求めに応じるものとする。応援のため派遣された者は、水防について応援を求めた水防管理者の所管の下に行動するものとする。

本市と災害協定を締結している他の自治体等は、地域防災計画に記載している。

第4 警察官の救助要求

水防管理者は、水防のため必要があると認めるときは、会津若松警察署長に対して、警察官の出動を求めるものとする。

その方法等については、あらかじめ会津若松警察署長と協議して置くものとする。

第5 自衛隊の派遣要請

水防管理者は、災害に際し、自らの能力で処理することが困難な事態が予想されるときは、災害対策基本法第68条の2に基づき、知事に自衛隊の災害派遣の要請を要求するものとする。

派遣要請の要求に当たっては次の事項を明らかにするものとする。

- ① 災害の状況及び派遣要請を要求する事由
- ② 派遣を希望する機関
- ③ 派遣を希望する区域及び活動内容
- ④ 派遣部隊が展開できる場所
- ⑤ 派遣部隊との連絡方法、その他参考となるべき事項

なお、知事に自衛隊の災害派遣の要請を要求することができない場合には、水防管理者が直接、自衛隊等に派遣を要請する旨の通知等を行うことになるため、事前に通知先となる自衛隊との関係部局と調整を行うものとする。

第6 国（河川管理者、地方気象台等）及び県との連携

1 水防連絡会

市は、国土交通省北陸地方整備局阿賀川河川事務所や福島県が開催する水防連絡会に参加し、重要水防区域、河川改修状況、水防警報、洪水等の連絡系統、既往洪水における出水状況、水防資材整備状況、その他水防に必要な河川情報について情報収集を行う。

2 ホットライン

市は、河川の水位状況については国土交通省北陸地方整備局阿賀川河川事務所・福島県会津若松建設事務所とのホットラインにより、また気象状況については地方気象台とのホットラインにより、迅速かつ十分な情報共有に努めるものとする。

第7 企業（地元建設業等）との連携

市は、出水時の水防活動に際し、水防資機材器材の提供等に関して、地元建設業者等と協定を締結するなど連携を図る。

第8 住民、自主防災組織等との連携

市は、水防活動の実施に当たっては、地域住民、自主防災組織等と連携を図り、水防のため必要があるときは、住民等に水防活動への協力を求めるものとする。

第11節 救急・救助

本節では、迅速に人命救助を実施できるよう、関係機関の活用内容等について記載する。

第1 救急救助活動

防災関係機関が取り組む救急救助活動及び市民、地域、事業所が担う救助活動の内容は、次のとおりとする。

1 消防を核とした救急救助活動

災害時の救急救助活動は、緊急の度合いを考慮して、消防が現有資機材を有効に活用しながら行う。

ただし、同時多発的に多数の要救助者が発生した場合は、本部長は必要に応じて、市職員を動員するほか、警察及び消防団等の防災関係機関にも協力を要請し、迅速かつ効果的な救急救助活動を行う。

- (1) 救助は、救命措置を必要とする者を優先救出し、軽傷者は消防団員、自主防災組織及び付近住民に協力を求めて救出を行う。
- (2) 傷病者の救急搬送は、救命を必要とする者を優先して医療機関に搬送する。
- (3) 傷病者の救急手当の処置についても、重症者を優先し、その他軽傷者は消防団員等の協力を得て応急手当を行う。
- (4) 救助活動において、住民等が混乱状態にならないよう、警察機関等の協力を求め、スムーズな活動の体制を確保する。

2 警察の活動

- (1) 救出、救護班の派遣

警察署長は、被害の程度に応じて、署員を被災地域に派遣し、倒壊、埋没家屋等からの救出、救護及び避難に遅れた者の発見、救護に努める。

- (2) 措置要領

- ① 救出・救護活動にあたっては、倒壊家屋の多発地帯及び病院、学校、その他多人数の集合する場所を重点に行う。また、保有する装備資機材のほか、あらゆる資材を活用し、迅速な救護・救出措置を講じる。
- ② 救出した負傷者は、応急措置を施したのち、救急隊、救護班等へ引き継ぎ、又は警察車両等を利用し、速やかに医療機関に搬送する。

3 地域及び自主防災組織、事業者等の活動

次により自主的な救助活動を行う。

- ① 組織内の被害状況を調査し、負傷者等の早期発見に努める。
- ② 救助活動用資機材を活用し、組織的救助活動に努める。
- ③ 自主救助活動が困難な場合は、消防機関又は警察等に連絡し、早期救助を図る。

- ④ 救助活動を行うときは、可能な限り市町村、消防機関、警察と連絡を取り、その指導を受けるものとする。また、水害等による被災者等に対する救助活動が迅速的確に行えるよう、平時から次の措置を行う。
- ⑤ 救助技術、救助活動の習熟
- ⑥ 救助活動用資機材の点検及び訓練の実施
- ⑦ 地域における自主防災組織と事業所等との連携体制の確立と訓練の実施

4 自衛隊の出動要請

災害対策本部長は、自衛隊出動の必要があると判断した場合には、本章第10節第5の自衛隊の派遣要請に基づき、速やかに派遣要請手続きをとり、自衛隊の部隊による救出・救護活動体制をとる。

5 部隊間の活動調整

災害現場で活動する警察・消防・自衛隊の部隊は、必要に応じて、合同調整所を設置し、活動エリア・内容・手順、情報通信手段等について、部隊間の情報共有及び活動調整、必要に応じた部隊間の相互協力をう。また、災害現場で活動する災害派遣医療チーム（D M A T）等とも密接に情報共有を図りつつ、連携して活動するものとする。

必要に応じて、市長は県（災害対策本部総括班）を通じて消防庁長官に対して、緊急消防援助隊及び「大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱」に基づくヘリコプター等の応援を要請するものとする。

第12節 自衛隊災害派遣

本節では、自衛隊の派遣に関する基準やその活動範囲、派遣の要請等に関する事項について記載する。

第1 災害派遣要請基準

市長は、災害が発生し、又はまさに災害が発生しようとしている場合において応急措置を実施するため必要があると認めるときは、知事（災害対策本部総括班）に対して、自衛隊災害派遣の要請を行う。（災害対策基本法83条）

第2 災害派遣要請の範囲

自衛隊の災害派遣を要請できる範囲は、災害時における人命又は財産の保護のため必要があり、かつ、緊急性、公共性があるので、他の機関の応援等により対処できない場合とし、概ね次による。

なお、特に人命にかかわるもの（救急患者、薬等の緊急輸送等）については、災害対策基本法に規定する災害以外であっても、災害派遣として行う。

- (1) 被害状況の把握
- (2) 避難の援助
- (3) 遭難者等の捜索救助
- (4) 水防活動
- (5) 消防活動（空中消火を含む）
- (6) 道路又は水路の啓開
- (7) 応急医療、救護及び防疫
- (8) 人員及び物資の緊急輸送
- (9) 給食及び給水
- (10) 入浴支援
- (11) 物資の無償貸付及び譲与（防衛省所管に属する物品の無償貸付及び譲与等に関する省令第13、14条）
- (12) 危険物の保安及び除去（火薬類、爆発物の保安措置及び除去）
不発弾の処理は、警察本部（生活環境課）が窓口となる。
- (13) 予防派遣（災害に際し被害が客観的に推定され、かつ急迫している場合でやむを得ないと認められる場合）
- (14) その他（知事「災害対策本部総括班」が必要と認め、自衛隊の能力で対処可能なものについて関係部隊の長と協議して決定する。）

第3 災害派遣要請の要領

1 災害派遣要請の要領の原則

市長が知事（災害対策本部総括班）に対して災害派遣要請を要求しようとするときは、原則として、会津地方振興局長を経由して、知事（災害対策本部総括班）へ要求するものとする。

要求に当たっては、次の事項を明記した文書をもって行うものとする。

ただし緊急を要し、文書をもってするいとまがない場合は電話等により、直接知事（災害対策本部総括班）に要求し、事後、文書を送達するものとする。この場合、速やかに県地方振興局長（災害対策地方本部総括班）へ連絡するものとする。

(1) 提出（連絡）先

県危機管理部危機管理総室、災害対策本部総括班

(2) 提出部数

2部

(3) 記載事項

- ① 災害の状況及び派遣を要する事由
- ② 派遣を希望する期間
- ③ 派遣を希望する区域及び活動内容
- ④ その他参考となるべき事項

陸上自衛隊福島駐屯地

担当区域 福島県全域

担当窓口 陸上自衛隊第44普通科連隊第3科

TEL024-593-1212 内線235（県総合情報通信ネットワーク811-280-01）

時間外福島駐屯地当直司令内線302（県総合情報通信ネットワーク811-280-02）

2 前項の要求ができない場合の対応

市長は、前項の要求ができない場合は、福島駐屯地司令に対して災害の状況を通知することができる。

福島駐屯地司令に対して災害の状況を通知する場合は、市長は、速やかにその旨を知事（災害対策本部総括班）に通知するものとする。

また、通知を受けた部隊長は、特に緊急を要し、知事の要請を待ついとまないと認められるときは、人命又は財産の保護のため、部隊等を派遣するとともに、速やかにその旨を知事（災害対策本部総括班）に通知するものとする。

第4 市長不在時の対応

市長不在の場合は副市長が、副市長が不在の場合は市民部長が代理する。

第5 災害派遣部隊の受け入れ体制

市長、知事（災害対策本部総括班）、警察、消防機関等は、相互に派遣部隊の移動、現地進入及び災害措置を行うための補償問題等発生の際の相互協力、必要な現地資材等の使用等に関して緊密に連絡協力するものとする。

1 他の災害救助復旧機関との競合重複の排除

市長及び知事（災害対策本部総括班）は、自衛隊の作業が他の災害救助復旧機関と競合重複することのないよう、最も効率的に作業を分担するように配慮するものとする。

2 作業計画及び資材等の準備

市長は、自衛隊に対し作業を要請又は依頼するに当たっては、次の事項についてできるだけ先行性のある計画を樹立するとともに、諸作業に關係ある管理者の了解を取り付けるよう配慮するものとする。

また、自衛隊の活動が円滑にできるように常に關係情報を収集し、作業実施に必要とする十分な資料（災害地の地図等）を準備するとともに、作業区ごとに責任ある連絡員をあらかじめ定めておくものとする。

- (1) 作業箇所及び作業内容
- (2) 作業の優先順位
- (3) 作業に要する資材の種類別保管（調達）場所
- (4) 部隊との連絡責任者、連絡方法及び連絡場所

3 自衛隊との連絡体制の確立

市長は、派遣された自衛隊との円滑、迅速な措置がとれるよう、連絡調整の窓口を明確にし、市庁舎又は災害現場に市と自衛隊共同の連絡所を設置するものとする。

第6 災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官の権限

災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、市長等、警察官及び海上保安官がその場にいない場合に限り、次の措置をとることができる。

なお、この場合において、当該措置をとったときは、直ちにその旨を市長に通知しなければならない。

- (1) 警戒区域の設定並びにそれに基づく立入り制限・禁止及び退去命令
- (2) 他人の土地等の一時使用等
- (3) 現場の被災工作物等の除去等
- (4) 住民等を応急措置の業務に従事させること。また、自衛隊法の規定により、災害により危険な事態が生じた場合において、警察官がその場にいない場合に限り、警告及び避難等の措置をとることができる。

第7 派遣部隊の撤収

派遣部隊の撤収は、災害派遣の目的を達し、知事（災害対策本部総括班）から撤収要請があつた場合又は部隊が派遣の必要がなくなったと認めた場合に行うものとする。

ただし、撤収に当たっては、関係機関と十分な事前調整を実施するものとする。

第8 経費の負担区分

災害派遣に要した経費の負担区分は、次のとおりとする。

ただし、その区分を定めにくいものについては、市、県、部隊が相互調整の上、その都度決定する。

県、市町村の負担	部隊の負担
(災害予防、災害応急対策、災害復旧等に必要な) ・資材 ・施設の借上料及び損料 ・消耗品 ・電気、水道、汲取、通信費及びその他の経費	・部隊の露営 ・給食及び装備 ・資機材 ・被服の整備、損耗、更新 ・災害地への往復等の経費

第13節 避難対策

本節では、風水害・土砂災害等における避難判断基準やその実施責任者やその基準、市民の避難誘導、避難所の開設や運営に関する事項について記載する。

第1 避難指示等の実施責任者及び基準

市民の生命、身体に危険を及ぼす水害等が発生し、又は発生するおそれがある場合には法律によって次のとおり実施責任者が高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保等（以下「避難指示等」という。）を発令する。

区分	実施責任者 (根拠法令等)	措置	実施の要件
警戒レベル3 高齢者等避難	市長	高齢者等は危険な場所から避難、高齢者等以外も必要に応じ避難の準備・自主的に避難する	人的被害の発生する可能性が高まった場合において、避難行動に時間を要する者が避難行動を開始する必要があると認められるとき
警戒レベル4 避難指示	市長 (災害対策基本法第60条)	立退き及び立退き先の指示	災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、急を要すると認められるとき
	知事 (災害対策基本法第60条)		災害の発生により、市がその全部又は一部の事務を行うことができなくなったとき
	知事及びその命を受けた職員 (地すべり等防止法第25条)	立退きの指示	地すべりにより著しい危険が切迫していると認められるとき
	知事及びその命を受けた職員又は水防管理者 (水防法第29条)		洪水、雨水出水により著しい危険が切迫していると認められるとき
	警察官 (災害対策基本法第61条)	立退き及び立退き先の指示	市長が避難のための立退き若しくは「緊急安全確保」を指示することができないと認めるとき 市長から要求があったとき
警戒レベル5 緊急安全確保	警察官 (警察官職務執行法第4条)	警告及び避難等の措置	重大な災害が切迫したと認めるときは、警告を発し、又は特に急を要する場合において危害を受けるおそれのある者に対し、必要な限度で避難の措置をとる
	自衛官 (自衛隊法第94条)	警告及び避難等の措置	災害により危険な事態が生じた場合において、警察官がその場にいない場合に限り、災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は避難について必要な措置をとる

区分	実施責任者 (根拠法令等)	措置	実施の要件
	市長 (災害対策基本法 第60条)	高所への移動、近傍の堅固な建物への待避等緊急安全確保措置	災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、立退きを行うことがかえって危険であり、緊急を要すると認められるとき

第2 避難指示等の発令

災害対策本部長は、関係機関等や、各種気象情報等を踏まえ、指示の時期、範囲等を定め、基準により避難指示等を発令する。

(1) 避難指示等が発せられる場合

避難指示等の対象となる災害発生があると予想される場合は、次のとおり。

- ① 災害により河川上流の地域が被害を受け、下流地域に危険があるとき
- ② 地すべり、山くずれ、がけ崩れ等による発災が予想されるとき
- ③ 河川が氾濫注意水位を越え、洪水が発生するおそれがあるとき
- ④ その他、住民の生命又は身体を災害から保護するのに必要と認められるとき

区分	発令時の状況	住民に求める行動
警戒レベル3 高齢者等避難	災害のおそれあり	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者等^(※1)は危険な場所から避難（立退き避難又は屋内安全確保）する ・高齢者等以外の人も必要に応じ、出勤等の外出を控えるなど普段の行動を見合せ始めたり、避難の準備をしたり、自主的に避難するタイミングである ・例えば、地域の状況に応じ、早めの避難が望ましい場所の居住者等は、このタイミングで自主的に避難することが望ましい
警戒レベル4 避難指示	災害のおそれ高い	<ul style="list-style-type: none"> ・危険な場所から全員避難（立退き避難又は屋内安全確保^(※2)）する
警戒レベル5 緊急安全確保	災害発生又は切迫 (必ず発令される 情報ではない)	<ul style="list-style-type: none"> ・指定緊急避難場所等への立退き避難することがかえって危険である場合、緊急安全確保する <p>※ただし、災害発生・切迫の状況で、本行動を安全にとることができるとは限らず、また本行動をとったとしても身の安全を確保できるとは限らない</p>

※1 避難を完了させるのに時間を見る在宅又は施設利用者の高齢者及び障がいのある人等、及びその人の避難を支援する者

※2 屋内安全確保：その時点に居る建物内において、より安全な部屋等への移動

(2) 避難指示等の判断基準【水害】

避難指示等の判断基準を踏まえ、また、パトロール等による現場の状況を勘案しながら対策本部長が決定する。

なお、水害に係る避難指示の発令にあたっては、次の事項に留意することとともに、福島地方気象台、北陸地方整備局阿賀川河川事務所や福島県等は、リアルタイムのデータを保有しており、地域における各種災害の専門的知識を有していることから、災害発生の危険性が高まった場合だけでなく、避難指示等の判断基準を設定する際にも、積極的に助言を求めるのこと。

留意事項

- ・避難指示等を発令したにもかかわらず災害が発生しない、いわゆる「空振り」の事態をおそれず避難指示等を発令すること。
- ・土砂災害や水位周知河川、その他河川等による浸水については、突発性が高く正確な事前予測が困難なことが多いため、避難指示等の発令基準を満たした場合は、躊躇なく避難指示等を発令すること。
- ・高齢者等避難を発令したからといって必ずしも避難指示をださなければならないわけではなく、危険が去った場合には高齢者等避難のみの発令で終わることもあり得る。このような認識の下、時機を逸さずに高齢者等避難を発令すること。
- ・住民に対して避難指示等を発令するにあたり、対象地域の適切な設定等に留意するとともに、避難指示及び緊急安全確保を夜間に発令する可能性がある場合には、避難行動をとりやすい時間帯における高齢者等避難の発令に努めるものとする。
- ・事態が急変し、災害が切迫した場合には、必ずしも高齢者等避難、避難指示の順に発令する必要はなく、状況に応じて、段階を踏まずに避難指示等を発令する等、柔軟に対応すること。
- ・たとえ避難場所が未開設であったとしても、あるいは夜間や外出が危険な状態であっても、災害が切迫した状態であれば、原則として避難指示等を発令すること。
- ・必要に応じて気象防災アドバイザー等の専門家の技術的な助言等を活用し、適切に判断を行うこと。

【水害時の避難指示等の判断基準】

区分	阿賀川（馬越、宮古） 洪水予報河川	阿賀川以外の河川 (水位周知河川)	その他の河川等
警戒レベル3 高齢者等避難	<p>1:水位が避難判断水位に到達し、かつ、水位予測において引き続きの水位上昇が見込まれている場合</p> <p>2:水位が氾濫危険水位に到達することが予想される場合（急激な水位上昇による氾濫のおそれのある場合）</p> <p>3:堤防に軽微な漏水・侵食等が発見された場合</p> <p>4:日没までの時点で、夜間から明け方に水位が避難判断水位に到達すると見込まれる場合</p>	<p>1:水位が避難判断水位に到達した場合</p> <p>2:水位が水防団待機水位（又は氾濫注意水位）を越えた状態で、次の①～③のいずれかにより、急激な水位上昇のおそれがある場合</p> <p>① 上流の水位観測所の水位が急激に上昇している場合</p> <p>② 流域雨量指数の予測値が洪水警報基準に到達する場合</p> <p>③ 上流で大量又は強い降雨が見込まれる場合</p> <p>3:堤防に軽微な漏水・侵食等が発見された場合</p> <p>4:日没までの時点で、夜間から明け方に水位が避難判断水位に到達すると見込まれる場合</p>	<p>1:流域雨量指数の予測値が洪水警報基準に到達する場合（気象庁の提供している洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）で〔警戒（赤）〕）</p> <p>2:堤防に軽微な漏水・侵食等が発見された場合</p> <p>3:日没までの時点で、夜間から明け方に高齢者等避難の発令が必要となるような強い降雨が予想される場合</p>
警戒レベル4 避難指示	<p>1:水位が氾濫危険水位に到達したと発表された場合</p> <p>2:水位観測所の水位が計画高水位を越えることが予想される場合（急激な水位上昇による氾濫のおそれのある場合）</p> <p>3:堤防に異常な漏水・侵食等が発見された場合</p> <p>4:日没までの時点で、夜間から明け方に水位が氾濫危険水位に到達すると見込まれる場合</p>	<p>1:水位が氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）に到達した場合</p> <p>2:水位が氾濫注意水位（又は避難判断水位）を越えた状態で、次の①～③のいずれかにより、急激な水位上昇のおそれがある場合</p> <p>① 上流の水位観測所の水位が急激に上昇している場合</p> <p>② 流域雨量指数の予測値が洪水警報基準を大きく超過する場合</p> <p>③ 上流で大量又は強い降雨が見込まれる場合</p> <p>3:堤防に異常な漏水・侵食等が発見された場合</p>	<p>1:流域雨量指数の予測値が洪水警報基準を大きく超過する場合（気象庁の提供している洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）で〔危険（紫）〕）</p> <p>2:堤防に異常な漏水・侵食等が発見された場合</p> <p>3:日没までの時点で、夜間から明け方に避難指示の発令が必要となるような強い降雨が予想される場合</p>

区分	阿賀川（馬越、宮古） 洪水予報河川	阿賀川以外の河川 (水位周知河川)	その他の河川等
		4:日没までの時点で、夜間から明け方に水位が氾濫危険水位に到達すると見込まれる場合	
警戒レベル5 緊急安全確保	1:水位が氾濫開始相当水位に到達した場合 2:堤防に異常な漏水・侵食の進行や亀裂・すべり等により決壊のおそれが高まった場合 3:樋門・水門等の施設の機能障害が発見された場合や排水機場の運転を停止せざるをえない場合 4:堤防の決壊や越水・溢水が発生した場合（水防団等からの報告により把握できた場合）	1:水位が氾濫開始相当水位に到達した場合 2:流域雨量指数が大雨特別警報（浸水害）基準に到達した場合（気象庁の提供している洪水キックル（洪水警報の危険度分布）で【災害切迫（黒）】） 3:堤防に異常な漏水・侵食の進行や亀裂・すべり等により決壊のおそれが高まった場合 4:樋門・水門等の施設の機能障害が発見された場合や排水機場の運転を停止せざるをえない場合 5:堤防の決壊や越水・溢水が発生した場合（水防団等からの報告により把握できた場合）	1:流域雨量指数が大雨特別警報（浸水害）基準に到達した場合（気象庁の提供している洪水キックル（洪水警報の危険度分布）で【災害切迫（黒）】） 2:堤防に異常な漏水・侵食の進行や亀裂・すべり等により決壊のおそれが高まった場合 3:樋門・水門等の施設の機能障害が発見された場合や排水機場の運転を停止せざるをえない場合 4:大雨特別警報（浸水害）が発表された場合 5:堤防の決壊や越水・溢水が発生した場合（水防団等からの報告により把握できた場合）

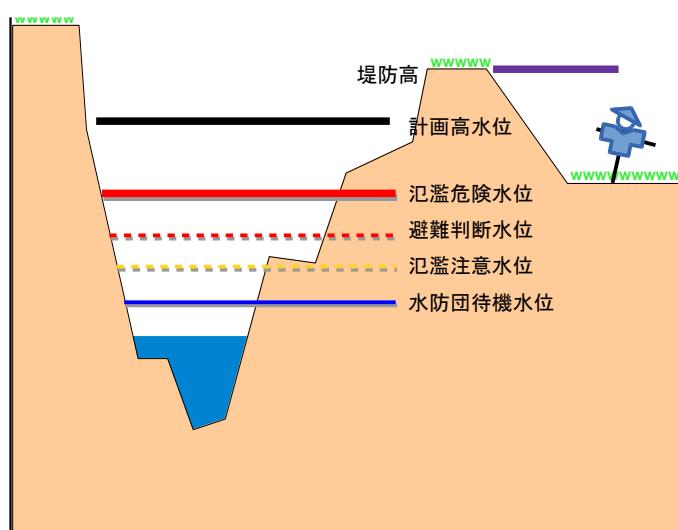
第3章 災害応急対策 第13節 避難対策

【河川の危険水位等】^(※1)

区分	河川名	事務所名	水位観測所名	水防団待機水位(m)	氾濫注意水位(m)	避難判断水位(m)	氾濫危険水位(m)	計画高水位 ^(※2) (m)	堤防高(m)
洪水予報河川	阿賀川	阿賀川河川事務所	馬越	3.40	3.90	5.00	6.60	8.60	9.00
	阿賀川	阿賀川河川事務所	宮古	1.50	2.00	4.00	5.19	5.19	6.99
水位周知河川	日橋川	阿賀川河川事務所	南大橋	2.60	3.20	3.50	4.60	5.37	6.69
	湯川	阿賀川河川事務所	新湯川	1.80	2.30	2.60	3.10	3.51	3.94
	湯川	会津若松建設事務所	湯川橋	0.90	1.40	1.50	1.80	1.92	2.46
	宮川	会津若松建設事務所	高田	1.20	1.60	-	1.75	2.11	2.12
	宮川	会津若松建設事務所	開津	1.80	2.30	3.31	3.51	3.51	4.56

※1 国土交通省 川の防災情報 (<http://www.river.go.jp>) にて確認する

※2 計画高水位（けいかくこうすいい）：川の堤防工事などの基準で、その堤防が耐えられる計画上の水位



(3) 避難指示等の判断基準【土砂災害】

避難指示等の判断基準を踏まえ、また、パトロール等による現場の状況を勘案しながら対策本部長が決定する。

なお、急傾斜地の崩壊や土石流の発生など土砂災害の特性、局所的な地形・地質条件等の要因、気象や土砂災害などの収集できる情報、避難指示等の対象区域などを踏まえ、総合的な判断をして避難指示等の発令を行うものとする。

また、土砂災害に係る避難指示の発令にあたっては、次の事項に留意すること。

留意事項

- ・土砂災害は、洪水等の他の水災害と比較すると突発性が高く、正確な事前予測が困難であり、発生してから逃げることは困難で木造家屋を流出・旋回させるほどの破壊力を有しているため、人的被害に結びつきやすい。一方で、潜在的に危険な区域は事前に調査することでかなりの程度で把握することができ、危険な区域から少しでも離れれば人的被害を軽減できる。土砂災害はこのような特徴を有しているため、危険な区域の居住者は立ち退き避難をできるだけ早く行うことが必要である。
- ・夜間や暴風・豪雨等により外出が危険な状況であったとしても、躊躇することなく避難指示等を発令することを基本とする。
- ・住民に対して避難指示等を発令するにあたり、対象地域の適切な設定等に留意するとともに、避難指示及び緊急安全確保を夜間に発令する可能性がある場合には、避難行動をとりやすい時間帯における高齢者等避難の発令に努めるものとする。
- ・土砂災害警戒情報については、情報を発表した福島地方気象台、県土木部等との間で、相互に情報交換すること。
- ・関係機関との情報交換を密に行いつつ、近隣の市町村でどのような状況になっているか、暴風域はどのあたりまで接近しているか、近隣で災害や前兆現象が発生していないか等、広域的な状況把握に努めること。
- ・自然現象を対象とするため、想定を超える規模の災害が発生することや、想定外の事象が発生することもあることから、前兆現象、巡視等により自ら収集する現地情報、避難行動の難易度（夜間や暴風雨の中での避難等）等、必ずしも数値等で明確にできないものも含めて、総合的な判断を行う必要があること。
- ・災害の原因となる現象が発生している地区からの距離や地理的状況等により、異なる種別の避難指示等を発令することが適切な場合もあること。

【土砂災害の避難指示等の判断基準】

区分	判断基準	備考
警戒レベル3 高齢者等避難	<p>1:大雨警報（土砂災害）が発表され、土砂災害警戒区域等が土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）で〔警戒（赤）〕の場合 【「赤色メッシュ」内の土砂災害警戒区域等】</p> <p>2:数時間後に避難経路等の事前通行規制等の基準値に達することが想定される場合 【通行規制に達する予想の地区】</p> <p>3:大雨注意報が発表され、当該注意報の中で、夜間～翌日早朝に大雨警報（土砂災害）に切り替える可能性が高い旨に言及されている場合（夕刻時点で発令） 【会津若松市内すべての土砂災害警戒区域等】</p> <p>4:警戒レベル3高齢者等避難の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・気象庁ホームページ https://www.jma.go.jp/jma/index.html
警戒レベル4 避難指示	<p>1:土砂災害警戒情報（警戒レベル4相当情報）が発表された場合 【「紫メッシュ」内の土砂災害警戒区域等】</p> <p>2:警戒レベル4避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（夕刻時点で発令）</p> <p>3:警戒レベル4避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、立退き避難が困難となる暴風を伴い接近・通過することが予想される場合（立退き避難中に暴風が吹き始めることがないよう暴風警報の発表後速やかに発令）</p> <p>4:土砂災害の前兆現象（湧き水・地下水の濁り、渓流の水量の変化等）が発見された場合 【前兆現象確認地区】</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・土砂アラート（福島県土砂災害情報システム） https://d-keikai.pref.fukushima.lg.jp ・XRAIN 雨量情報 https://x.gd/eSQm0 ・県土砂災害警戒区域等の指定箇所 http://www4.pref.fukushima.jp/sabou/newmain.html
警戒レベル5 緊急安全確保	<p>（災害が切迫）</p> <p>1:大雨特別警報（土砂災害）（警戒レベル5相当情報）が発表された場合</p> <p>2:土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）で〔災害切迫（黒）〕となった場合（災害発生を確認）</p> <p>3:土砂災害の発生が確認された場合</p>	

2 避難指示等の解除

災害の危険性が低くなり、避難の必要がなくなった場合には、速やかに、避難指示等を実施した時と同様の手順によって、避難指示等の解除を広報する。

3 避難指示等状況の報告

災害対策本部は、避難指示等が行われた場合、避難指示発令時刻、避難地区名、避難場所、避難責任者、世帯数、人員、経緯、状況を、また避難解除を行った場合は、その解除時刻等をそのつど次の関係機関に報告する。

- (1) 避難場所として利用する学校、公民館、公共施設等
- (2) 警察官等災害対策基本法に基づく避難指示の権限を有する者
- (3) 県（会津地方振興局、県災害対策課）

※警察官等が災害対策基本法に基づく避難指示を発令したときは、直ちに、その旨を災害対策本部に通知する必要がある。

4 警戒区域の設定

災害が発生し、又は発生しようとしている場合において、生命又は身体に対する危険を防止するために特に必要があると認めたときは、警戒区域を設定する。

(1) 警戒区域の設定権者

- ① 市長（災害対策基本法第63条）
- ② 警察官（災害対策基本法第63条、警察官職務執行法第4条）
- ③ 消防吏員又は消防団員（消防法第36条において準用する同法第28条）
- ④ 水防団長、水防団員又は消防機関に属する者（水防法第21条第1項）
- ⑤ 災害派遣を命じられた部隊の自衛官（災害対策基本法第63条において定める者が現場にいない場合に限る）
- ⑥ 知事（災害対策基本法第73条市町村が、その全部又は大部分の事務を行うことができなくなったとき）

(2) 警戒区域設定の内容

必要な区域を定めてこれを明示し、警察に協力を求めて、その区域への立入りの制限、禁止等の措置をとる。

(3) 警戒区域設定の周知

警戒区域を設定した場合は、避難指示と同様、関係機関及び市民にその内容を周知し、避難等に支障のないよう措置する。

(4) 指定行政機関等による助言

市は、警戒区域を設定しようとする場合、必要に応じて、指定行政機関、指定地方行政機関又は県（河川港湾班、建設事務所）に対し助言を求めるものとする。

第3 避難指示等の伝達

市は、以下に示す内容を防災メール、SNS、防災行政無線、報道機関による報道等の様々な手段を用い、広く市民に伝達するものとする。

なお、外国人や視覚・聴覚障がい者等への配慮をするものとする。

- (1) 警戒レベル（【警戒レベル3】高齢者等避難、【警戒レベル4】避難指示、【警戒レベル5】緊急安全確保）
- (2) 避難対象地域
- (3) 高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保の理由
- (4) 避難先（安全な方向及び避難場所）

※避難指示を発令するときは、「立ち退き避難」又は「近隣の安全な場所」への避難や、少しでも命が助かる可能性の高い避難行動として、「屋内安全確保」を明記すること

※「近隣の安全な場所」：避難場所ではないが、近隣のより安全な場所・建物等

- (5) 避難経路（可能な場合）

- (6) 注意事項等（戸締り、火の始末、携行品、服装、災害時要配慮者への呼び掛け等）

第4 避難誘導

1 実施機関

地域住民の避難は、災害対策本部（協力者：警察官、消防団員、地域、自主防災組織等）が行うものとする。

学校・事業所等における避難については、施設の管理者、責任者（協力者：対策本部職員、警察官、消防団員）が行うものとする。

交通機関等における避難については、各交通機関の避難計画に基づき、組織の長が行う。

2 避難の誘導方法

避難誘導は、災害対策本部等の情報及び初動体制マニュアルを踏まえて実施する。なお、以下の事項に留意して行う。

- (1) 避難経路は、地域防災カルテ等を参考に、危険な道路、橋、堤防、その他新たに災害発生のおそれのある場所を避け、できる限り安全な経路を選定する。

- (2) 危険な地点には標示、なわ張りを行うほか、状況により誘導員を配置し安全を期す。
また、危険箇所については、G I S等を活用し、周知する。

- (3) 指定の避難場所、避難所にこだわらず、安全な場所に一時的に避難し、順次指定の避難場所等へ誘導する。

また、地域の町内会館等の身近な施設を一時的な避難場所として活用し、住民の安全と利便性の確保を図る体制を目指す。

3 避難所への携行品の制限

避難所の居住スペースの確保等のため、避難所に持ち込む携行品には制限を設けることとし、家庭で備蓄している飲料水、食料、その他日常生活に必要な最小限の衣料、医薬品、貴重品、学用品等を携行するよう周知を進める。

4 避難行動要支援者等対策

(1) 情報伝達体制

① 社会福祉施設対策

社会福祉施設管理者は、あらかじめ定めた避難計画等に基づき職員及び入所者に対し、避難等の情報伝達を行う。

なお、情報伝達に当たっては、入所者に対しては、過度に不安感を抱かせることのないよう配慮する。

② 在宅者対策

市は、防災情報メール等を活用するとともに、民生委員・児童委員、自主防災組織等の協力を得て、避難行動要支援者及びその家族に対して避難等の情報伝達を行う。

なお、情報伝達にあたって聴覚障がい者については音声以外の方法を活用するよう配慮する。

③ 病院入院患者等対策

病院、診療所等施設管理者は、あらかじめ定めた避難計画等に基づき職員及び患者等に対し、避難等の情報伝達を行う。

なお、情報伝達に当たっては、患者に対しては、過度に不安感を抱かせることのないよう配慮する。

④ 外国人に対する対策

市は、ラジオ、テレビ等のマスメディア等を通じ「やさしい日本語を含む」多言語での避難等の情報伝達に努める。

(2) 避難及び避難誘導

① 社会福祉施設対策

社会福祉施設管理者は、あらかじめ定めた避難計画等に基づき職員が入所者を避難所に誘導するとともに、他の施設及び近隣住民等の協力を得て入所者の避難誘導を行う。

また、避難誘導に当たっては、入所者の実態に即した避難用の器具等を用いる。

さらに、老人デイサービスセンター等の利用施設においても配慮を要する。

② 在宅者対策

市は、消防機関、民生委員・児童委員及び自主防災組織の協力を得て、避難所に誘導する。

避難誘導に当たっては、避難行動要支援者の実態に即した避難用の器具等を用いる。

③ 病院入院患者等対策

病院、診療所等施設の管理者は、消防計画による組織体制に基づき職員が患者を避難誘導する。なお、必要に応じて、他の病院、診療所等から応援を得て患者を避難誘導する。

避難誘導に当たっては、患者の実態に即した避難用の器具等を用い、また避難所としては、医療・救護設備が整備された病院等とする。

④ 外国人に対する対策

市は、消防機関及び自主防災組織等の協力を得て、外国人を避難誘導する。

第5 避難所の開設・運営

1 避難所の開設

(1) 避難所開設の種別と配慮事項

大規模災害等において、市民が被災した場合又は被災が見込まれる場合、災害の種別、状況等を考慮し、安全が確保できる場所に避難所を開設する。

なお、避難所のライフラインの回復に時間要すると見込まれる場合や、道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合は、当該地域に指定避難所を設置・維持することの適否を検討することとする。

避難所を開設した場合に關係機関による支援が円滑に講じられるよう、避難所の開設報告及びその受入状況を毎日県（災害対策本部避難支援班）に報告し、必要帳簿類を整理するものとする。

① 学校を避難所とする場合

学校を避難所として開設する場合は、教育施設であることに留意する。

避難所に指定した場合、学校機能部分と避難所部分を明示するとともに、避難所運営についての学校側の担当職員を定め、市担当者、地域住民等と協議を行いながら、避難所の運営のルールを定めて、運営にあたるものとする。

② 学校以外を避難所とする場合

地域の町内会館等の身近な施設や協力に応じた民間事業所施設は、必要に応じて避難所とし、住民の安全と利便性の確保に努める。

なお、野外受入施設の設置を要する場合は、「応急仮設住宅及び住宅の応急修理計画」に基づき実施する。

③ 開設報告事項

ア 避難所開設の日時及び場所

イ 箇所数及び受入人員

ウ 開設期間の見込み

(2) 避難所受入対象者

① 災害によって現に被害を受けた者

ア 住家が被害を受けて居住の場所を失った者

イ 自己の住家には被害を受けていないが、災害に直面し応急的に居住できない状態の者

② 災害によって現に被害を受けるおそれのある者

ア 避難指示が出た場合

イ 避難指示は発せられないが、緊急に避難を必要とする場合

(3) 避難所における措置

避難所で実施する救援措置は、概ね次のとおりとする。

なお、避難所は、地域における支援物資の配布拠点としての役割を担う場合がある。

応急的な対応	備考
避難所受入対象者の受け入れ	<ul style="list-style-type: none"> ・避難所に避難した方について、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れることとする ・家庭動物と同行避難した被災者について、適切に受け入れ、避難所等における家庭動物の受入状況を含む避難状況等の把握に努めるとともに、県等から必要な支援が受けられるよう、連携に努める
被災者に対する給水、給食	
被災者に対する毛布、寝具や衣料、日用必需品等の支給	<ul style="list-style-type: none"> ・避難者、住民、自主防災組織、避難所運営について専門性を有したNPO・ボランティア等の外部支援者等の協力が得られるよう努めるとともに、必要に応じ、他の地方公共団体に対して協力を求める
被災者への情報提供	<ul style="list-style-type: none"> ・必要に応じて、避難所にラジオ、テレビ等の災害情報を入手する機器及び電話、FAX、インターネット等の通信機器や携帯電話充電器の設置を図る
その他被災状況に応じた応急救援	<ul style="list-style-type: none"> ・避難の長期化に際しては、避難所における生活環境整備、さらに必要に応じ、プライバシーの確保、性別等のニーズの違い等男女共同参画の視点等に配慮する

(4) 避難所の周知

避難所を開設した場合は、報道機関や市の各種広報手段により、速やかに地域住民や市民に広く周知するとともに、県をはじめ警察等関係機関に連絡する。

(5) 避難所が不足する場合の対応

市は、あらかじめ指定した市の避難所だけでは施設が量的に不足する場合は、市その他施設を追加指定するほか、旅館、ホテル等の借上げ等を検討する。

2 避難所の管理運営

(1) 避難所の管理運営

避難所の管理運営にあたっては、市職員が、地域をはじめ災害ボランティアや被災者と事前に情報等を共有しながら協力して運営する。運営にあたっては、「避難所運営委員会」を設立し、「避難所運営マニュアル」を活用しながら行う。

また、学校が避難所となった場合は、災害発生の初期の段階など、必要に応じて教職員等の人的支援体制を確立し、教職員等も避難所の運営に参加する。

(2) 被災者等に係る情報の早期把握

市は、それぞれの避難所に受入れている避難者に係る情報及び避難所で生活せず食料や水等を受取りに来ている被災者等に係る情報の早期把握に努めるものとする。また、民生委員・児童委員、介護保険事業者、障がい福祉サービス事業者等は、避難行動要支援者等の要配慮者の居場所や安否の確認に努め、把握した情報について市に提供するものとする。

(3) 生活環境の保全

市は、生活環境の保全のため、次のような対策を進める。

- ① 避難所における生活環境が、人としての尊厳が守られ、常に良好なものであるよう努める。そのため、避難所開設当初からプライバシー確保のためのパーティションや段ボールベッド等の簡易ベッドを設置すること、栄養バランスのとれた適温の食事を提供できるよ

う、炊き出しに利用できる学校給食施設等の場所、調理器具や食料を確保することに努めるとともに、快適なトイレの設置状況、し尿処理状況、健康のための入浴施設の設置状況等の把握に努め、必要な対策を講ずるものとする。

- ② 医師、保健師、看護師、管理栄養士等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、ごみの処理状況など、避難者の健康状態や避難所の衛生状態の把握に努め、洗濯等の生活に必要となる水の確保、福祉的な支援の実施など、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。
- ③ 感染症の発生、拡大がみられる場合は、関係部局が連携して、感染症対策として必要な措置を講じる。
- ④ 孤立するおそれのある集落や長期湛水のおそれのある地域では、救助活動が制限されることを勘案し、十分な備蓄量、救助のための通信手段等の確保について配慮するものとする。

(4) 避難所運営への女性等の参画

避難所運営においては、女性も避難所運営に加わり、女性の参画を推進するとともに、ニーズの聞き取りを行うなど、性別によるニーズの違い等や男女共同参画の視点等への配慮や子ども・若者の居場所の確保に努めるものとし、女性や高齢者等に配慮する。特に、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品・女性用下着の同性による配布、巡回警備や防犯ブザーの配布等による避難所における安全性の確保、キッズスペースや学習スペースの設置など、女性や子育て家庭、子ども・若者のニーズに配慮した避難所の管理運営に努めるものとする。

(5) 家庭動物救護対策

家庭動物については、飼い主が避難所運営ルールを遵守し、責任を持って飼育するものとし、市は環境整備に努めるとともに、県と連携し、犬・猫等の家庭動物の避難・相談・保護等について、獣医師及び関係機関・団体に支援要請を行う。

また、避難所での家庭動物の飼育については、可能な範囲で場所の確保を行い、また飼育のルールについては、あらかじめ避難所運営マニュアルで方針を示した上で「避難所運営委員会」が定める。

3 避難所の集約、統合、撤収

避難所の設置後、できる限り早い段階で避難所の運営期間を検討するものとし、災害が収束し避難者数が一定程度減少した段階においては、避難所の集約を検討する。その後、一定の猶予期間を設けた上で、避難所運営委員会からの意見を踏まえ、概ね避難所からの退去が可能となった時点で統合を図る。

なお、長期の避難生活が見込まれる場合は、早い段階で二次避難所等を検討し、民間施設の利用による二次避難所の確保を図る。

また、早期に通常の運営に戻すことが、市民生活に資する施設については、段階的に避難所指定を解除するものとする。

4 避難所での生活の長期化が見込まれる場合の対策

(1) 避難所設備の整備

市は、被災者等の避難所での生活の長期化が見込まれる場合、プライバシーの確保、衛生面や心のケアに配慮し、必要に応じて設備や備品を整備し、避難所を生活支援の場、情報支援の場として、以下の環境の改善対策を講じる。

- ①畳、マット、カーペット、ベッド
- ②間仕切り用パーティション、更衣室、授乳室
- ③冷暖房機器
- ④洗濯機・乾燥機
- ⑤仮設風呂・シャワー
- ⑥仮設トイレ
- ⑦テレビ・ラジオ
- ⑧インターネット情報端末、公衆 Wi-Fi、携帯電話充電器
- ⑨簡易台所、調理用品、網戸
- ⑩その他必要な設備・備品

(2) 医療・救護、介護・援護措置

市は、医療・救護を必要とする者に対して、医療・救護活動のできる避難所への避難に努めるものとする。

また、衛生環境の確保に十分配慮し、エコノミークラス症候群とならないよう注意喚起する。

加えて、介護や援護を必要とする者に対し、適切なサービスが受けられるよう配慮する。

(3) 心のケアの実施

市は、県及び関係機関等の協力を得ながら、避難所で生活する被災者等に対して、保健師等による巡回健康相談及び指導や精神科医等によるメンタルヘルスケア（相談）を行うものとする。

5 避難所の要配慮者等対策

(1) 避難所のユニバーサルデザイン^(※)配慮

ユニバーサルデザイン未対応の施設を避難所とした場合は、誰もが利用しやすいよう、速やかに多目的用トイレ、スロープ等の仮設に努める。

^(※)ユニバーサルデザイン：文化・言語・国籍の違い、老若男女といった差異、障がい・能力の如何を問わずに利用することができる施設・製品・情報の設計（デザイン）のこと

(2) 避難所の要配慮者への配慮

一般の避難所に、障がい者、高齢者、妊産婦、乳幼児等の要配慮者が避難することとなった場合には、介助や援助を行うことができる部屋を別に設けるなど、要配慮者に配慮した環境の整備に努める。

6 避難所以外に避難した避難者への支援

(1) 在宅被災者等及び車中生活をおくる被災者への支援

市は、在宅避難者やみなし仮設住宅^(※)への入居者、親戚・知人宅にて避難生活を送る被災者及びやむを得ず車中生活を送る被災者等に対しても、避難者の情報の早期把握に努め、食料や生活必需品、情報の提供を行うほか、トイレ等の設備や福祉サービス等の利用に配慮する。

在宅避難者等の支援拠点が設置された場合は、利用者数、食料等の必要な物資数等を集約し、必要に応じ物資の補充等の支援を行うものとし、被災者支援に係る情報を支援のための拠点の利用者に対しても提供するものとする。

車中泊避難を行うためのスペースが設置された場合は、車中泊避難を行うためのスペースの避難者数、食料等の必要な物資数等を集約し、必要に応じ物資の補充等の支援を行うものとし、被災者支援に係る情報を、車中泊避難を行うためのスペースの避難者に対しても提供するものとする。この際、車中泊避難の早期解消に向け、必要な支援の実施等に配慮するよう努めるものとする。

(2) 避難所以外の施設に避難した場合の支援

市は、避難所以外の施設等に避難した被災者の避難状況を、地域等と協力して速やかに把握し、必要と認める場合は、施設管理者の了解も得て、避難所として追加指定する。

なお、状況に応じて、各種の支援措置の円滑化を確保する観点から、避難所に移動するよう促す。

※みなし仮設住宅：震災などで住居を失った被災者が、民間事業者の賃貸住宅を仮の住まいとして入居した場合に、その賃貸住宅を国や自治体が提供する応急仮設住宅に準じるものとみなすこと

7 自主避難者への対応

市は、避難所が開設される前、若しくは災害のおそれがあると考え自主的に避難してきた市民について、一時的に公民館やコミュニティセンター等で受け入れる等の対応をする。

なお、避難所を開設した段階若しくは災害のおそれがなくなった場合は、これを閉鎖する。

8 帰宅困難者への対応

帰宅困難者に対しては、市のホームページやSNS等で災害情報や交通情報等を掲載するほか、あらかじめ指定した情報提供施設等で、交通情報や一時的な居場所として避難所情報を提供する。

また、市内のホテル、旅館業者等に対して、観光客等の一時受入等の協力を求める。

第6 安否情報の提供

1 照会による安否情報の提供

市は、災害が発生した場合において、被災者の安否に関する情報について照会があったときは、回答することができる。

その際は、当該安否情報に係る被災者又は第三者の権利利益を不当に侵害することのないよう配慮するものとする。

また、安否情報の適切な提供のために必要と認めるときは、消防機関、警察等と協力して、被災者に関する情報の収集に努めることとする。

なお、被災者の中に、配偶者からの暴力等を受け加害者から追跡されて危害を受けるおそれがある者等が含まれる場合は、その加害者等に居所が知られることのないよう当該被災者の個人情報の管理を徹底するものとする。

(1) 安否情報照会に必要な要件

- ① 照会者の氏名、住所（法人その他の団体にあってはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）その他照会者を特定するために必要な事項
- ② 被災者の氏名、住所、生年月日及び性別
- ③ 照会をする理由
- ④ ①に係る運転免許証等法律又はこれに基づく命令の規定により交付された本人確認書類の提示又は提出

(2) 提供する安否情報

- ① 被災者の同居の親族である場合、被災者の居所、負傷若しくは疾病の状況又は連絡先
- ② 被災者の親族（①以外）又は職場の関係者その他の関係者である場合、被災者の負傷又は疾病の状況
- ③ 被災者の知人その他安否情報を必要とすることが相当であると認められる者である場合、被災者について保有している安否情報の有無

2 被災者の同意又は公益上必要と認める場合

市は、被災者が照会に際してその提供について同意をしている安否情報については、同意の範囲内で提供することができる。

また、公益上特に必要があると認めるときは、必要と認める限度において、被災者に係る安否情報を提供することができる。

3 安否不明者の氏名等公表

市は、要救助者の迅速な把握のため、安否不明者についても、関係機関の協力を得て、積極的に情報収集を行うものとする。

第7 広域避難対策

(1) 避難先の調整

市民が他市町村等へ広域避難を行う場合は、同一地域コミュニティ単位で避難所に入所できるよう、避難先の市町村等と割り当てを調整する。その際に、県内他市町村への避難受入については、当該市町村に直接協議するとともに、他の都道府県の市町村への避難受入については、県に協議を求める。また、事態が急を要する場合には、他の都道府県の市町村への避難受入の場合であっても、県に報告の上、直接協議を行う。

(2) 避難輸送の実施

避難するための手段を持たない被災者のために、県と協力し輸送手段を確保する。

(3) 避難者への支援

開設した避難所には、可能な限り職員を派遣配置する。

また、広域的に避難した住民の所在と安否を確認するとともに、支援制度の案内などを確実に伝達するため、避難先を把握する体制を早期に整備する。

第8 他地域からの避難者の受け入れ

周辺市町村や災害時相互応援協定締結自治体等が被災した場合、被災自治体等から被災住民受入の要請があったときは、本市の体育館等の「長期避難者施設」や公営住宅等に受け入れるものとする。

受け入れにあたっては、「支援対策本部」等を設置する等、県及び避難自治体との密接な協議・連携により実施する。

(1) 他市からの避難を受け入れる場合

- ① 災害時相互応援協定締結自治体、広域避難協定締結自治体などにおいて、大規模な被災等をし、被災住民受け入れの要望がある場合
- ② 県が被災状況を判断し、本市に要請した場合
- ③ 被災市等から被災住民受け入れの要望がある場合

(2) 受け入れ態勢について

① 長期避難所の活用

他市等からの避難を受け入れる場合は、原則として、市が指定する長期避難所を活用する。

② 県との連携

災害が災害救助法の適用となった場合、避難所の設置や人的体制など、県と市の役割分担を協議し、明確化する。

第14節 医療（助産）救護

本節では、迅速に医療体制を構築できるよう、応急医療体制に関する内容、県への協力要請や資機材の調達に関する内容について記載する。

第1 応急医療体制

災害対策本部は、災害医療情報の収集を行うとともに、その状況に応じた応急医療（助産）体制をとり、関係機関の協力を得て対応にあたる。

1 災害医療情報の収集と対応

(1) 医療施設等の被災状況等の把握

（公社）会津若松医師会等の協力により、医療施設等について調査を行い、被災状況等を把握する。

- ① 施設の被災状況
- ② 入院患者の有無及び転院の必要性の有無
- ③ 医療行為の継続の可否
- ④ 被災者及び要医療者の来訪状況

(2) 被災医療施設等への対応

被災状況に応じて、入院患者等の転院等の対応が必要な場合は、消防等関係機関との連携のもと対応する。

(3) 医療需要の把握

医療施設等の被災状況、消防等関係機関からの被災者等の情報により、医療需要を把握する。

2 医療救護班の編成

災害対策本部は、会津若松医師会に医療救護班の編成・出動を要請する。

医療救護班は、原則として医師を班長とし、看護師、事務員、市職員を連絡員として配置する。

なお、会津若松医師会は、自ら必要と認めた場合は、要請を待たずに受入医療機関の受け入れ体制の確立及び医療救護班の編成・出動を行い、傷病者の医療（救援）活動にあたる。

この場合、会津若松医師会は直ちに災害対策本部に通報するとともに、救護所の設営、連絡、患者等搬送車両の手配等のため連絡員の派遣を要請するものとする。

3 救護所の設置

状況に応じ、避難所、災害現場、医療機関等に臨時の救護所を設置する。

4 傷病者等の搬送

傷病者の搬送に必要な救急車両等については、消防、医療機関、関係機関等の出動を要請する。

医療救護活動が円滑に実施できるよう、医療救護班等の搬送にあたっては、搬送手段の優先的な確保など、特別な配慮をする。

5 受入医療機関

医療施設等の被災状況と医療需要等から、救護所から搬送される重傷病者の受入医療機関を確保する。

6 県への協力要請

災害救助法が適用された後に、医療（助産）救護の必要があると認められるとき、又は災害の程度により市の能力をもってしては対応が十分ではないと認められるときは、県に対し協力を要請する。

7 日本赤十字社福島県支部への協力要請

災害の規模が広範囲にわたり、医療（助産）対象者が多数である等多数の医師・看護師等を必要とする場合は、県を通じて、あるいは直接日本赤十字社福島県支部に協力を要請する。

第2 医療救護及び助産対策

1 医療救護の活動内容

医療救護は原則として医療救護班が救護所において、下記のとおり実施する。

- (1) 被災者の受傷病による選別（トリアージ）
- (2) 傷病者に対する応急処置及び必要な医療
- (3) 医療機関への転送の要否及び順位の決定
- (4) 被災者の死亡の確認及び遺体の検案
- (5) その他必要に応じた措置

2 助産活動

災害発生により助産実施を要する場合は、助産施設を有する医療機関等により行う。

なお、妊婦の移送については、必要に応じて消防署、医療機関、関係機関の出動を要請する。

また、助産実施の都度、その状況を医療活動記録簿及び助産台帳に準じて県に報告する。

整備帳簿類は、次のとおりとする。

- (1) 助産台帳
- (2) 助産関係支出証明書類

第3 医療資機材の調達

救護活動に必要な医薬品等については、市薬剤師会との災害時応援協定により、必要な薬剤等の確保を図るとともに、「福島県災害時医薬品等供給マニュアル」に基づき、県に要請を行う。

また、緊急を要する場合は、直接市入札参加資格登録者の中から、調達可能な業者を選定し調達する。

第15節 緊急輸送対策

本節では、緊急輸送に関する道路の開通作業や緊急輸送の範囲、対象等について記載する。

第1 道路開通作業

市は、障害物除去、応急復旧のための資機材の確保を図り、行政区域内の道路被害及び道路上の障害物の状況を調査し、速やかに県（道路班）に報告するとともに、所管する道路については、県に準じて開通作業を実施する。

第2 緊急輸送の範囲

災害救助法による輸送の範囲は、下記1のとおりであるが、災害の応急対策の段階に応じて、緊急輸送活動の対象を広げていくものとする。

1 災害救助法による救助実施の場合の輸送の範囲

- ① 被災者の避難（被災者の避難の副次的輸送を含む）
- ② 医療及び助産における輸送
- ③ 被災者の救出のための輸送
- ④ 飲料水の供給のための輸送
- ⑤ 救済用物資の運搬のための輸送
- ⑥ 死体の捜索のための輸送
- ⑦ 死体の処理（埋葬を除く）のための輸送
- ⑧ その他、特に応急対策上必要と認められる輸送

2 緊急輸送活動の対象

(1) 第1段階

- ① 救助・救急活動、医療活動の従事者、医薬品等人命救助に要する人員、物資
- ② 消防、水防活動等災害の拡大防止のための人員、物資
- ③ 政府災害対策要員、地方公共団体災害対策要員、情報通信、電力、ガス、水道施設保安要員等初動の応急対策に必要な要員・物資等
- ④ 後方医療機関へ搬送する負傷者等
- ⑤ 緊急輸送に必要な輸送施設、輸送拠点の応急復旧、交通規制等に必要な人員及び物資
- ⑥ 緊急車両及び航空機等の活動に必要な燃料

(2) 第2段階

第1段階に加え、

- ① 食料、水等生命の維持に必要な物資
- ② 傷病者及び被災者の被災地域外への輸送
- ③ 輸送施設の応急復旧等に必要な人員及び物資

(3) 第3段階

第2段階に加え、

- ① 災害復旧に必要な人員及び物資
- ② 生活必需品

3 輸送に当たっての配慮事項

輸送活動を行うに当たっては、次のような事項に配慮して行うものとする。

- (1) 人命の安全
- (2) 被害の拡大防止
- (3) 災害応急対策の円滑な実施

第3 緊急輸送体制の整備

災害対策本部は、災害時における被災者及び災害救助物資等の緊急輸送に万全を期す。

また、市の車両を緊急に利用するほか、宅配便業者など民間事業者等との災害時応援協定に基づき、物資の受け入れ、配送等を行う。

なお、市の車両の燃料の確保や運転者の確保が困難になる場合が想定されるため、災害時応援協定を締結するなどにより、民間営業用自動車を調達できる体制を構築する。

1 輸送体制

災害対策本部が、交通応急対策との関連事項として、次の対策を行う。

- (1) 人員の輸送においては、災害時要配慮者に配慮する。
- (2) 災害救助物資は、作業の円滑化を考慮して福島県トラック協会や宅配便事業者等と協定を締結し、輸送体制を構築する。なお、災害時に直ちに対応できるよう、あらかじめ緊急車両に指定する。

2 用途別の車両

用途	車両別
被災者の避難	大型バス
医療、助産のための輸送	救急車
被災者の救出のための輸送	救急車・消防車
飲料水の供給のための輸送	タンク車
救済用物資の運搬のための輸送	貨物自動車
行方不明者の捜索のための輸送	貨物自動車
遺体の処理、運搬のための輸送	貨物自動車
その他、特に応急対策上必要と認められる輸送	貨物自動車

3 営業用自動車の調達

営業用自動車の調達は、関係機関の協力により、車両の確保を図るものとするが、特に緊急を要する場合は、「災害時における緊急輸送及び物資拠点の運営等に関する協定」、「災害時における緊急・救援輸送に関する協定」に基づき、協力可能な業者に要請することとする。

4 車両燃料の調達

車両用燃料については、関係機関を通じて早急に調達要請を行う。

緊急を要する場合は、福島県石油業協同組合会津若松支部との「緊急時における生活物資の確保に関する協定」に基づき、調達可能な業者を選定する。

第4 緊急輸送路の確保

交通・道路事情を勘案し、警察署と緊密な連絡をとり、緊急輸送路の確保を図るとともに、一般の通行に対してはその状況に応じ、適切な措置を行う。

なお、緊急輸送手段としてヘリコプターの活用が有効と考えられる場合には、自衛隊等にヘリコプターによる緊急輸送を要請する。

1 被災地内の交通規制

災害対策本部は、警察署と協議し、交通の混乱を防止するため、必要に応じて交通規制を行い、災害応急のための車両の運行について優先対応を図る。

なお、災害応急のための交通制限が不要となったときは、速やかに規制を解除し、一般通行確保に努める。

2 被災者の輸送

被災者の輸送については、市の車両を使用するとともに、関係機関に協力を要請し、災害対策本部として安全な場所への早急な輸送を行う。

3 交通路線

輸送路線は、安全かつ近距離の経路を選定し、運行の安全を確保する。

4 路上放置車両等の措置

道路管理者は、放置車両や立ち往生車両等が発生した場合には、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があるときは、運転者等に対し車両の移動等の命令を行う。また、運転者がいない場合等については、道路管理者は、自ら車両の移動等の措置を行う。

(※) 資料3-6 会津若松市内の緊急輸送路線 (P.66)

第16節 防疫及び保健衛生

本節では、感染症や疫病等の二次被害を防止するための防疫対策や保健衛生に関する活動内容等について記載する。

第1 防疫

1 防疫組織

市は、県に準じ災害防疫対策本部を設置し、又はこれに準じた防疫組織を設け、市内の防疫対策の企画、推進に当たる。

2 予防教育及び広報活動

市は、県（健康衛生班）の指導のもとに、パンフレット、リーフレット等により、あるいは衛生組織その他関係団体を通じて住民に対する予防教育を徹底するとともに、報道機関を活用して広報活動を強化する。その際、特に、社会不安の防止に留意する。

3 被害状況の把握

市は、被害状況を迅速かつ的確に把握するとともに、防疫薬剤等の調達の参考に資するものとする。

4 報告

(1) 被害状況の報告

警察、消防等の諸機関、地区の衛生組織その他の関係団体の緊密な協力を得て被害状況を把握し、被害状況の概要、患者発生の有無、ねずみ族昆虫類駆除の地域指定の要否、その他参考となる事項について、速やかに会津保健福祉事務所長を経由して県（健康衛生班）へ報告する。

(2) 防疫活動状況の報告

災害防疫活動を実施したときは、防疫活動状況報告（昭和45年5月10日衛発第302号公衆衛生局長通知様式5）に記載する事項を毎日県（健康衛生班）へ報告する。

第2 保健衛生

1 清潔方法の実施について

(1) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（以下「感染症新法」という。）

第27条の規定により、知事の指示に基づき、市が、管内における道路、溝きょ、公園等の公共の場所を中心に実施する。

(2) 収集したごみ、汚泥、その他の汚物は焼却埋立等衛生的に適切な処分をする。この場合の取り扱いについては、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」の定める基準による。

(3) し尿の処理については、できる限り、浄化槽又は下水道終末処理場の処理施設を利用する等の方法により、不衛生にならないようにする。

2 消毒の実施

- (1) 県（健康衛生班）の指示に基づき実施する。実施に当たっては、厚生労働省令の規定に従い行う。
- (2) 薬剤の所要量を算出し、速やかに手持量を確認の上、不足分を入手し適宜の場所に配置する。

3 ねずみ族昆虫等の駆除

- (1) 県（健康衛生班）の指示に基づき実施する。実施に当たっては、厚生労働省令の規定に従い行う。
- (2) 薬剤の所要量を算出し、速やかに手持量を確認の上、不足分を入手し適宜の場所に配置する。

4 生活の用に供される水の供給

- (1) 県（健康衛生班）の指示に基づき、速やかに給水車等による生活用水の供給を開始し、給水停止期間中継続する。
- (2) 生活の用に供される水の供給方法は、容器による搬送、ろ過器によるろ過給水等現地の実情に応じ適切な方法によって行う。この際、特に配水器の衛生的処理に留意する。
- (3) 生活の用に供される水の使用停止処分に至らない程度であっても、井戸、水道等における水の衛生的処理について指導を徹底する。

5 臨時の予防接種

県（健康衛生班）の命令に基づき実施する。実施にあたっては、ワクチンの確保など迅速に行い、時期を失しないよう措置する。

6 患者等に対する措置

感染症患者（一類）又は病原体保有者が発生したときは、速やかに県が入院を勧める。交通途絶等のため感染症指定医療機関に収容することが困難な場合は、なるべく近い被災地域内の適当な場所の臨時の入院施設に入院することとする。ただし、やむを得ない理由によって感染症指定医療機関への入院をすることができない病原体保有者に対しては、自宅隔離を行うこととする。

7 避難所の防疫指導等

避難所は、施設の設備が応急仮設的であり、かつ、多数の避難者を受け入れるため、衛生状態が悪くなりがちで、感染症発生の原因となることが多いので、県防疫担当職員の指導のもとに防疫活動を実施する。この際、施設の管理者を通じて衛生に関する自治組織を編成させ、その協力を得て指導を徹底する。

この場合、福祉関係者、かかりつけ医師、かかりつけ歯科医師、歯科医師会、訪問看護師、ケアマネジャー、ヘルパー、民生委員・児童委員、地域住民との連携を図りながら、コーディネートを行い、効果的な巡回健康相談、口腔ケア等を実施し、要配慮者をはじめとする被災者の健康状況の把握に努めることとする。

8 栄養指導

市・県（健康衛生班）は、災害の状況により栄養指導班を編成し、被災地に管理栄養士・栄養士を派遣したり、保健福祉班と連携して、避難所、仮設住宅及び被災家庭等を巡回したりして、被災者の栄養・食生活支援を行う。

9 保健指導

県（健康衛生班）・市町村の保健師・管理栄養士・栄養士・歯科衛生士等は、災害の状況によつては、避難所、被災家庭、仮設住宅等を巡回し、上記の栄養指導とともに、被災者の健康管理面からの保健指導を行う。

この場合、福祉関係者、かかりつけ医師、かかりつけ歯科医師、訪問看護師、ケアマネジャー、ヘルパー、民生委員・児童委員、地域住民との連携を図りながら、コーディネートを行い、効果的な巡回健康相談、口腔ケア等を実施し、要配慮者をはじめとする被災者の健康状況の把握に努めることとする。

10 精神保健活動

市及び県（生活福祉班、健康衛生班）は、被災者となることで顕在化する精神保健上の問題に対応するため、早期に避難所に相談員やヘルパー等を派遣、常駐させ、被災者のメンタルヘルスの把握に努めるとともに、必要に応じ災害派遣精神医療チーム（D P A T）を避難所等に巡回させ、メンタルヘルスケアを実施する。

11 家庭動物等救護対策

被災した家庭動物の保護収容、危険動物の逸走時対策、飼い主等からの家庭動物の一時預かり要望への対応、動物由来感染症等の予防や衛生管理を含めた災害時における動物の管理等について、警察・消防等の関係機関及び獣友会、獣医師会等の協力を得ながら必要な対策を講ずるよう努めるものとする。

第3 防疫及び保健衛生機材の備蓄及び調達

防疫及び保健衛生機材の備蓄及び調達について計画を樹立しておくものとする。

第17節 廃棄物処理対策

災害時の廃棄物処理について、「会津若松市災害廃棄物処理計画（以下、「市災害廃棄物処理計画」という。）」に基づき、適正かつ円滑、迅速に処理する。災害発生時には、被害状況等の情報収集を行った上で、初動対応を着実に実施するとともに、災害廃棄物の発生量の推計、処理期間等の方針及び具体的な処理体制について検討し、必要に応じて災害廃棄物処理実行計画を策定する。

本節では、ごみやがれき、し尿等の処理に関する事項について記載する。

第1 ごみ処理

1 基本的事項

(1) 対象とする災害

地震災害及び水害、その他自然災害を対象とする。対象とする災害の規模については、通常起こり得るやや大きめな規模の災害とし、市災害廃棄物処理計画に基づく対応を行うかは、発災後に市が判断する。

(2) 対象とする災害廃棄物

片付けごみ、家屋解体廃棄物、がれき等の混入した土砂などの「災害廃棄物」に加えて、災害時に発生する「家庭ごみ」、「避難所ごみ」、「し尿」とする。

(3) 処理主体

市は、市内で発生した災害廃棄物を含む一般廃棄物についての処理責任を有していることから、地域に存在する資機材や人材、廃棄物処理施設等を最大限活用し、極力、市内で災害廃棄物を処理することを基本とする。

平時の廃棄物処理について、会津若松地方広域市町村圏整備組合が運営する一般廃棄物処理施設において、中間処理や最終処分を行っていることから、災害時においても、連携して災害廃棄物処理に努める。それでも災害廃棄物の処理が困難な場合には、県に対して広域処理の支援を要請する。

(4) 協力支援体制

応急段階での災害廃棄物処理は円滑な人命救助にもつながることから、自衛隊・警察・消防と連携し対応する。

なお、災害規模に応じて、国・県の協力及び支援、他市町村等との連携、民間事業者団体等やボランティアとの連携により対応するものとする。加えて、これまでに県や他市町村、民間事業者等と締結した災害時の相互応援や緊急時の物資等の提供に係る協定等に基づき、連携して災害廃棄物処理に対応するものとする。

2 組織体制

災害廃棄物の処理に関しては、市災害対策本部応急復旧班の所掌とし、環境共生課が中心的に担うが、災害が大規模で、多量の災害廃棄物の処理が予想される場合には、応急復旧班内にプロジェクトチームとして「災害廃棄物対策室」を設置する。特に、仮置場の整備や損壊家屋等の撤去など、土木・建築に関する知識が求められる業務が発生する場合には、班内各課の協力・連携のもと横断的に対応する。

3 災害廃棄物処理対策

(1) 災害廃棄物処理の基本方針

- ①衛生的かつ迅速な処理
- ②仮置場等の安全性の確保
- ③環境への配慮
- ④地域全体での協働
- ⑤事業所で発生した災害廃棄物の事業者による主体的処理

(2) 発災後に対応すべき事項

住民の健康や安全の確保、地域としての衛生や環境の保全を図るために、発災後に、以下に対応する。

- ①被害状況の把握
- ②災害廃棄物の発生量・処理見込量の推計
- ③処理に必要な資源の確認（人的資源、処理施設能力、財源）
- ④処理スケジュールの作成（処理完了日の目標設定）
- ⑤処理方法の決定（設定した期間内に既存の廃棄物処理施設で処理が可能か）

(3) 災害廃棄物発生量の推計

災害発生時には、建物被害状況を速やかに把握し、災害廃棄物対策指針・技術資料に基づき種類別災害廃棄物発生量を推計する。

(4) 災害廃棄物の処理

災害発生後のそれぞれの時期において、次のとおり適切に災害廃棄物処理を進める。

時期区分	特徴	主な行動
災害応急対応	初動対応 【発災後数日間】 人命救助が優先される時期	体制整備、被害状況の確認、必要資機材の確保等を行う
	応急対応（前半） 【～3週間程度】 避難所生活が本格化する時期	主に優先的な処理が必要な災害廃棄物を処理する
	応急対応（後半） 【～3か月程度】 人や物の流れが回復する時期	災害廃棄物の本格的な処理に向けた準備を行う
復旧・復興対応 【～3か年程度】	避難所生活が終了する時期	一般廃棄物処理の通常業務化が進み、災害廃棄物を本格的に処理する

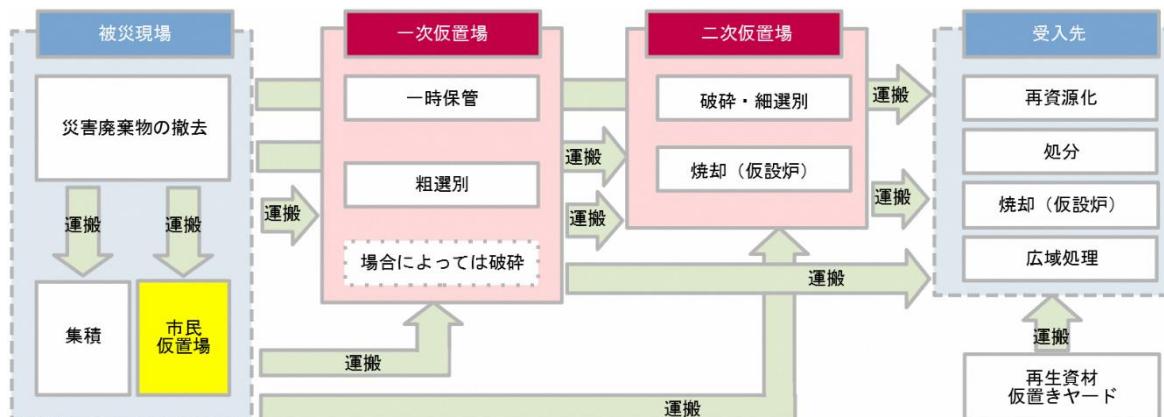
(5) 生活ごみ・避難所ごみ

避難所ごみを含む生活ごみについては、公衆衛生の確保及び生活環境の保全の観点から、可能な限り発災直後から収集し、原則として、平時の体制により収集運搬及び処理を行うこととし、できる限り早期に平時の収集運搬・処理体制を回復させるように努める。なお、避難所ごみを含む生活ごみは、腐敗等が懸念されるため、広域圈整備組合の一般廃棄物処理施設へ搬入することとし、仮置場に搬入しないものとする。

(6) 災害廃棄物処理フロー

被災地域で発生した災害廃棄物は、被災現場から一次仮置場に搬入し、粗選別等を行った後、必要に応じて設置する二次仮置場に搬入し、破碎・選別等の処理を行う。

その後、廃棄物の種類や性状に応じて、再生利用、中間処理、最終処分などの受入先に搬出する。



(7) 災害廃棄物の分別、処理方法、再生利用

災害時においても、後の処理や再生利用を考慮し、可能な限り分別を行う。

また、災害廃棄物のうち、腐敗性のものについては、専門機関等に相談の上で、殺虫剤や消石灰、消臭剤等の散布を行い、生ごみなどは、原則として、仮置場へ持ち込ませないようとする。

(8) 処理困難物の処理

有害性や爆発・火災等の危険性があるため取扱いに注意が必要な処理困難物のうち、工場、事業場等から発生するものは、事業者の責任で処理することを原則とするが、所有者不明のものなどは、県及び民間事業者と取扱い方法を協議し、処理方法を定めるものとする。

有害物質の飛散や危険物による爆発・火災等の事故を未然に防ぐために、有害物質を含む廃棄物が発見されたときは、原則的に所有者等に対して速やかな回収を指示し、別途保管又は早期の処分を行う。

混合状態になっている災害廃棄物は、有害物質が含まれている可能性を考慮し、作業員の労働環境安全対策を徹底する。

(9) 環境対策、モニタリング、火災防止対策

地域住民の生活環境を保全するため、仮置場内やその周辺、損壊家屋の解体・撤去現場等において、必要に応じて、大気質、騒音、振動、土壤、臭気、水質等の環境モニタリングを行う。

(10) 損壊家屋等の撤去（必要に応じて解体）

原則として所有者が実施することとなるが、国庫補助対象等となり得るもので、本市が必要と判断したものについては、所有者の申請に基づき、公費による撤去（必要に応じて解体）を行う。

(11) 思い出の品等

貴重品・有価物や写真、位牌など所有者にとって価値のある思い出の品については、被災者の経済的、精神的な復興に繋がるものとして、市が保管場所を確保し、回収・清潔な保管・広報・返却等を行う。貴重品の取扱いについては、警察と連携を図るものとする。

また、歴史的遺産、文化財等が他の災害廃棄物と混在しないよう、処理には留意する。

(12) 積雪期の対応

積雪期において、災害廃棄物対応をどこまで優先するかについては、救助や避難、生活のための道路啓開といった除雪作業が優先されること、夏季と異なり廃棄物の腐敗や病害虫発生等のリスクは少ないと等、積雪期特有の状況があることから、災害対策本部の方針を踏まえて決定する。

**第2 がれき処理**

人命救助や輸送のための道路の確保（啓開）や損壊家屋の撤去に伴うがれき等の処理については、消防、道路管理担当部署と連携し、処理を進める。

第3 し尿処理

災害時には、生活排水処理施設や管路の被災、上水道の断水等により、下水道が利用できない事態が想定されるほか、避難所から発生するし尿に対応する必要があるため、簡易トイレやトイレカーの配備をはじめ、生活排水処理施設の被災情報や避難者数を把握の上、優先順位を踏まえて早期に仮設トイレを配置し、避難所の衛生環境の確保を図る。

また、これらの対策にあわせて、計画的な収集体制を整備する。

原則として平常どおりのし尿処理を行うが、広域圈整備組合のし尿処理施設の被害状況やし尿の収集・運搬・処理のひっ迫などにより、平時と同じ施設に搬入が困難な場合には、他の下水処理施設への直接搬入等を行う。なお、下水処理場が被災し、処理が困難な場合には、他市町村等へ協力を要請し処理を行う。

第4 廃棄物処理施設の確保

発災後、被災地域の生活環境・空間を確保し、復旧・復興を進めるために、災害廃棄物を分別、保管、処理するための一時的な集積場所として「仮置場」を設置する。

仮置場は設置の目的・役割に応じて「一次仮置場」と「二次仮置場」に分類する。

必要となる仮置場の選定・確保には時間を要することから、発災時に速やかに対応できるよう、予め仮置場候補地を定め、災害発生時には、被災地域や災害廃棄物発生量に基づき、選定する。

なお、市有地だけでは仮置場が不足する場合は、県有地や国有地、さらには民有地の活用も検討する。

また、市が設置する仮置場を補完する付加的な市民協働による取組として「市民仮置場」の設置を検討する。

仮置場の設置時期・期間のイメージ

種類	初動対応 【発災後 数日間】	応急対応 (前半) 【～3週間程度】	応急対応 (後半) 【～3か月程度】	復旧・復興対応 【～3か年程度】
市民仮置場			➡	
一次仮置場			➡	
二次仮置場				➡

第5 応援体制の確保

市は、被災状況を勘案し、その区域内のごみ処理及びし尿処理が不可能と思われる場合には、県（環境保全班）に支援を要請するものとする。

また、市は、避難所等に設置する仮設トイレの十分な調達が不可能と思われる場合には、県（地方本部）に支援を要請するものとする。

第6 住居障害物（※）の除去

災害対策本部は、災害時応援協定等により、住宅の障害物除去に必要な資機材の調達先を確保するものとし、災害発生時に住宅等の障害物を除去する必要がある場合は、資機材を活用して消防団その他防災関係機関、一般住民の協力を得ながら除去を実施する。

また、災害時に適切な管理がされていない空き家等に対し、緊急に安全を確保するための必要最小限の措置として、必要に応じて、外壁等の飛散のおそれのある部分や、応急措置の支障となる空き家等の全部又は一部の除却等の措置を行うものとする。

※住居障害物＝災害により住居又はその敷地内に運ばれた土石、竹木等の障害物で、当該住居での生活に著しい支障を及ぼしている物

- ・居室、台所、玄関、便所等の日常生活上欠くことのできない場所にある土石や竹木等
- ・道路などから当該住宅に入りするため必要な部分にある土石や竹木等

第18節 救援体制

市は、避難者の生活の維持のため必要な食料、飲料水、燃料、毛布等の生活必需品等を効率的に調達・確保し、ニーズに応じて供給・分配を行えるよう、関係機関は、その備蓄する物資・資機材の供給や物資の調達・輸送に関し、新物資システム（B-P L0）等を活用して情報共有を図り、相互に協力するよう努めるものとする。

なお、被災地で求められる物資は、時間の経過とともに変化することを踏まえ、時宜を得た物資の調達に留意するものとし、避難所における感染症拡大防止に必要な物資や家庭動物の飼育に関する資材をはじめ、夏季には冷房器具、冬季には暖房器具、燃料等も含めるなど被災地の実情を考慮するとともに、要配慮者等のニーズや、男女のニーズの違いに配慮するものとする。

本節では、給水や食料供給、生活必需品、さらには、義援物資等に関する対策について記載する。

第1 給水対策

災害時における応急的飲料水の円滑な給水を実施し、かつ、給水機能の早急な復旧を図るものとする。

1 給水量

給水量は、発災直後は一人一日3Lの飲料水供給を確保するものとし、その後、4日から7日までは10L、2週目は50～100Lとするなど、生活用水の確保も必要となることから、復旧の段階に応じて給水量の増加を図る。

2 給水方法

被災地における給水の方法は、被害状況及び断水区域の規模により運搬給水^(※)、拠点給水、仮設給水栓給水及びこれらを組み合わせた方法により行う。

※運搬給水：給水車などの車両を用いて浄水場や配水池の水を避難場所等まで運搬して給水する方法

3 給水拠点

避難場所、避難所、その他公民館、コミュニティセンター等、指定した場所を給水拠点とする。

4 水道用水の緊急応援要請

(1) 知事への要請

水道法第40条の規定に基づき緊急に水道用水を必要と認める場合は、期間、水量及び給水方法を定めて知事に要請する。

(2) 日本水道協会福島県支部長への要請

災害の発生直後に、水道用水施設の被害状況を調査し、その実態を把握して復旧作業の計画を定め、日本水道協会福島県支部長に連絡すると同時に次の支援を要請する。

- ① 応急給水作業
- ② 応急復旧作業
- ③ 応急復旧用資材の供出
- ④ 工事業者の斡旋

5 被災地への飲料水の供給

水道事業管理者は、被災した他市町村に災害救助法が適用され、飲料水の供給を要する場合は、給水の実施にあたる。

6 施設の応急復旧

(1) 復旧作業

災害により浄水、配水及び給水施設に損傷を受けた場合は、復旧用資材及び配管技術者の確保に努め、給水再開に向け復旧作業を迅速に行う。

(2) 優先順位

復旧にあたっては、緊急性の高い医療施設、人工透析治療施設、災害応急・復旧対策の中核となる官公署庁舎、避難所、冷却水を必要とする発電所・変電所など、あらかじめ定めた重要度の高い施設を優先して行う。

(3) 市民への広報

市民に対しては、復旧の順序や地区ごとの復旧完了予定期等について、情報の提供・広報を行う。

第2 食料供給対策

被災者に対して速やかに食料品の配給を確保し、応急的な炊き出し等を行い、食の確保・安定を図る。

対象者や給付水準、期間については、災害救助法の定めるところに準拠する。

1 食料等提供の決定

災害対策本部長は、避難所や被災した地域住民に食料の提供を行う。

救助物資の提供期間は、災害救助法の定めるところにより、災害発生の日から10日以内を目安とする。

2 食品提供対象者

- (1) 避難所に避難した者であること（観光客等の一時滞留者を含む）
- (2) 住家の被害により、炊事のできない者であること（親せき、知人宅等に身を寄せ、食事のできる状態にある者を除く）

3 食品提供の基準

災害時の食品の提供にあたっては、通常の食事に近づくよう努めるものとするが、確保が難しい場合を想定し、次のとおり確保を図る。

(1) 食品確保の順位

第1順位 災害対策用備蓄食品（レトルト米、レトルトパン、液体ミルク等）

第2順位 食品流通事業所等からの簡易処理食品

第3順位 炊き出し又は学校給食等の活用

(2) 数量の基準

1人当たりの供給数量は、次のとおりとする。（レトルト米、レトルトパンの換算率は、100%とする。）

① 被災者に対する給食は、1食当たり精米換算200gの範囲内

② 被災によって通常供給できない時は、1日当たり精米換算400gの範囲内

③ 災害救助、応急復旧作業に従事する者に対する給食は、1食当たり精米換算300gの範囲内

4 食品の調達

(1) 食品の調達及び輸送の体制

災害対策本部は、食品及び資材、燃料等を調達する。

まず、防災倉庫等に保管してある備蓄食料等を供給し、次に事前に災害時応援協定を締結した事業所等から、市販の弁当や補助食品等の確保を図る。

さらに、炊き出しの実施や、教育委員会と協議し、児童生徒の給食に影響がない範囲で、給食センター等の有効活用を検討する。

なお、輸送についても災害時応援協定を締結している宅配業者等に協力を依頼する。

(2) その他食品の調達

副食品としての生鮮食品は、公設地方卸売市場、食肉事業協同組合及び農業協同組合等に対し、応急の集出荷を要請する。

5 炊き出しの実施

炊き出しについては、それぞれの避難所ごとの状況によって判断するが、災害対策本部は、備蓄品の活用や米穀等の食材、調理器具の調達を進め、調理については、関係団体の協力を得て実施する。

第3 生活必需品供給対策

災害対策本部は、日常生活に欠くことのできない被服、寝具その他衣料品及び生活必需品の不足により困っている被災者に対し、市社会福祉協議会と協力して、支援物資や義援物資等を提供する。

また、性別や年齢層の違いなどに配慮し、紙おむつや生理用品等のニーズがあることから、それぞれのニーズを踏まえた生活必需品の供給を行うものとする。

物資の確保にあたっては、事前に災害時応援協定を締結した事業所等に協力を求め、安定した生活必需品供給体制の構築を図る。

第4 調達、義援物資の集積場所と配給

1 調達物資の保管と配給

即時必要な物資を調達し、備蓄倉庫や避難所、公民館、コミュニティセンター等に保管し、配給する。

2 義援物資の保管と配給

義援物資等は物流拠点施設に集積した上で、市社会福祉協議会と協議し、被災場所等を考慮しながら、避難所等に義援物資保管所を設け、配給する。大規模な災害発生のおそれがある場合には、事前に新物資システム（B-PL0）を用いて備蓄状況の確認を行うとともに、あらかじめ登録されている物資の輸送拠点を速やかに開設できるよう、物資の輸送拠点の管理者の連絡先や開設手続を関係者間で共有するなど、備蓄物資の提供を含め、速やかな物資支援のための準備に努めるものとする。

区分	施設の名称	所在地	電話
陸上輸送及び ヘリによる輸送	公設地方卸売市場	一箕町大字鶴賀字船ヶ森東470番地	25-1171
	会津総合運動公園 あいづ総合体育館	門田町大字御山字村上164番地	28-4440
	会津アピオ	インター西90番地	37-2801

3 物資及び救助品等の配給方法

避難所や公民館、コミュニティセンター等を拠点として、地域や日赤奉仕団、その他NPO・ボランティア等の協力を得て配給を行う。

第5 義援物資の受入れ

1 義援物資受入れの基本方針

義援物資の受入れについては、発災直後は、個人からの善意に基づく義援物資への対応が困難であるため、原則として、行政、事業者等の義援物資を受け入れるものとする。

市は、関係機関等の協力を得ながら、義援物資について、受入れを希望する物資等を把握し、その内容のリスト及び送付先を市及び県並びに報道機関を通じて、公表するものとする。

また、被災地の需給状況を把握し、同リストを逐次改定するよう努めるものとする。

2 義援物資の募集・受付

(1) 義援物資の募集

災害対策本部は、広く義援物資の提供を呼び掛けることが有効な場合は、受入態勢を構築した上で、ホームページへの掲載、報道機関への情報提供等により募集を図る。

(2) 義援物資の仕分け及び配給

物流拠点施設では、災害時応援協定締結事業者やNPO・ボランティア等の協力を得て、義援物資の仕分けを行う。

また、あらかじめ避難所等の需要を把握し、物資ごとの在庫量等を把握した上で、物資の管理配分を行う。

第19節 被災地の応急対策

本節では、被災地の迅速な復旧・復興のための道路等における応急対策、罹災証明の発行等に関する被災者支援について記載する。

第1 交通・秩序維持対策

災害対策本部は、警察と緊密な連絡をとり、災害応急対策車両の運行用の緊急輸送路の確保を図るとともに、一般の通行に対しては可能な限り支障のないよう、適切な措置を講じる。

1 道路の交通対策

(1) 被災地内の交通規制

- ① 大規模災害が発生した直後に、必要に応じて主要交差点等に検問所を設ける。
- ② 道路の混乱、損壊、火災の発生等の理由により、緊急の必要がある場合は、高速道路や幹線道路等で緊急車両の通行を優先し、また一般車両の通行を禁止又は制限する。
- ③ 市のホームページや報道機関の協力及び立看板の設置等の手段を用いて、大規模災害時ににおける交通規制の内容の周知徹底を図る。

(2) 交通情報の収集

災害対策本部及び警察は協力して、交通規制対象道路を重点に、以下の交通情報の収集を行う。情報は、市ホームページに地図情報として表示するとともに、多様な広報手段で周知を行う。

また、各事業者と連絡を密にして鉄道、バス路線等の確保に努める。

- ① 主要道路、橋りょうの被害状況及び復旧の見通し
- ② 道路交通規制の実施状況
- ③ 鉄道等の被害状況及び復旧の見通し
- ④ その他、交通関連情報

2 道路等の災害応急対策

災害対策本部は、国県及び東日本高速道路(株)等の道路管理者と連携し、被害状況の把握に努める。

また、各道路管理者と協力体制をとり、道路等災害の応急対策の万全を期すため、次の対策を実施して交通路の確保を図る。

- ① 仮道の造成
- ② 仮橋の架設
- ③迂回路の設定

3 秩序維持対策

大規模災害時は、交通が混乱し、迅速な応急活動が困難になることが予想されるところから、市、警察及び防災関係機関は協力して、混乱防止に努める。

(1) 警察の応急対応体制

災害発生直後における秩序維持のため、災害対策本部長は警察に対し、次の活動体制の協力を依頼する。

- ① 人的被害の実態把握及び情報収集
- ② 被災者の安全な地域・場所への誘導
- ③ 交通秩序維持のための交通規制及び緊急道路の確保
- ④ 被災者の救出・救護
- ⑤ 災害時の各種犯罪の予防、取締り
- ⑥ その他災害救助、復旧活動への協力、広報活動等

(2) 混乱防止対策

災害発生直後においては、様々な社会混乱が予想されるところから、次の方法により混乱の防止措置を実施する。

① 情報パニックによる混乱防止

災害対策本部及び防災関係機関は、広報活動を通じて、正確な情報の提供を行う。

② 交通の混乱防止

災害対策本部及び警察は、交通規制、障害物の除去等を行い、緊急輸送活動、避難体制の確保に努める。

③ 路上放置車両に対する措置

消防職員は、消防用緊急車両の通行に際し、現場に警察官がいない場合に限り、路上放置車両除去等の措置を行う。

ただし、直ちに所轄警察署長に連絡するものとする。

第2 障害物の除去

1 住宅関係障害物の除去

(1) 実施機関及び方法

- ① がけ崩れ、浸水等によって宅地内に運ばれた障害物の除去で、次のいずれかに該当する場合は、市長がその障害物の除去を行うものとする。
 - ア 住民の生命、財産等の保護のため除去を必要とする場合
 - イ 緊急な応急措置の実施のため除去を必要とする場合
 - ウ その他、公共的立場から除去を必要とする場合
- ② 第一次的には、市町村が保有する機械、器具を使用して実施するものとするが、労力又は機械力が不足する場合は、隣接市町村又は県（所轄の建設事務所）に派遣（応援）要請を行うものとする。
- ③ 労力又は機械力が相当不足する場合は、（一社）福島県建設業協会からの資機材、労力の提供等協力を求めるものとする。

(2) 災害救助法を適用した場合の除去

① 対象

障害物の除去の対象となるのは、日常生活に欠くことのできない場所（居室、台所、便所等）に土石、竹木等の障害物が運びこまれたもので、自らの資力では障害物の除去ができないものとする。

なお、本節第3に規定する「応急仮設住宅の供与」との併給は認められない。

② 除去の方法

作業員あるいは技術者を動員して行うものとする。

③ 費用

費用の限度額は、災害救助法及び関係法令の定めるところによるものとする。

④ 実施期間

災害発生の日から10日以内とする。

⑤ その他

上記において適切な実施が困難な場合には、県知事は、内閣総理大臣に協議し、その同意を得た上で、活動の程度、方法及び期間を定めることができる。

2 道路、河川等障害物の除去

災害対策本部は、関係機関と協力して、災害に際して道路上の土砂、倒木等や河川等に障害物として浮遊するものなどを除去し、交通路及び河川機能を確保する。

除去した障害物の集積場所については、次のとおりとする。

(1) 市街地の場合

神指町南四合（会津若松市道路河川管理センター）

その他現場付近の空地

(2) 市街地以外の場合

災害発生付近の空地等、その時の状況に応じ定める。

第3 生活救援対策

1 被災建築物の応急危険度判定体制の整備

(1) 応急危険度判定実施班の設置

災害対策本部は、災害による建築物等の倒壊に関して、応急危険度判定実施班を速やかに設け、被災家屋の応急危険度判定を実施し、災害の発生のおそれがある場合は、適切な避難対策を実施することにより、二次災害を防止する。

(2) 被害状況調査

市は、建築関係団体の協力を得ながら、市内の家屋の被災状況を確認し、県に応急危険度判定士の派遣を要請する。

(3) 応急危険度判定の実施

県から派遣された応急危険度判定士により、被災家屋の調査、判定を実施する。なお、被災家屋が多数ある場合は、災害時相互応援協定を締結している自治体に応急危険度判定士の派遣を、県を通じて要請する。

2 罹災証明書の交付

被災者の各種支援措置を実施するためには、罹災証明書が必要となるため、災害発生後早期に罹災証明書を速やかに交付する体制を確立する。

- (1) 情報共有体制についてあらかじめ検討し、必要に応じて、発災後に応急危険度判定の判定実施計画や判定結果を活用した住家被害の調査・判定を早期に実施できるよう努める。また、住家等の被害の程度を調査する際、必要に応じて、航空写真、被災者が撮影した住家の写真、応急危険度判定の判定結果等を活用するなど、適切な手法により実施する。
- (2) 罹災証明書の発行にあたっては、被災者の利便を図るため、専用窓口を設置するとともに、被災者への交付手続き等についての広報に努める。その際、被災建築物の応急危険度判定調査、被災宅地危険度判定調査、住家被害認定調査等、住宅に関する各種調査が個別の目的を有していることを踏まえ、それぞれの調査の必要性や実施時期の違い、民間の保険損害調査との違い等について説明するものとする。

3 応急仮設住宅等の建設

応急仮設住宅については、被災者の状況や意向を確認し、その必要性を見極めた上で建設を行う。

- (1) 実施機関等
災害救助法を適用した場合の応急仮設住宅の設置は、知事が実施し、それ以外の場合は市が実施する。ただし、知事から委任を受けた場合は、市が実施する。
- (2) 建設地の選定
建設地は、原則として市有地等で危険区域以外の保健衛生上も良好な場所とする。なお、県の「災害時における応急住宅供給に係る報告要領」により平時において応急仮設住宅建設用地（予定地）を把握し、県へ報告する。
- (3) 応急仮設住宅の運営管理
市は、各応急仮設住宅の適切な運営管理を行うものとする。この際、応急仮設住宅における安心・安全の確保、孤独死や引きこもりなどを防止するための心のケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努めるとともに、女性の参画を推進し、女性や子ども・若者を始めとする生活者の意見を反映できるよう配慮するものとする。また、必要に応じて、応急仮設住宅における家庭動物の受け入れに配慮するものとする。

【災害救助法による応急仮設住宅の建設】

項目	概要
入居対象者	<p>原則として、災害により被災し、次に掲げる全てに該当する者とする</p> <ul style="list-style-type: none"> ・住宅が全壊、全焼又は流失した者であること ・居住する住宅がない者又は避難指示等により長期にわたり自らの住居に居住できない者であること ・自らの資力をもってしては、住宅を確保することのできない者であること
入居者の選定	<ul style="list-style-type: none"> ・応急仮設住宅の入居者の選定については、県（建築班）が市長の協力を求めて行うものとする ・ただし、県は状況に応じて市長に事務委任することができるものとする
規模・構造及び費用	<ul style="list-style-type: none"> ・応急仮設住宅の標準規模は、1戸当たり平均29.7m²とする ・応急仮設住宅の設計に当たっては、高齢者や障がい者等の利用に配慮した住宅の仕様はすべての入居者にとって利用しやすいものであることから、通常の応急仮設住宅を含め、物理的障壁の除去されたユニバーサルデザイン仕様を目指すとともに、地域の気象環境等も考慮した配置や設計に努める ・工事費は、災害救助法及び関係法令の定めるところによるものとする
着工及び完成の時期	<ul style="list-style-type: none"> ・着工の時期は、災害発生の日から20日以内に着工し、速やかに建設するものとする。なお、大災害等で20日以内に着工できない場合は、事前に内閣総理大臣の承認を得て必要最小限度の期間を延長することができるものとする
供与期間	<ul style="list-style-type: none"> ・完成の日から建築基準法第85条第4項の規定による期限内（最長2年以内）とする

(4) 野外収容施設の設置

災害対策本部は、避難者の受入又は遺体の収容が不可能の場合を考慮し、野外仮設資材の調達先及び仮設場所等を把握しておく。

また、災害の発生により野外避難受入施設又は野外遺体収容施設の仮設を要する場合は、これを整備する。

4 被災住宅の応急修理

本部長は、災害救助法を適用した場合において、災害発生による被災住宅の応急修理を要する場合は県に報告し、被災住宅の応急修理について知事の委任がある場合は、その修理を行う。

【住宅の被害の拡大を防止するための緊急の修理】

項目	概要
緊急修理対象者	<p>次の要件を満たす者とする</p> <ul style="list-style-type: none"> ・準半壊、半壊、中規模半壊又は大規模半壊の被害を受け、雨水の侵入等を放置すれば住家の被害が拡大するおそれがある状態にあること（全壊の住家は、修理を行えない程度の被害を受けた住家であるので緊急修理の対象とはならないが、修理を実施することにより居住が可能であって、引き続き居住する意思がある場合はこの限りではない）
修理の範囲と費用	<ul style="list-style-type: none"> ・緊急修理は、日常生活に必要最小限の部分の修理を行うまでの間、ブルーシートやベニヤ板、落下防止ネットなどで緊急的に措置し、住宅の損傷が拡充しないようにするものとし、現物をもって行う ・費用は、災害救助法及び関係法令の定めるところによるものとする
緊急修理の期間	<ul style="list-style-type: none"> ・災害発生の日から10日以内に完了する ・やむを得ず10日以内での救助の適切な実施が困難となる場合には、内閣総理大臣と協議の上、実施期間の延長を行うことができる

【日常生活に必要な最小限度の部分の修理】

項目	概要
応急修理対象者	<p>次の要件をすべて満たす者とする</p> <ul style="list-style-type: none"> ・準半壊、半壊、中規模半壊又は大規模半壊の被害を受け、そのままでは住むことができない状態にあること。ただし、対象者が自宅にいる場合であっても、日常生活に不可欠な部分に被害があれば、対象として差し支えない また、全壊の住家は、修理を行えない程度の被害を受けた住家であるので、住宅の応急修理の対象とはならないが、応急修理を実施することにより居住が可能である場合はこの限りではない ・応急修理を行うことによって、避難所等への避難を要しなくなると見込まれること ・応急仮設住宅（民間賃貸住宅の借上げを含む。）を利用しないこと。ただし、応急修理の期間が1か月を超えると見込まれる者であって、自宅が半壊（住宅としての利用ができない場合）以上の被害を受け、他の住まいの確保が困難な者については災害発生の日から原則6か月に限り、応急修理完了までの間、応急仮設住宅の使用が認められる ・準半壊、半壊又は中規模半壊の被害を受けた者については、自らの資力では応急修理をすることができない者であること
修理の範囲と費用	<ul style="list-style-type: none"> ・応急修理の対象範囲は、居室、炊事場及び便所等日常生活に必要最小限度の部分に対し、現物をもって行うものとする ・費用は、災害救助法及び関係法令の定めるところによるものとする
応急修理の期間	<ul style="list-style-type: none"> ・災害発生の日から3か月以内（災害対策基本法第23条の3第1項に規定する特定災害対策本部、同法第24条第1項に規定する非常災害対策本部

項目	概要
	又は同法第28条の2第1項に規定する緊急災害対策本部が設置された災害にあっては、6か月以内)に完了するものとする ただし、災害の規模や被災地の実態等により、3か月(又は6か月)以上実施に要する場合には、あらかじめ実態等に即した必要な期間を内閣総理大臣と協議の上、実施期間の延長を行うことができる

5 災害相談の実施

災害による生活面や精神面の相談に応じ、生活再建への支援を促進するため、市は、避難所等に災害相談窓口を設置する。災害相談窓口を設置した場合、直ちに関係機関と協力し、指定する施設や市のホームページ上に災害相談窓口や電話相談窓口を掲載し、相談・問い合わせ等の業務を実施する。

また、避難生活等が長期化することで、ストレスが高じることも想定されるため、保健師等の派遣による心のケアを含む健康対策、孤独防止対策などを行う。

相談業務の内容の主な内容は、次のとおりとする。

- (1) 生業資金のあっせん、融資に関すること
- (2) 被災住宅の修理及び応急住宅のあっせんに関すること
- (3) 行方不明者の捜索に関すること（被災者の安否の確認に関すること）
- (4) その他住民の生活に関すること

第20節 死者の搜索、遺体の処理等

災害対策本部は、警察を中心とした関係機関に協力し、行方不明者の搜索並びに遺体の収容、処理及び埋葬を行う。

この場合において、行方不明者の届け出等の受付窓口を明確にするとともに、家族等からの安否確認について回答できる体制の構築に努める。

本節では、行方不明者の搜索や遺体の取扱いに関する事項を記載する。

第1 行方不明者の搜索及び遺体の取り扱い

1 搜索活動

災害対策本部は、災害で行方不明の状態にある者を対象として次により搜索し、遺体を発見したときは、これを収容する。

また、死者が多数にのぼる場合、また、火葬場が被災して利用できない場合を想定し、遺体の保存のため、災害時応援協定を締結した民間事業者等の協力を得て、十分な量のドライアイス、柩、骨壺等の確保ができる体制を目指すとともに、近隣地方公共団体の協力による火葬体制の整備に努める。

- (1) 災害状況を把握し、搜索に必要な人数、車両、その他必要な物資を決定する。
- (2) 警察、消防関係機関と連絡調整の上、共同で搜索を行う。
- (3) 搜索に必要な物資は、関係機関との連絡調整の上確保する。
- (4) 遺体の搜索は、災害発生の日から可能な限り速やかに完了するよう行う。

2 災害救助法適用の場合の搜索活動

災害救助法を適用した場合の遺体の搜索は、災害により現に行方不明の状態にあり、かつ周囲の事情により既に死亡していると推定される者に対して行い、以下の基準で実施するものとする。

- (1) 救助実施者が遺体の搜索を実施するに当たっては、搜索に要する機械、器具等について現物により給付するものとする。
- (2) 費用、期間等は、福島県災害救助法施行細則別表第1「災害救助法による救助の程度、方法及び期間」による。

第2 遺体の取扱い

災害対策本部は、民間事業所等の協力を求め、引渡しのあった遺体について、埋葬までの取扱いを行う。

- (1) 仮安置所については、災害発生地付近の公共施設、寺院等を対象に、状況に応じて適宜指定する。野外遺体収容施設の仮設を要する場合は、これを整備する。
- (2) 遺体の取扱いは、次の範囲内において行う。
 - ① 遺体の洗浄、縫合、消毒等
 - ② 遺体の一時保存
 - ③ 検案（医師）、検視（警察）及び身元確認
 - ④ 遺体収容所から火葬場への移送

第3 埋葬等

災害対策本部は、遺体について埋葬等を行う。

- (1) 埋葬等を行った場合には、埋葬台帳を作成する。
- (2) 埋葬等は、次の範囲内において、できる限り棺等の現物をもって、埋葬等を実施する者に支給して行う。

① 棺（付属品を含む）

② 骨つぼ及び骨箱

- (3) 広域火葬が必要と判断される場合は、「福島県広域火葬計画」及び「福島県広域火葬事務処理要領」に基づき、対応を図る。

- (4) 災害の状況に応じ、その応急措置として仮埋葬を行う。

- (5) 仮埋葬場所等の確保に努め、必要に応じて各墓地管理者へ依頼する。

第21節 生活関連施設の応急対策

本節では、市民生活に必要不可欠なライフラインに関する応急対策について記載する。

第1 上水道施設災害応急対策

水道事業者及び水道用水供給事業者は、災害発生時における応急給水用飲料水の確保を行うとともに、次により水道施設の復旧対策を実施するものとする。災害時の上水道施設の被害状況を把握するため、災害直後は、あらかじめ定められた組織体制により各施設等を巡回し調査する。

第2 下水道施設災害応急対策

1 施設の被害調査

災害時の下水道施設の被害状況を把握するため、災害直後は、あらかじめ定められた組織体制により各施設等を巡回し調査する。

2 体制の構築と広報

災害時には、施設及び管渠の状況に応じ、復旧資材の調達及び機械器具の点検並びに技術者等の確保を行い、市内関係者との連絡を密にし、復旧作業体制を整える。

また、施設の被害状況や復旧の見込み、注意事項等を広報車その他の方法を利用し、市民に広報する。

3 応急復旧対策

下水道施設に大規模な被害があった場合は、清掃担当課と連携し、環境衛生の確保を図る。また、その被害状況に応じ、復旧方針を作成するとともに、関係者の協力を得て早期復旧を図る。

第3 電気施設災害応急対策

1 市の対応

災害対策本部は、東北電力ネットワーク（株）会津若松電力センターと緊密な連絡をとり、電力施設の防護及び被災地に対する電力供給の確保に最大限の協力を要請する。

(1) 復旧への協力

市は、電気供給設備の甚大な被害について、電力供給機関の地域責任者により応援の依頼があった場合は、状況により労務の提供などの便宜を図る。

(2) 市民へ周知する事項（電気事故防止）

市は電気事故防止のため、市民に対し、電力設備について次のような異常を発見した場合は、東北電力ネットワーク（株）会津若松電力センターにアプリチャット等を利用して、状況写真や異常箇所の情報提供を迅速に行うよう周知する。

- ① 電線が切れ地上に垂れ下がっているとき
- ② 樹木、テレビのアンテナ、煙突等が倒れて電線に接触しているとき
- ③ 電力の施設より火花、音響、煙等が出ているとき
- ④ 電柱や支線などが危険な状態になっているとき

2 電力施設の対応

(1) 災害対策組織の設置

災害が発生した場合は、あらかじめ定められた基準等に基づき、災害の規模、その他の状況に応じ、災害対策組織を設置するものとする。

(2) 人員の確保

- ① 対策要員の確保については、あらかじめ従業員の動員体制を定めて対応するものとする。
- ② 従業員以外の復旧要員を必要とする事態が予想され、又は発生した場合は、他電力会社及び工事関係会社との協定等に基づき、要員の応援を要請するものとする。

(3) 応急復旧用資機材の確保等

① 調達

対策組織の長は、予備品、貯蔵品等の在庫量を確認し、調達を必要とする資材は、次のいずれかの方法により可及的速やかに確保するものとする。

ア 現地調達

イ 対策組織相互の流用

ウ 納入メーカーからの購入

エ 他電力会社からの融通

② 輸送

災害対策用の資機材の輸送は、あらかじめ要請した輸送会社の車両、船舶、ヘリコプター、その他実施可能な運搬手段により行うものとする。

③ 資材置場等の確保

復旧資材置場及び仮設用用地が必要となった場合は、あらかじめ調査していた用地をこれに充てるものとする。

(4) 災害時における広報

- ① 災害が予想される場合又は災害が発生した場合は、停電による社会不安の除去のため、電力施設被害状況、停電地域及び復旧見通しについての広報を行うものとする。また、住民の感電事故を防止するため、次の事項を中心に広報活動を行うものとする。

ア 無断昇柱、無断工事をしないこと

イ 電柱の倒壊、折損、電線の断線、垂下等の設備の異常を発見した場合は、速やかに会社事業所に通報すること

ウ 断線、垂下している電線には絶対に触れないこと

エ 浸水、雨漏りなどにより冠水した屋内配線、電気器具等は危険なため使用しないこと

オ 屋外に避難するときは安全器又はブレーカーを必ず切ること

カ その他事故防止のため留意すべき事項

- ② 広報の方法は、テレビ、ラジオ、新聞等の報道機関を通じて行うほか、広報車等により直接当該地域へ周知するものとする。

(5) 被害状況の把握（情報収集）

災害が発生した場合は、対策組織の長は、次に掲げる情報を迅速かつ的確に把握し、速やかに上位機関災害対策組織に報告するものとする。

① 一般情報

ア 気象、地象情報

イ 一般被害情報

一般公衆（住民）の家屋被害情報、人身災害発生情報及び電力施設等を除く水道、ガス、交通、通信、放送施設、道路、橋りょう等の公共施設をはじめとする当該管内全般の被害情報

ウ 対外対応状況（地方自治体の災害対策本部、官公署、報道機関、需要家等への対応状況）

エ その他災害に関する情報（交通状況等）

② 会社被害情報

ア 電力施設等の被害状況及び復旧状況

イ 復旧の状況と見通し

ウ 復旧資材、応援隊、食料等に関する事項

エ 従業員の被災状況

オ その他災害に関する情報

(6) 災害時における危険予防措置

電力需要の実態を考慮して、災害時においても原則として供給を継続するが、警察、消防機関等から要請等があった場合には、対策組織の長は送電停止等の適切な危険予防措置を講ずるものとする。

(7) 復旧計画等

① 災害対策組織は、設備ごとに被害状況を把握し、次に掲げる事項を明らかにした復旧計画を立てるとともに、その内容を上位機関災害対策組織に速やかに報告するものとする。

ア 復旧応援要員の必要の有無

イ 復旧要員の配置状況

ウ 復旧資材の調達

エ 復旧作業の日程

オ 仮復旧作業の完了見込み

カ その他必要な対策

② 上位機関災害対策組織は、上記①の報告に基づき、下位機関災害対策組織に対し復旧対策について必要な指示を行うものとする。

③ 復旧計画の策定及び実施に当たっては、あらかじめ定めた各設備の復旧順位によるこを原則とするが、災害状況、各設備の被害状況、各設備の被害復旧の難易を考慮して、供給上復旧効果の最も大きなものから復旧を行うものとする。なお、復旧順位については人命に関わる箇所、災害応急・復旧対策の中核となる官公署庁舎等を優先することとし、必要に応じて県災害対策本部と協議調整を行うものとする。

第4 建築物等の応急対策

役場庁舎、集会所等の多数の者が利用する施設及び社会福祉施設等において、災害が発生した場合、市は当該施設の管理者としてあらかじめ定められた消防計画等の計画に基づき、利用者の安全対策、避難誘導、施設点検、被害状況の報告等の応急対策を行うこととなるが、次のような施設については、各施設の管理者の指示するところによるものとする。

- (1) 役場庁舎
- (2) 学校施設
- (3) 保育所・幼稚園・こども園
- (4) 医療機関
- (5) 市営住宅
- (6) 社会福祉施設

第5 土木施設の応急対策

1 道路、橋梁

市は、災害時には、道路、橋梁の危険箇所の把握及び応急措置を行う。

- (1) 道路、橋梁の危険箇所の把握

① 市の管理する道路

市の管理する道路の破損、決壊、橋梁の流失その他交通に支障を及ぼすおそれのある箇所を早急に把握し、迅速かつ適切な措置をとる。

② 国、県の管理する道路

応急対策活動上重要となる国道及び県道の被害状況、復旧見通し等の情報を市が収集する。

- (2) 応急措置

① 市の管理する道路に対する措置方法

市長は、市の管理する道路に災害が発生した場合は、直ちに応急措置を行うよう努めるとともに、迂回路がある場合はこれにより交通の確保をする。

② 国、県の管理する道路に対する措置要請

国道及び県道に対する措置が実施される必要がある場合は、国や県に対し措置要請を行う。

2 河川

河川施設が被災した場合は、迅速に応急復旧を行い、施設の損壊や浸水を防止する。

第22節 文教対策

本節では、小・中学校等の教育施設に対する応急復旧対策や迅速や教育活動の再開に関する事項について記載する。

第1 教育施設等の応急復旧対策

1 被害状況の把握

市の教育施設や保育施設が被災した場合は、施設管理者が速やかにその現況の報告を災害対策本部長及び教育長に行い、その報告に基づき、復旧計画に移行する。

2 施設の復旧

災害発生時においては、教育施設の一部は住民の避難場所、避難所として利用することとなるため、その復旧は速やかに実施する。

3 災害時の教育の場の確保

市教育委員会は、災害時における被害を想定し、災害時の教育の場の確保に努める。

第2 応急教育実施場所及び教育実施者の確保措置

1 教育施設の確保

(1) 被害箇所及び危険箇所の応急修理

被害箇所及び危険箇所は早急に改修し、安全な環境下での教育活動の実施を図る。

(2) 公立学校の相互利用

授業の早期再開を図るため、被災を免れた公立学校施設を相互に利用する。

(3) 仮設校舎の設置

校舎の修理が不可能な場合には、プレハブ校舎等の教育施設を設け、授業の早期再開を図る。

(4) 公共施設の利用

被災を免れた公民館等の社会教育施設、体育施設、その他公共施設等を利用して、授業の早期再開を図る。

2 教員の確保

市教育委員会は県教育委員会とともに、災害により通常の教育を実施することが不可能となった場合の応急対策として、次により教員を確保する。

(1) 臨時参集

教員は、原則として各所属校に参集するものとする。

ただし、交通途絶など登校不能な場合は、最寄りの学校（小学校、中学校の別）に参集する。

(2) 退職教員の活用

災害により教員の死傷者が多く平常授業に支障を及ぼす場合は、退職教員を臨時に雇用するなどの対策をとる。

第3 教科書、教材等学用品の調達及び配給の方法

被災児童生徒の教科書及び不足教材、学用品は、災害の発生と同時にその実態を把握し、早急に調達、迅速な配給を図る。

教科書については、教科書会社及び販売店との密接な連絡のもと、配給調達の確保に努める。

第4 給食等の措置

1 給食対策

学校や給食施設が被災し学校給食の実施が困難となった場合は、市教育委員会は直ちに学校給食の継続のための対策をとる。この場合において、次に掲げる事項について特に留意する。

- (1) 他の給食施設、設備の活用
- (2) 給食従事職員の確保
- (3) 近隣の給食実施校からの給食援助
- (4) 主食の供給及び給食物資の確保
- (5) 衛生面の確保による食中毒の予防

2 給食の一時中止措置

給食施設の被災、調理員等の罹災、食材確保の困難など、特別な事情がある場合は、学校給食の一時中止措置について判断するものとする。

なお、給食の再開にあたっては、衛生管理に十分注意する。

3 災害時の給食施設利用の特例

災害時には、一時的に給食施設を避難所等への食料拠点とする場合がある。この場合は、児童生徒の給食への影響が最小限となるよう配慮するとともに、市教育委員会と事前協議を行う。

第5 災害時の学校等の対応

1 学校の対応

- (1) 校長は、各種情報等の把握に努め、的確な指揮にあたる。
- (2) 教職員は、初期消火、救護、搬出活動の防災活動を行う。
- (3) 児童生徒等については、教職員の指導の下に全員を直ちに帰宅させることを原則とし、屋外の移動が危険な場合は学校等が保護する。ただし、児童生徒等のうち障がい児については、学校等において保護者等に引き渡す。
- (4) 交通機関の利用者、留守家庭等の児童生徒等のうち帰宅できない児童生徒等については、状況を判断し、学校等が保護する。

2 教職員等の対応、指導基準

- (1) 災害発生の場合、児童生徒等を教室等に集める。
- (2) 児童生徒等の避難・誘導にあたっては、氏名・人員等の把握、異常の有無等を明確にし、的確に指示する。
- (3) 学級担任等は、学級名簿等を携行し、所定の場所へ誘導・避難する。
- (4) 障がいのある児童生徒等については、あらかじめ介助体制等の組織を作るなど十分配慮する。
- (5) 児童生徒等の保護者等への引き渡しについては、あらかじめ決められた引き渡しの方法で確実に行う。
- (6) 遠距離通学者、交通機関利用者、留守家庭等で帰宅できない児童生徒等については、氏名・人員等を確実に把握し、引き続き保護する。
- (7) 児童生徒等の安全を確保したのち、校長の指示により防災活動にあたる。

第6 幼稚園・保育所、こどもクラブ等の災害時の応急保育体制

1 園児、児童の避難計画

災害時においては、幼稚園・保育所、こどもクラブ等の施設管理者は、園児、児童の被災状況を把握するとともに、あらかじめ策定した避難計画をもとに、園児、児童の安全確保に努めるものとする。

2 応急保育体制

応急保育体制については、学校教育に順ずるものとし、施設の応急復旧対策に取り組むとともに、あらかじめ作成した計画に基づき応急保育の実施を行うものとする。

なお、給食については、状況をかんがみ、一時中止措置を検討する。

3 一時的な保育の実施

幼稚園・保育所、こどもクラブ等は、被災により一時的に保育を要する園児、児童の受け入れに協力するよう努めるものとする。

第7 その他関連教育対策

- (1) 被害を受けた児童生徒に対し、ユニセフ協会に被害状況を報告し、学用品等の援助を依頼する。
- (2) 小中学校長や幼稚園長、保育所長は災害の規模が大きく、その被害が甚大であった場合においては、速やかに「罹災状況」を調査する。
- (3) 被害が甚大な場合、他校又は集会所等を利用して授業を行う場合は、臨時健康診断を行い疾病対策に配慮する。

第8 文化財等の応急対策

文化財等については、所有者又は管理者が搬出担当者を定め、防災及びその搬出にあたって万全を期するものとする。

市教育委員会は、市内文化財一覧に基づき災害等の際に迅速な保全対策を行うための指導・助言を行う。

1 搬出可能な文化財対策

市教育委員会は、所有者等と協議して搬出担当者を定め、安全な搬出に努めるとともに、あらかじめ搬出場所や搬出方法の助言を行う。

2 建造物及び搬出不可能な文化財の対策

各文化財等について、市教育委員会は必要に応じ防火査察や火災防ぎよ訓練などを実施し、災害に備えるとともに、所有者に対し予防及び応急対策についての指導助言を行い、文化財等の保全に努める。

3 史跡、名勝及び天然記念物の応急対策

史跡等の応急対策については、史跡の管理者を中心として、その性質等によって災害時の応急措置についての指導・助言を行う。

第23節 要配慮者対策

本節では、要配慮者に関する情報提供や個別避難計画の提供、社会福祉施設に関する対策、児童や外国人に対する対策について記載する。

第1 災害時における要配慮者対策

市は、以下の点に留意し、防災関係機関や地域関係機関等の協力を得ながら、高齢者及び障がい者等に係る対策を実施する。

また、災害の発生に際しては、平時より在宅保健福祉サービス等の提供を受けている者に加え、災害を契機に新たに支援を要する者が発生することから、これらの対象者に、時間の経過に沿って、的確なサービスの提供を行っていく。

1 避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の提供

災害時には、本編第2章第17節に定めるとおり、避難行動要支援者を把握し、名簿並びに住宅地図を消防署、警察署、地域等の「避難支援等関係者」に提供する。

また、被災地域に居住する対象者の状況や、避難所や在宅の対象者の把握のため、住民基本台帳情報、高齢者情報、障がい者情報に加え、「避難支援関係者」ごとの地域区分や一人暮らし高齢者、難病患者等の名簿を利用し、地域の協力により、対象者の所在や状況を把握する。

2 要配慮者への情報提供

避難行動要支援者を含めた要配慮者に対し、「高齢者等避難」をはじめとした避難情報の提供を行う。

また、障がい者等については、平時から利用する情報伝達支援の継続に努めるとともに、災害時電話発信サービス、FM放送、新聞、手話付きテレビ放送等を利用することにより、被災した障がい者及び高齢者、外国人等に対して、生活必需品や利用可能な施設及びサービスに関する情報等の提供を行う。

3 避難生活における配慮

要配慮者については、通常の避難生活に支障があるため、当該要配慮者や家族等の同意を得て、必要に応じ、それぞれの状況に適した福祉避難所への移送を進める。また、福祉避難所で受け入れるべき要配慮者を事前に調整の上、個別避難計画を作成し、要配慮者が、避難が必要となった際に福祉避難所へ直接避難することができるよう努める。

4 要配慮者への生活支援

(1) 必要な支援内容の把握

介護職員等の派遣や緊急入所等の必要性など、保健福祉ニーズの把握に努める。

(2) 保健福祉サービスの提供

要配慮者に対する保健福祉サービスの提供を、できる限り速やかに組織的・継続的に開始する。

(3) 日常生活の継続に必要な物資やサービスの提供

避難所等において、被災した高齢者及び障がい者の生活に必要な車椅子、椅子型簡易トイレ、おむつ等の物資確保について、備蓄品を活用するとともに、災害時応援協定をとおして事業所等に協力要請を行う。また、ガイドヘルパー、手話通訳者等の人材の確保に努める。

第2 社会福祉施設等に係る対策

1 入所者の安全確保

被災社会福祉施設等においては、避難誘導等により、速やかに入所者の安全の確保を図る。

2 支援要請

被災社会福祉施設等については、水、食料品等の日常生活用品及びマンパワーの不足数を把握し、近隣施設、市、県等に支援を要請する。

3 災害対策本部が行う支援

- (1) 被災社会福祉施設等のライフラインの復旧については、あらかじめ施設等を地図上に表示した上で、優先的な対応が行われるよう事業者に要請する。
- (2) 復旧までの間、水、食料品等の必須の日常生活用品等の確保のための措置を講じる。
- (3) ボランティアへの情報提供などを含め、マンパワーの確保に努める。

4 受入協力の依頼

災害対策本部は、社会福祉施設等に対し、災害時応援協定を締結するなどにより、施設の機能を低下させない範囲で、配慮の必要性の高い被災者の一時的な施設への受け入れ（福祉避難所）に協力していただく態勢の構築を目指す。

第3 障がい者及び高齢者に係る対策

避難所や在宅における一般の要配慮者対策に加え、以下の点に留意しながら障がい者及び高齢者に係る対策を実施する。

- (1) 被災した障がい者及び高齢者の迅速な把握に努めること
- (2) 掲示板、広報誌、パソコン、ファクシミリ等を活用し、また、報道機関との協力のもとに、新聞、ラジオ、テレビ放送等を利用することにより、被災した障がい者及び高齢者に対して、生活必需品や利用可能な施設及びサービスに関する情報等の提供を行うこと
- (3) 避難所等において、被災した障がい者及び高齢者の生活に必要な車椅子、障がい者用携帯便器、医療用機器等の使用が必要とされる者の非常用電源、おむつ等の物資やガイドヘルパー、手話通訳者等の人材について迅速に調達を行うこと
- (4) 関係業界、関係団体、関係施設を通じ、供出への協力要請を行う等当該物資の確保を図ること
- (5) 避難所や在宅における障がい者及び高齢者に対するニーズ調査を行い、介護職員等の派遣や施設への緊急入所等必要な措置を講ずること

- (6) 障がいの種類及び程度に応じて障がい者が防災及び防犯に関する情報を迅速かつ確実に取得することができるようとするため、体制の整備充実、設備又は機器の設置の推進その他の必要な施策を講ずること
- (7) 障がいの種類及び程度に応じて障がい者が緊急の通報を円滑な意思疎通により迅速かつ確実に行うことができるようとするため、多様な手段による緊急の通報の仕組みの整備の推進その他の必要な施策を講ずること

第4 妊産婦及び乳幼児に係る対策

1 妊産婦及び乳幼児の把握

妊産婦や乳幼児は、短時間で状況が変化することから、避難行動要支援者名簿に掲載されないことが考えられる。そのため、市は、妊産婦や乳幼児の迅速な把握に努めるとともに、妊産婦や乳幼児は、避難に時間と支援を要することが多いことを考慮し、優先的な避難等を実施するなど安全を確保する。

2 避難所での配慮

- (1) 妊産婦や乳幼児は保健上の配慮を要するため、必要に応じて、妊婦、母子専用の休養スペースを確保し、栄養の確保や健康維持のため生活面の配慮を行う。
なお、妊産婦や乳幼児はそれぞれの時期や月齢、個々人によっても差があることから、医療、保健、福祉等の専門家と連携し、個別の状況に応じた対応を行う。
- (2) 授乳スペースやおむつ交換のできるスペースを確保するとともに、哺乳瓶やお湯の衛生管理ができる環境を整える。

第5 児童に係る対策

1 要保護児童の把握

市は、次の方法等により、要保護児童（被災による孤児、遺児及び養育に支障を生じている児童等）の発見、把握及び支援を行う。

- (1) 避難所の責任者等は、避難児童の状況確認に努め、要保護児童を把握した場合は、市又は児童相談所に対し通報するよう措置を講じる。
- (2) 住民基本台帳による犠牲者の確認、災害による死者に係る義援金の受給者名簿及び住民からの通報等を活用し、孤児、遺児を速やかに発見するとともに、その実態把握を行う。
- (3) 要保護児童の親族等に情報を提供し、親族による受け入れの可能性を探るとともに、外部支援が必要な場合には、児童福祉サービスや児童相談所への一時保護、児童養護施設への入所等を要請する。
- (4) 孤児、遺児については、母子父子寡婦福祉資金の貸し付け、遺族年金の早期支給手続き等の経済的支援についての相談に応じる。

2 児童の保護等のための情報伝達

市は、市民に対し、SNS、掲示板、広報紙等の活用、報道機関の協力により、要保護児童を発見した際の保護及び市への通報の協力を呼び掛けるとともに、育児関連用品の供給状況、利用可能な児童福祉サービスの状況、児童福祉施設の被災状況及び復旧状況等について的確な情報提供を行う。

第6 外国人に係る対策

(1) 避難所及び在宅の外国人への情報提供

市は、避難所や在宅の外国人の生活を支援するため、会津若松市国際交流協会などに協力を求め、語学ボランティアの協力を得て外国人に配慮した生活情報の提供や、チラシ、情報誌などの発行、配布を行う。

(2) テレビ、ラジオ、インターネット通信等による情報の提供

市は、外国人への的確な情報伝達のため、テレビ、ラジオ、インターネット通信等を活用して、外国語による情報提供に努める。

(3) 相談窓口の開設

市は、語学ボランティアの協力を得て、速やかに外国人の「相談窓口」を設置し、生活相談に応じるものとする。

第24節 ボランティアとの連携

災害時にボランティア活動を円滑かつ効果的に行うために、市社会福祉協議会等の地域ボランティア活動に関する団体等と協議し、災害時の活動体制や組織づくりに必要な環境整備、ボランティア活動への参加啓発を行う。

本節では、迅速にボランティアとの連携体制を構築するため、ボランティアセンターの設置や運営体制、その役割等について記載する。

第1 災害ボランティアセンターの設置

大規模災害時において、市社会福祉協議会は、災害対策本部と協議の上、被災状況等を踏まえて「災害ボランティアセンター」を開設する。

第2 災害ボランティアセンターの設置場所

災害ボランティアセンターは、災害対策本部と市社会福祉協議会の協議により決定した場所に設置する。なお、設置にあたっては、災害ボランティアが待機できる場所の確保に配慮する。

また、特に著しい被害を受けた地域がある場合は、市社会福祉協議会は、現地災害ボランティアセンターを設置する。

第3 災害ボランティアセンターの運営体制

災害ボランティアセンターは、市社会福祉協議会が中心となって運営し、活動方針や運営については、災害ボランティアセンター自らの決定に委ねることとする。

災害対策本部は、ボランティア活動者へ交通情報や宿泊場所等に関する情報提供等を行うとともに、市社会福祉協議会への運営支援に努め、センター設置に必要な情報や資機材、活動拠点等の提供等、環境整備に協力する。また、災害対策本部は、必要に応じ災害ボランティアセンターに市職員を派遣常駐し、運営支援と相互の情報共有を図る。

第4 災害ボランティアセンターの役割

- (1) 被災者が必要とするボランティア情報の把握
- (2) 災害対策本部と連携したボランティアの募集
- (3) 災害ボランティアの受け入れ及びそのコーディネート
- (4) ボランティア活動に必要な被害箇所、交通、ライフライン等に関する情報の提供
- (5) 災害ボランティアに関する災害対策本部との情報共有

第5 ボランティアに協力要請する内容

- (1) 避難所における避難者支援（食料や支援物資の配給、子どもとの遊び等）
- (2) 被災者宅における支援活動
- (3) 救援物資の仕分け、配給
- (4) 災害ボランティアセンターの運営協力
- (5) その他災害対策業務への協力

第6 ボランティア保険の加入促進

ボランティア活動中の事故や賠償事故の補償に効果のあるボランティア保険の普及啓発を図り、ボランティア保険への加入を促進する。

第25節 災害救助法の適用等

本節では、災害救助法の提供基準や適用時の手続き、適用範囲等について記載する。

第1 災害救助法の概要

災害救助法による救助は、大規模な災害が発生した場合又は発生するおそれのある場合に国の責任において行われ、知事は、法定受託事務としてその救助の実施に当たるものである。

災害救助法の適用に当たっては、同法、同法施行令、福島県災害救助法施行細則等の定めるところにより、速やかに所定の手続きを行うものとする。

なお、知事に対しては、災害で混乱した時期に迅速に救助業務が遂行できるよう、災害救助法又は災害対策基本法に基づき、従事命令、協力命令、保管命令等の権限が与えられている。

第2 災害救助法における留意点

- (1) 災害救助法は、住家の被害が一定の基準を超えた場合等に、知事（災害対策本部被災者支援班）が、市町村の区域単位で適用するものであるので、被害状況の把握については、迅速かつ的確に行わなければならない。
- (2) 被害の認定については、災害救助法適用の判断の基礎資料となるのみならず、救助の実施に当たって、その種類、程度及び期間の決定にも重大な影響を及ぼすものであるので、適正に行わなければならない。
- (3) 被害の認定は、専門技術的視野に立って行わなければならない面もあり、第一線機関である市町村においては、あらかじめ建築関係技術者等の専門家を確保しておくことも必要である。

第3 災害救助法の適用基準

災害救助法による救助は、災害が発生した市町村の人口に応じ、住家が滅失した世帯の数が一定の基準に達するとともに、被災者が現に救助を必要としている状況にあるとき適用される。

1 適用基準

- (1) 住家の滅失した世帯の数が本市で100世帯以上に達した場合（施行令第1条第1項第1号）
- (2) 福島県の区域内の被害世帯数が1,500世帯以上に達し、本市における被害世帯数が50世帯以上に達した場合（施行令第1条第1項第2号）
- (3) 福島県の区域内の被害世帯数が7,000世帯以上に達し、本市における被害世帯数が多数である場合（施行令第1条第1項第3号前段）
なお、この場合の「多数」については、被害の態様や周囲の状況に応じて、個々に判断すべきものであるが、基準としては各市町村の救護活動に任せられない程度の被害であるか否かによって判断される。
- (4) 災害が隔絶した地域に発生したものである等、災害にかかった者の救護を著しく困難とする特別の事情がある場合で、かつ、多数の世帯の住家が滅失した場合。（施行令第1条第1項第3号後段）なお、この場合の例を次に示す。

- ① 被害世帯を含む被害地域が他の集落から隔離又は孤立している等のため、生活必需品等の補給が極めて困難な場合で、被災者の救助に特殊の補給方法を必要とする場合
- ② 有毒ガスの発生、放射性物質の放出等のため、被災者の救助が極めて困難であり、そのため特殊の技術を必要とする場合

(5) 多数の者が生命又は身体に危害を受け又は受けるおそれがある場合（施行令第1条第1項第4号）

- ① 災害が発生し、又は発生するおそれのある地域に所在する多数の者が避難して継続的に救助を必要とする場合であり、具体的には次のような場合であること
 - ア 火山噴火、有毒ガスの発生、放射性物質の放出等のため、多数の住民が避難の指示を受けて避難生活を余儀なくされる場合
 - イ 船舶の沈没、交通事故、爆発事故等の事故により多数の者が死傷した場合
 - ② また、り災した者に対する食品若しくは生活必需品等の給与等について特殊の補給方法を必要とし、又は災害にかかった者の救出について特殊な技術を必要とする場合とは、具体的には次のような場合であること
 - ア 交通路の途絶のため多数の登山者等が放置すれば飢餓状態に陥る場合
 - イ 火山噴火、有毒ガス発生等のため多数の者が危険にさらされている場合
 - ウ 豪雪により多数の者が危険状態となる場合
- 【具体的な判断基準】
- (ア) 平年に比して短期間の異常な降雪及び積雪による住家の倒壊等又はその危険性の増大
 - (イ) 平年、孤立したことのない集落の交通途絶による孤立化
 - (ウ) 雪崩発生による人命及び住家被害の発生

2 大規模な災害における速やかな適用

大規模な水害被害等が発生した場合など、住民の避難が続き継続的に救助を必要なことが明らかな場合は、市町村から被害の情報が入手できなくても数値基準によらず速やかに第25節第31（4）を適用し、救助を行う。

3 災害が発生するおそれ段階の適用（法第2条第2項）

災害が発生するおそれがある場合において、災害対策基本法第23条の3第1項に規定する特定災害対策本部、同法第24条第1項に規定する非常災害対策本部又は同法第28条の2第1項に規定する緊急災害対策本部が設置され、同法第23条の3第2項（同法第24条第2項又は第28条の2第2項において準用する場合を含む。）の規定により当該本部の所管区域として本県が告示されたとき、市町村の区域内において当該災害により被害を受けるおそれがある場合には、災害救助法による救助を行うことができる。

第4 住家滅失世帯の算定等

災害救助法適用基準における「住家滅失世帯数」の算定に当たっては、住家の滅失（全焼・全壊・全流失）した世帯を標準としており、住家が半壊、半焼等著しく損傷した世帯については2世帯をもって1世帯とし、床上浸水、土砂のたい積等により一時的に居住不可能となった世帯については3世帯をもって1世帯とみなす。

被害の認定基準については、資料編資料3－9（災害に係る住家の被害認定の概要）のとおりである。

第5 災害救助法の適用手続き

災害救助法による救助は、市町村の区域単位で実施されるものであり、市における被害が第25節第31（1）又は（4）に掲げた適用基準のいずれかに該当し、又は該当する見込みであるときには、市長は、直ちにその旨を知事（災害対策本部被災者支援班）に情報提供しなければならない。

第6 救助の実施状況の記録及び報告

救助の実施機関は、災害救助法に基づく救助の実施状況を救助実施記録日計票として日ごとに整理記録するとともに、その状況を日報に取りまとめて、市においては県（災害対策本部被災者支援班）に報告するものとする。

この場合、取りまとめた状況はとりあえず電話等により提供し、後日文書による情報提供を行うことで差し支えない。

第7 災害救助法による救助の種類及び職権の委任等

1 救助の種類

災害救助法による救助の種類は以下のとおりである。

なお、災害発生のおそれ段階での救助として国費負担の対象となるのは、下記の内、(1)避難所の設置、(17)応急救助のための輸送、(18)応急救助のための賃金職員等となる。

- (1) 避難所の設置
- (2) 応急仮設住宅の供与
- (3) 炊き出しその他による食品の給与
- (4) 飲料水の供給
- (5) 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与
- (6) 医療
- (7) 助産
- (8) 福祉サービスの提供
- (9) 被災者の救出
- (10) 被災した住宅の応急修理
- (11) 生業に必要な資金の給与又は貸与
- (12) 学用品の給与
- (13) 埋葬

- (14) 死体の搜索
- (15) 死体の処理
- (16) 災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去
- (17) 応急救助のための輸送
- (18) 応急救助のための賃金職員等

2 救助費の繰替支弁

災害救助法第30条の規定により、市長が救助費用を繰替支弁したときの交付金の交付については、「災害救助費繰替支弁金交付要綱」に基づき行うものとする。

3 迅速な救助の実施

市は、災害発生時の迅速かつ円滑な救助の実施体制の構築に向けて、あらかじめ救助に必要な施設、設備、人員等について意見交換を行うとともに、事務委任制度や救助実施市制度の積極的な活用により役割分担を明確化するなど、調整を行っておくものとする。

第8 激甚災害の指定

災害対策基本法に規定する著しく激甚である災害「激甚災害」に相当する被害を受けた場合は、災害の状況を速やかに調査して、早期に激甚災害の指定が受けられるよう措置し、公共施設の災害復旧事業が迅速かつ円滑に実施できるよう努める。市は、県が行う激甚災害及び局地激甚災害に関する調査等について協力する。

第26節 被災者生活再建支援法に基づく支援

本節では、被災者生活再建支援法の適用に関する基準や適用範囲、必要な手続き等について記載する。

第1 被災者生活再建支援法の適用

1 被災者生活再建支援法に基づく支援金の支給

一定規模以上の自然災害により、その生活基盤に著しい被害を受けた者に対し、「被災者生活再建支援法」（以下「支援法」という。）に基づき支援金を支給することにより、その生活の再建を支援し、もって住民生活の安定と被災地の速やかな復興に資するものとする。

2 支援法の対象となる自然災害

自然災害は、暴風、豪雨、豪雪、洪水、地震、噴火その他の異常な自然現象により生ずる被害で、支援法施行令で定める内容となる。

3 支援法の対象となる世帯

支援法の対象となる被災世帯は下記のとおり。

- (1) 全壊世帯（支援法第2条第2号イ）
- (2) 解体世帯（支援法第2条第2号ロ）
- (3) 長期避難世帯（支援法第2条第2号ハ）
- (4) 大規模半壊世帯（支援法第2条第2号ニ）
- (5) 中規模半壊世帯（支援法第2条第2号ホ）

4 支援法の適用手続き

(1) 市の被害状況報告

市長は、当該自然災害に係る被害状況を収集し、速やかに知事に報告する。

(2) 県の被害状況報告及び公示

知事は、市長からの報告を精査した結果、発生した災害が支援法対象の自然災害に該当すると認めた場合は、速やかに内閣府政策統括官（防災担当）及び被災者生活再建支援法人に報告するとともに、支援法対象の自然災害であることを公示する。

5 支援金支給の基準

住宅の被害程度に応じて「基礎支援金」、住宅の再建方法に応じて「加算支援金」が支給される。

(単位：万円)

区分	基礎支援金 支給額	加算支援金		計
		住宅の再建方法	支給額	
複数世帯	全壊世帯	100	建設・購入	200
			補修	100
			賃借	50
	大規模半壊世帯	50	建設・購入	200
			補修	100
			賃借	50
	中規模半壊世帯	-	建設・購入	100
			補修	50
			賃借	25
単数世帯	全壊世帯	75	建設・購入	150
			補修	75
			賃借	37.5
	大規模半壊世帯	37.5	建設・購入	150
			補修	75
			賃借	37.5
	中規模半壊世帯	-	建設・購入	75
			補修	37.5
			賃借	18.75

第2 罹災証明書の交付

被災者の各種支援措置を実施するためには、罹災証明書が必要となるため、災害発生後早期に罹災証明書を速やかに交付する体制を確立する。

(1) 市は、住家被害の調査や罹災証明書の交付の担当部署と応急危険度判定担当部署とが非常時の情報共有体制についてあらかじめ検討し、必要に応じて、発災後に応急危険度判定の判定実施計画や判定結果を活用した住家被害の調査・判定を早期に実施できるよう努める。

また、住家等の被害の程度を調査する際、必要に応じて、航空写真、被災者が撮影した住家の写真、応急危険度判定の判定結果等を活用するなど、適切な手法により実施する。

(2) 罹災証明書の発行にあたっては、被災者の利便を図るため、専用窓口を設置するとともに、被災者への交付手続き等についての広報に努める。

その際、被災建築物の応急危険度判定調査、被災宅地危険度判定調査、住家被害認定調査等、住宅に関する各種調査が個別の目的を有していることを踏まえ、それぞれの調査の必要性や実施時期の違い、民間の保険損害調査との違い等について説明するものとする。

第3 被災者台帳の作成

1 被災者台帳の作成

被災者の援護を総合的かつ効率的に実施するために、被災者の援護を実施するための基礎とする台帳（被災者台帳）の作成に努める。

(1) 被災者台帳に記載する内容

- ① 氏名
- ② 生年月日
- ③ 性別
- ④ 住所又は居所
- ⑤ 住家の被害その他市町村が定める種類の被害の状況
- ⑥ 援護の実施の状況
- ⑦ 要配慮者であるときは、その旨及び要配慮者に該当する事由
- ⑧ 電話番号その他の連絡先
- ⑨ 世帯の構成
- ⑩ 罷災証明書の交付の状況
- ⑪ 台帳情報を市町村以外の者に提供することに被災者本人が同意している場合には、その提供先
- ⑫ 台帳情報を提供した場合には、その旨及びその日時
- ⑬ 被災者台帳の作成にあたって行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号を利用する場合には、被災者に係る個人番号（マイナンバー）
- ⑭ その他被災者の援護の実施に関し市長が必要と認める事項

(2) 台帳情報の利用及び提供

① 台帳情報の提供

市長は、以下のいずれかに該当すると認めるときは、台帳情報を利用の目的以外の目的のために自ら利用し、又は提供することができる。なおこの場合、被災者に係る個人番号（マイナンバー）は含まないものとする。

- ア 本人の同意があるとき又は本人に提供するとき
- イ 市が被災者に対する援護の実施に必要な限度で台帳情報を内部で利用するとき
- ウ 他の地方公共団体に台帳情報を提供する場合において、台帳情報の提供を受ける者が、被災者に対する援護の実施に必要な限度で提供に係る台帳情報を利用するとき

② 台帳情報の提供に関し必要な事項

台帳情報の提供を受けようとする者（申請者）は、以下の事項を記載した申請書を、台帳情報を保有する市長に提出しなければならない。

- ア 申請者の氏名及び住所（法人その他の団体にあってはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
- イ 申請に係る被災者を特定するために必要な情報
- ウ 提供を受けようとする台帳情報の範囲
- エ 提供を受けようとする台帳情報に申請者以外の者に係る者が含まれる場合にはその使用目的

オ 台帳情報の提供に関し市長が必要と認める事項

第4 被災者の生活再建支援

1 平時からの支援体制の整備

市は、平時から、被災者支援の仕組みを担当する部局を明確化し、地域の実情に応じ、災害ケースマネジメント（一人ひとりの被災者の状況を把握した上で、関係者が連携して、被災者に対するきめ細やかな支援を継続的に実施する取組）などの被災者支援の仕組みの整備等に努めるものとする。

また、国のクラウド型被災者支援システム等の被災者支援業務を支援するシステムを活用するなど、当該業務の迅速化・効率化を積極的に検討するものとする。

2 きめ細かな支援の実施

市は、被災者が自らに適した支援制度を活用して生活再建に取り組むことができるよう、災害ケースマネジメントの実施等により、見守り・相談の機会や被災者台帳等を活用したきめ細かな支援を行うとともに、被災者が容易に支援制度を知ることができる環境の整備に努めるものとする。

第4章 災害復旧・復興

第1節 費用負担と公用負担

本節では、施設の災害復旧・復興に必要な災害復旧事業計画の作成に関する方針やその種類等について記載する。

第1 費用負担

本市の水防に要する費用は、水防法第41条により本市が負担するものとする。

ただし、本市の水防活動によって次に掲げる場合においては、水防管理者相互間においてその費用の額及び負担の方法を協議して定め、協議が成立しない場合は、知事にあっせんを申請するものとする。

- (1) 水防法第23条の規定による応援のための費用
- (2) 水防法第42条の規定により、著しく利益を受ける他の市町村の一部負担

第2 公用負担

1 公用負担

水防のため緊急の必要があるときは、水防管理者、水防団長又は消防機関の長は水防の現場において次の権限を行使することができる。

- (1) 必要な土地の一時使用
- (2) 土石、竹木その他の資材の使用若しくは収用
- (3) 車両その他の運搬用機器の使用
- (4) 排水用機器の使用
- (5) 工作物その他の障害物の処分

また、水防管理者から委任を受けた民間事業者等は上記①から④（②における収用を除く。）の権限を行使することができる。

2 公用負担権限委任証

公用負担を命ずる権限行使する者は、水防管理者、水防団長又は消防機関の長にあっては、その身分を示す証明書を、水防管理者から委任を受けた者は、以下の公用負担権限委任証を携行し、必要がある場合は、これを提示しなければならない。

(例)

公用負担権限委任証	
○○○水防団 ○○長	
氏名	
上記のものに・・・区域における水防法第 28 条第 2 項の権限を委任したことを証明する。	
令和 年 月 日	
水防管理者	
氏名	印

3 公用負担命令書

公用負担を命ずる権限行使する者は、以下の公用負担命令書を 2 通作成し、その 1 通を目的物の所有者、管理者又はこれに準ずる者に交付するものとする。

(例)

公用負担命令書		
第 号		
種類	員数	
使用	収用	処分
令和 年 月 日		
水防管理者 氏名		
事務取扱者 氏名	印	

4 損失補償

本市は、公用負担の権限行使することにより損失を受けた者に対し、時価によりその損失を補償するものとする。

第2節 水防報告等

本節では、水防活動を実施した際の記録及び報告に関して記載する。

第1 水防記録

水防作業員が出動したときは、水防管理者は、次の記録を作成し、保管するものとする。

- (1) 天候の状況並びに警戒中の水位観測表
- (2) 水防活動をした河川名、海岸名及びその箇所
- (3) 警戒出動及び解散命令の時刻
- (4) 水防団員及び消防機関に属する者の出動時刻及び人員
- (5) 水防作業の状況
- (6) 堤防、その他の施設の異常の有無及びこれに対する処置とその効果
- (7) 使用資材の種類及び数量並びに消耗量及び員数
- (8) 水防法第28条の規定による公用負担下命の器具、資材の種類、数量及び使用場所
- (9) 応援の状況
- (10) 居住者出勤の状況
- (11) 警察関係の援助の状況
- (12) 現場指導の官公署氏名
- (13) 立退きの状況及びそれを指示した理由
- (14) 水防関係者の死傷
- (15) 殊勲者及びその功績
- (16) 殊勲水防団とその功績
- (17) 今後の水防について考慮を要する点、その他水防管理団体の所見

第2 水防報告

水防管理者は、水防活動が終結したときは、その状況を様式編11-1（水防活動実績報告書様式（例））に示す様式により、水防活動実施後5日以内に会津若松建設事務所を経由するなどして水防本部長に報告するとともに、水防本部長は当該水防管理者からの報告について国土交通省北陸地方整備局阿賀川河川事務所に報告するものとする。

第3節 施設の復旧対策

本節では、施設の災害復旧・復興に必要な災害復旧事業計画の作成に関する方針やその種類等について記載する。

第1 災害復旧事業計画の作成

災害復旧計画については、災害応急対策の終了後、被害の程度を十分検討した後、災害の実態把握と併せて計画を検討するものとする。

なお、その基本方針は、災害発生後、被災した各施設の原形復旧に併せて、再度災害の発生を防止するため必要な施設の整備を行う等、将来の災害に備える事業の対策内容とし、また、被災状況を的確に把握し、速やかに効果が上がるよう、関係機関は十分連絡調整を図り、事業期間の短縮に努める。

1 復旧事業計画の基本方針

復旧事業計画の基本方針については、次のとおりである。

(1) 災害の再発防止

復旧事業計画の樹立に当たっては、被災原因、被災状況等を的確に把握し、再度災害の防止に努めるよう関係機関は、十分連絡調整を図り、計画を作成する。

(2) 災害復旧事業期間の短縮

復旧事業計画の樹立に当たっては、被災状況を的確に把握し、速やかに効果の上がるよう、関係機関は十分連絡調整を図り、事業期間の短縮に努める。

2 災害復旧事業の種類

- (1) 公共土木施設災害復旧事業計画
- (2) 農林水産施設災害復旧事業計画
- (3) 都市災害復旧事業計画
- (4) 上、下水道災害復旧事業計画
- (5) 住宅災害復旧事業計画
- (6) 社会福祉施設災害復旧事業計画
- (7) 公立医療施設、病院等災害復旧事業計画
- (8) 学校教育施設災害復旧事業計画
- (9) 社会教育施設災害復旧事業計画
- (10) 復旧上必要な金融その他資金計画
- (11) その他の計画

第2 災害復旧事業に伴う財政援助及び助成計画の作成

市は、被災施設の復旧事業計画を速やかに作成するとともに、その費用の全部又は一部を、国又は県が負担又は補助するものについては、復旧事業費の決定及び決定を受けるため査定計画を策定し、国の災害査定実施が速やかに行えるよう努める。

このうち、特に公共土木施設の復旧については、被災施設の災害の程度により、緊急の場合に応じて公共土木施設災害復旧費国庫負担法その他に規定する緊急査定が実施されるよう必要な措置を講じる。

なお、災害復旧事業として採択され得る限度及び範囲については、国庫負担法、同施行令、同施行規則、国庫負担法事務取扱要綱及び同査定方針により明らかにされている。

災害復旧事業費の決定は、知事の報告その他地方公共団体が提出する資料及び実施調査に基づき決定されるが、法律又は予算の範囲内において国が全部又は一部を負担又は補助して行う災害復旧事業及び激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（以下この節において「激甚法」という。）に基づき援助される事業は、以下のとおりである。

1 法律に基づき一部負担又は補助するもの

- (1) 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法
- (2) 公立学校施設災害復旧費国庫負担法
- (3) 公営住宅法
- (4) 土地区画整理法
- (5) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律
- (6) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律
- (7) 予防接種法
- (8) 都市災害復旧は、都市災害復旧事業国庫補助に関する基本方針に基づき、予算の範囲内で事業費の2分の1を国庫補助する。
- (9) 農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律
- (10) 県が管理している公立公園施設に関する災害復旧助成措置

2 激甚災害に係る財政援助措置

災害対策基本法に規定する著しく激甚である災害（以下「激甚災害」という。）が発生した場合には、市は、災害の状況を速やかに調査し実情を把握して、早期に激甚災害の指定が受けられるよう措置し、公共施設の災害復旧事業が迅速かつ円滑に実施できるよう措置するものとする。激甚災害の指定については、本編第3章第25節第8に示すとおりである。

なお、激甚災害に係る公共施設等の復旧に対する財政援助措置の対象は、以下のとおりである。

- (1) 公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助
- (2) 農林水産施設災害復旧事業等に関する特別の助成
- (3) 中小企業に関する特別の助成
- (4) その他の財政援助及び助成

第3 災害復旧事業の実施

市、県、指定地方行政機関、指定公共機関及び指定地方公共機関等は、復旧事業を早期に実施し、災害により被害を受けた施設の復旧を迅速に行うため、実施に必要な職員の配備、職員の応援及び派遣等活動体制について、必要な措置を講ずるものとする。

復旧事業の事業費が決定され次第速やかに実施できるように措置し、復旧事業の実施効率を上げるよう努めるものとする。

第4節 被災地の復旧対策

本節では、被災地の復旧対策として、義援金の受入れや配分、被災者への公営住宅の提供、企業等への融資に関する事項を記載する。

第1 義援金の配分

1 義援金の受入

市は、義援金受付窓口を設置するとともに、日本赤十字社福島県支部、インターネット等を通じて募金を依頼する。

2 義援金の配分

市は、義援金配分委員会を組織し、被災者数、被災者世帯数、被災状況等を考慮して義援金の配分を決定する。

また、県や日本赤十字社奉仕団等関係団体の協力を得て被災者に分配する。

第2 被災者の生活確保

1 公営住宅の一時使用

項目	概要
実施機関等	<ul style="list-style-type: none"> ・公営住宅及び特定公共賃貸住宅（以下、「公営住宅等」という。）の一時使用に関する計画の立案と実施は、市長が行うものとする ・県及び市は、平時においてあらかじめ災害時に一時使用が可能な公営住宅の把握に努めるものとする ・一時使用は、地方自治法第238条の4第7項による目的外使用許可により行う
実施方法等	<p>一時使用対象者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害により被災し、自らの資力では住宅を確保できない者であって、次に掲げるいずれかに該当する者とする ・住宅が全壊、全焼又は流失した者であること ・居住する住宅がない者であること ・生活保護法の被保護者もしくは要保護者 ・特定の資産を持たない、失業者、未亡人、母子世帯、高齢者、病弱者、身体障がい者及び小企業者 ・これらに準ずる者であること
	<p>一時使用対象者の選定</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公営住宅の一時使用者の選定については、住宅を所管する地方公共団体の長が行うものとする ・公募によらない入居とし、収入基準等の入居資格要件を問わないものとする
	<p>一時使用の条件</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一時使用の条件は、原則として住宅を所管する地方公共団体が次の事項に留意し定めるものとする。ただし、同一市町村内に市町村営及び県営の公営住宅等が提供される場合は、それぞれを所管する地方公共団体が協議の上、統一の条件を定めるものとする ・一時使用の期間 ・家賃及び敷金の負担者

項目	概要
	<ul style="list-style-type: none"> ・電気、ガス、水道並びに共益費の負担者 ・退去時の修繕義務 <p>その他は、公営住宅法、同法施行令並びに特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律、同法施行令及び福島県住宅等条例並びに市の住宅等に係る条例を準用する</p>
一時使用させる住宅の戸数	<ul style="list-style-type: none"> ・一時使用させる戸数は、公営住宅等の通常の入居希望者に支障が出ない範囲で行うものとする ・市は、市の公営住宅等の提供では住宅が不足する場合に、周辺市町村又は県（建築総室）に公営住宅等の提供を依頼するものとする
正式入居の措置	一時使用を行った者については、公営住宅法又は特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律の入居資格要件に該当する者については、必要に応じて、公営住宅法第22条、同政令第5条又は特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律施行規則第26条第3項に基づく特定入居として正式入居とする

2 市・県税等の減免等の措置

被災者の納付すべき国税及び地方税については、法令及び条例の規定に基づき、申告、申請、請求、その他書類の提出又は納付若しくは納入に関する期限の延長、徴収猶予及び減免の措置を災害の状況に応じて実施する。

3 県による生活必需品等の安定供給の確保

（1）生活必需品等の価格及び需給動向の把握

大規模な水害発生後の生活必需品等の価格及び需給動向の把握に努める。

（2）特定物資の指定等

状況により特定物資の指定を行い、適正な価格で売り渡すよう指示する。

（3）関係機関等への協力要請

生活必需品等の著しい不足、価格の異常な高騰を防ぐことを目的として、国、他の都道府県及び事業者団体等に対し、情報提供、調査、集中出荷、その他の協力要請を行う。

第3 災害弔慰金の支給

市長は、災害弔慰金の支給等に関する法律の第3条第1項に該当する場合に、市の条例に基づき、死亡した住民の遺族に対して災害弔慰金を支給する。

1 対象災害

（1）1市町村において住居が5世帯以上滅失した災害

（2）県内において住居が5世帯以上滅失した市町村が3以上ある場合の災害

（3）県内において災害救助法が適用された市町村が1以上ある場合の災害

（4）災害救助法が適用された市町村をその区域内に含む都道府県が2以上ある場合の災害

2 支給限度額

死亡時において、支給を受ける遺族の生計を維持していた者の場合500万円、その他の者の場合250万円を限度として支給する。

第4 被災者への融資

1 農林水産業関係

県（農業支援総室、生産流通総室、森林林業総室）は、天災により農作物、経営施設等に被害を受けた農林漁業者の再生産等に必要な資金が低利で融資されるよう措置し、農林漁業経営の維持・安定を図るものとする。

2 商工関係（中小企業への融資）

県（商工労働総室）は、天災により事業活動に支障を生じた中小企業等の経営安定に必要とする設備・運転資金を低利で融資するものとする。

また、県信用保証協会は、中小企業信用保証法による災害関係保証の特例措置を講ずるものとする。

3 住宅関係

県（建築総室）は、天災により住宅に被害を受けた県民に対し、住宅金融支援機構から低利で融資を受けるための認定業務及びあっせんを行い、罹災者の住宅再建を支援する。

4 福祉関係

（1）生活福祉資金制度の災害援護資金の貸付

① 福祉資金（緊急小口資金）

県社会福祉協議会は、被災した低所得者が緊急かつ一時的に生活の維持が困難となった場合、小額の資金を融資するものとする。

② 福祉資金（災害援護資金）

県社会福祉協議会は、被災した低所得者（災害弔慰金の支給等に関する法律に基づく災害援護金の貸付対象となる世帯を除く。）に対し、災害を受けたことによる困窮から自立更生するのに必要な融資をするものとする。

（2）災害弔慰金の支給等に関する法律に基づく災害援護資金の貸付

市は、災害弔慰金の支給等に関する法律に基づき、災害により被害を受けた世帯の世帯主に対して生活の立て直しに必要な資金を融資するものとする。

第5節 積雪・寒冷対策

風水害・土砂災害等発生時には、県や市町村と防災関係機関の行う緊急輸送等の円滑な実施を図るため、緊急輸送路の確保を図ることが重要である。

このため、道路管理者（国、県（道路総室）、市、東日本高速道路等）は、除・排雪体制の充実を図るとともに、防雪施設（スノーシェッド、雪崩予防柵等）、消融雪施設等の整備を推進し、安全な道路交通の確保に努める。